

茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画
(2025 (令和 7) 年度~2034 (令和 16) 年度)



令和 7 年 3 月

茅 ヶ 崎 市

目次

本編

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 国、県等の計画との関係	3
4 計画期間及び目標年度の設定	4
5 計画の対象範囲	4
第2章 ごみ処理基本計画	5
第1節 ごみ処理の現状と課題	5
1 ごみの分別区分	5
2 ごみ処理フロー	6
3 ごみ処理体制	7
4 ごみ処理の実績	9
5 ごみ処理経費	14
6 前計画の評価	15
7 課題の整理	22
第2節 ごみ処理基本計画	24
1 基本理念・基本方針	24
2 基本目標	27
3 施策の設定及び展開	28
4 アクションメニュー	37
第3章 食品ロス削減推進計画	39
第1節 計画策定の趣旨	39
1 計画策定の目的	39
2 計画の位置づけ	40
3 計画期間の設定等	40
4 計画の対象範囲	40
第2節 食品ロスの現状と課題	41
1 食品ロスの発生量	41
2 食品ロスの課題	43
第3節 食品ロス削減推進計画	44
1 基本理念・基本方針	44
2 基本目標	47
3 施策の設定及び展開	48

4	アクションメニュー	54
第4章	生活排水処理基本計画	56
第1節	生活排水処理の現状と課題	56
1	生活排水の種類	56
2	生活排水処理フロー	56
3	生活排水処理体制	57
4	生活排水処理の実績	59
5	生活排水処理経費	63
6	前計画の評価	63
7	課題の整理	66
第2節	生活排水処理基本計画	67
1	基本理念・基本方針	67
2	基本目標	69
3	施策の設定及び展開	70
4	アクションメニュー	74
第5章	計画の進行管理	76
1	進行管理の手法	76
2	進行管理の指標	77
3	進行管理の体制	77
資料編		78

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」第6条第1項に基づき、市町村の区域内から発生する一般廃棄物の処理に関する基本的な方針について、長期的な視点に立ち定めるものです。

本市では、平成9年に「ごみ処理基本計画」を策定以降、度重なる改定、他計画との統合や改訂を経て現在に至っており、この計画のもと、様々な施策を実施してきました。

この間、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を受けて、各国でプラスチックごみや食品ロスなどへの取り組みが加速している中、国においても様々な法整備が進み、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しています。

この度、現行の基本計画が令和6年度末で計画期間の満了を迎えるため、社会経済情勢の変化やこれまで基本計画に掲げてきた施策の取組状況を踏まえ、現行の基本計画を全面的に見直し、新たな「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

○用語説明

一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物。家庭から排出されるごみ(家庭系ごみ)の他、商店、事務所、レストラン等の事業活動によって生じたごみ(事業系ごみ)、生活排水がある。

一般廃棄物処理計画：①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にする計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成される。

食品ロス：本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づくものとして位置づけられ、「茅ヶ崎市総合計画」や「茅ヶ崎市環境基本計画」などを上位計画とするものです。また、新たに「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく「食品ロス削減推進計画」を本計画より内包することとします。

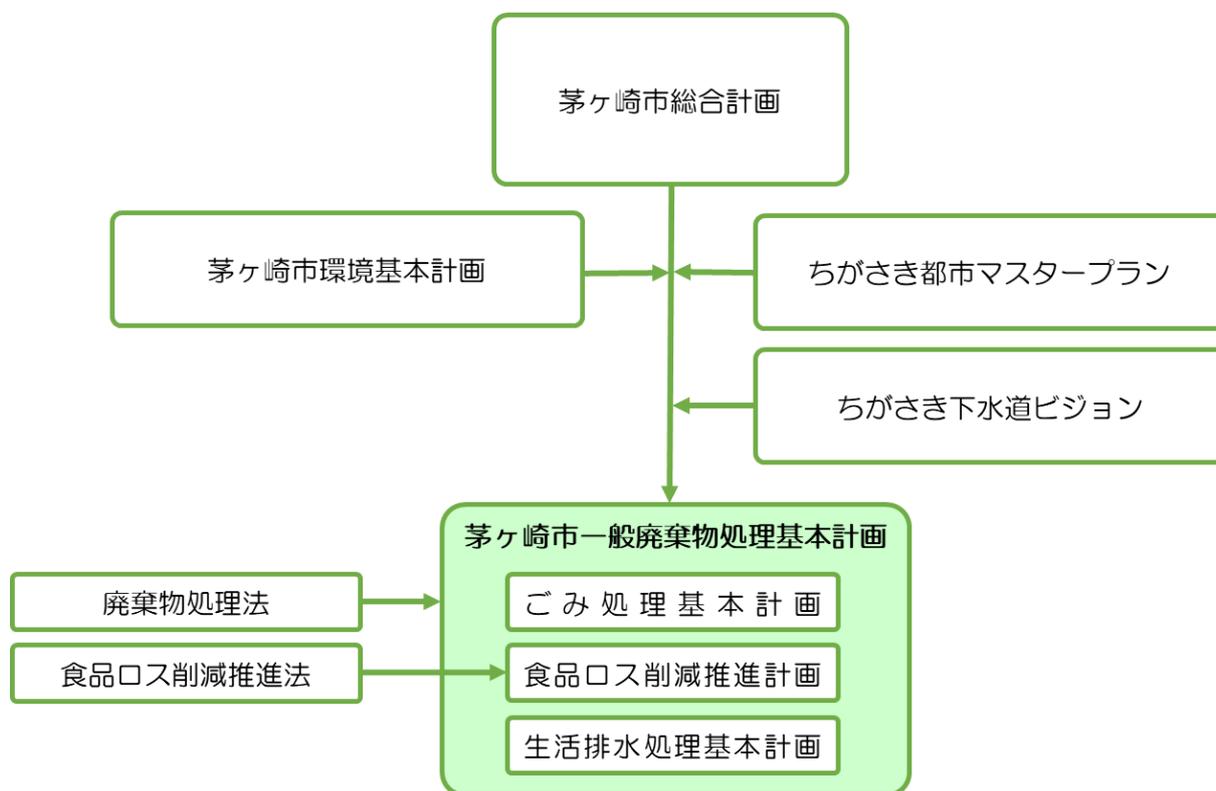


図1 計画の位置づけ

注) 本計画に掲げる具体的な取組内容は、財政の見通しと整合を図って策定される総合計画及び総合計画実施計画との整合を図ることを前提とし、総合計画及び総合計画実施計画における事業の優先度に基づき、取り組みの範囲を改めて判断していきます。

○用語説明

食品ロス削減推進法(令和元年10月施行): 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律。

3 国、県等の計画との関係

ごみ処理に関しては、廃棄物処理法のほか、様々な法律が整備され、それらに基づく計画が順次策定されるとともに、関連する様々な個別法が施行されており、また、神奈川県や湘南東ブロックにおいても、関連する様々な計画が順次策定されています。

本計画は、図2に示すとおり、関連法律はもとより、国や県などの方針や計画との整合を図るものとします。

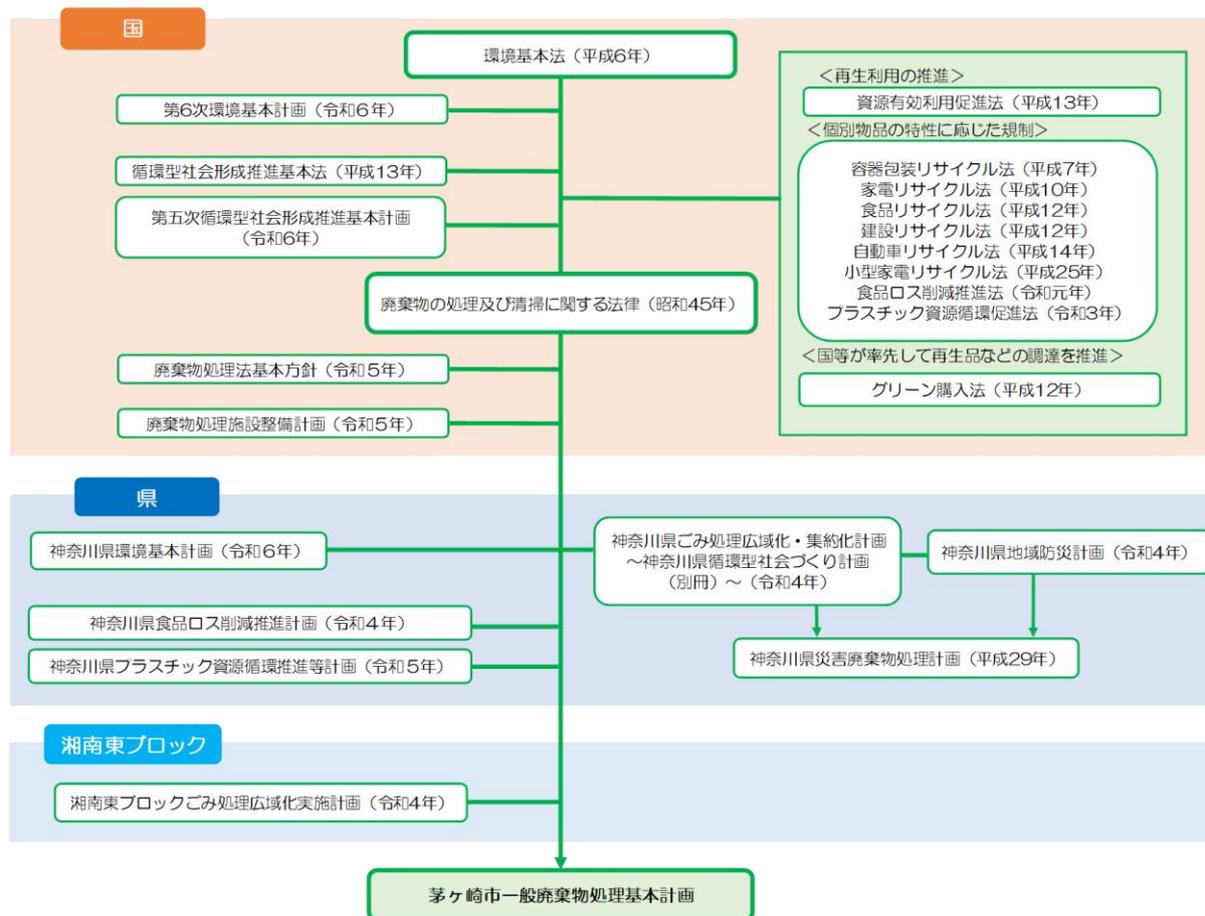


図2 国、県等の計画との関係

○用語説明

湘南東ブロック：藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」（現「神奈川県循環型社会づくり計画」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取り組みを尊重しつつ、広域で取り組む地域の名称。

4 計画期間及び目標年度の設定

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までとし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を計画目標年度(最終目標年度)とします。なお、中間目標年度に向けて令和10～11年度には、社会経済情勢の変化などに応じた見直しを行います。



図3 計画期間及び目標年度

5 計画の対象範囲

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物(ごみ(家庭系ごみ、事業系ごみ)及び生活排水)を対象とします。

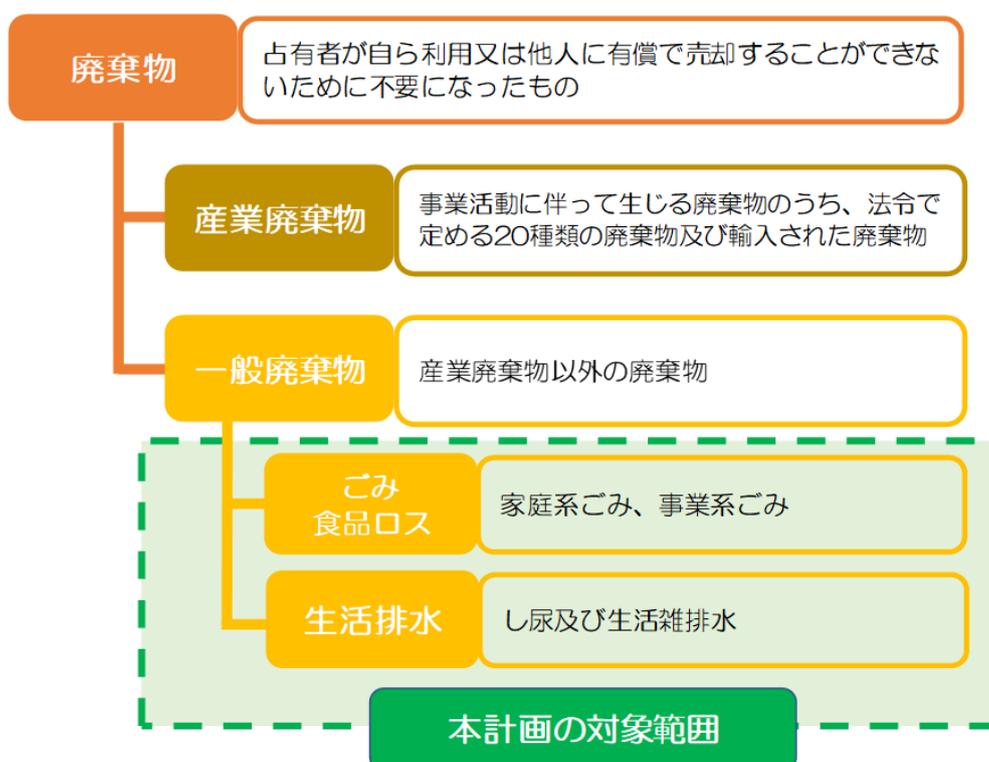


図4 計画の対象範囲

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分

本市では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等(大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ)、資源物(びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類(指定8品目)、使用済小型家電、^{はきざい}剪定枝)の4種13分別(動物死体除く)を行っています。

表1 ごみの分別区分

分別区分	内容例
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ・紙ごみ(ティッシュ) ・落ち葉、雑草、燃やせるごみに該当する枝幹(家庭菜園等で育てた植物を含む) ・紙おむつ・尿取りパットなど 
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類(指定8品目以外のもの)・陶磁器・ガラス類・プラスチック製品 ・小型家電製品(資源物の「使用済小型家電」を除く) ・蛍光灯・乾電池、ボタン電池(CR・BR形式)など 
大型ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ(1辺の長さが50cmを超え2m以下のもの) ・特定大型ごみ(指定品目で1辺の長さが1mを超え2m以下のもの) ・特定粗大ごみ(収集運搬時に危険性があるもの) 
資源物	びん <ul style="list-style-type: none"> ・飲食用、薬品、化粧品のガラスびん 
	かん <ul style="list-style-type: none"> ・飲食用のかん・スプレーかん 
	ペットボトル <ul style="list-style-type: none"> ・飲食用のペットボトル 
	古紙類 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞(チラシ)・ダンボール・本・雑誌・雑紙 ・シュレッダーで裁断した紙・飲料用紙パック 
	衣類・布類 <ul style="list-style-type: none"> ・衣類・布類・革製品・その他(かばん、ぬいぐるみ)など 
	プラスチック製容器包装類 <ul style="list-style-type: none"> ・商品、製品等の容器や包装でプラスチック製のもの 
	廃食用油 <ul style="list-style-type: none"> ・サラダ油などの植物性の食用油 
	金属類(指定8品目) <ul style="list-style-type: none"> ・なべ・やかん・フライパン・スプーン・おろし金・焼網・ポウル・ざる 
	使用済小型家電 <ul style="list-style-type: none"> ・30cm×15cmの回収ボックスの投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気、電池で動くもの 
	剪定枝 <ul style="list-style-type: none"> ・枝、幹、切り株など 
	動物死体 <ul style="list-style-type: none"> ・動物の^{へいしだい}斃死体、^{ねきしだい}轢死体・犬、猫等の小動物の死体

2 ごみ処理フロー

本市のごみは、図1に示すごみ処理フローにしたがって、収集運搬・中間処理・最終処分(資源化を含む)を行っています。

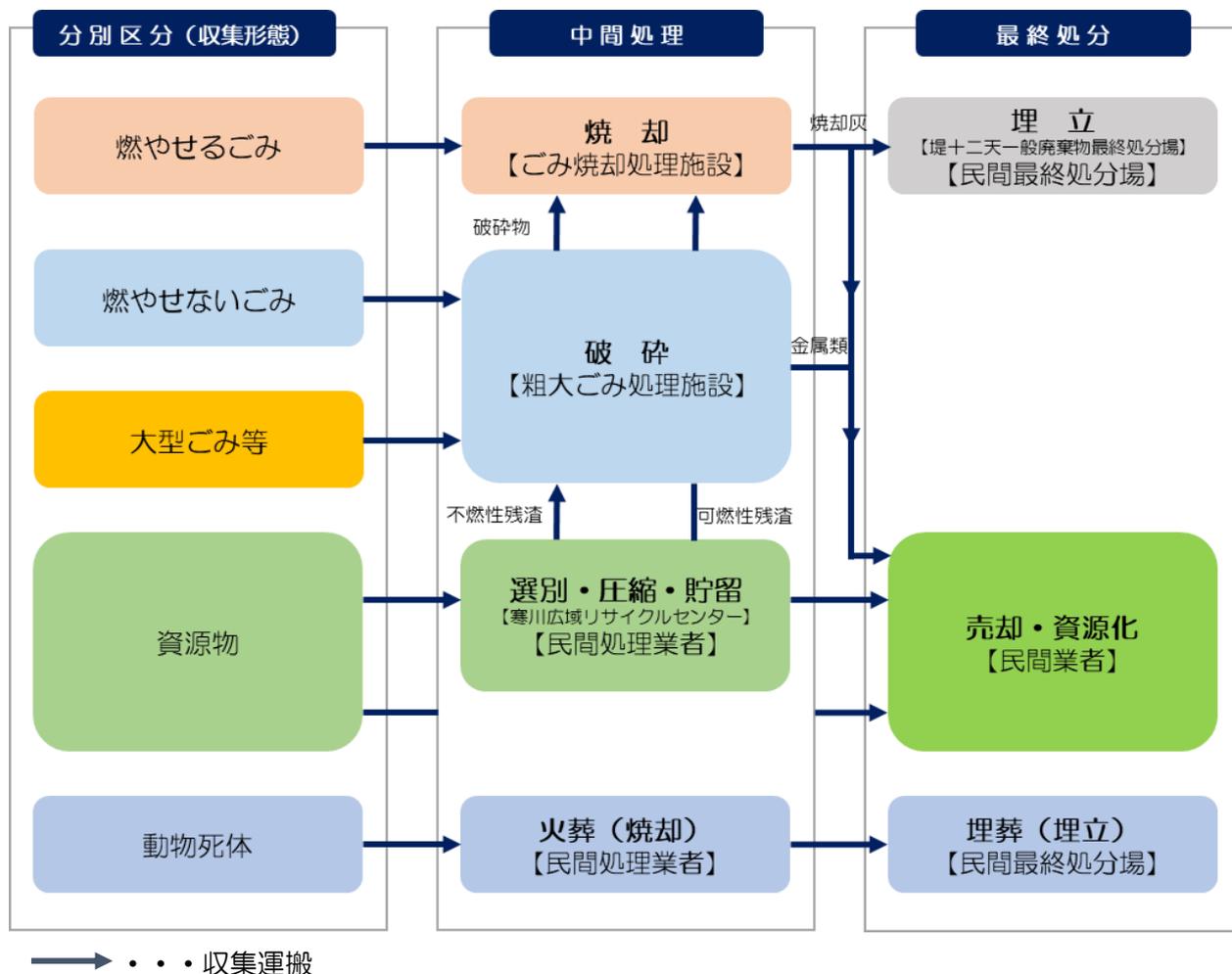


図1 ごみ処理フロー

○用語説明

中間処理：ごみの焼却、破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし最終処分へ悪影響を与えないよう処理すること。

3 ごみ処理体制

(1) 収集運搬の概要

本市では、分別区分に応じて様々な方式でごみを収集しています。また、収集運搬は、主に直営、または、委託で行っています。

表2 収集運搬体制（家庭系ごみ）

分別区分		収集方式	体制
燃やせるごみ		ステーション収集	直営・委託
燃やせないごみ		ステーション収集	直営
大型ごみ等		戸別収集（予約制）	委託
資 源 物	びん	ステーション収集	委託
	かん	ステーション収集	委託
	ペットボトル	ステーション収集	委託
	古紙類	ステーション収集	委託
	衣類・布類	ステーション収集	委託
	プラスチック製容器包装類	ステーション収集	委託
	廃食用油	ステーション収集	委託
	金属類（指定8品目）	ステーション収集	委託
	使用済小型家電	拠点回収	直営
	剪定枝	戸別収集（予約制）	委託
動物死体		戸別収集（予約制）	委託

○用語説明

ステーション収集：あらかじめ決められた場所（ステーション）に複数の家庭（店舗等）から出されたごみをまとめて収集する方式。

戸別収集：各戸の敷地内の道路に面した場所に出されたごみを各戸（1棟）ごとに収集する方式。

拠点回収：回収ボックス等を公共施設等に設置し、そこに持ち込まれたものを収集する方式。

(2) ごみ処理施設の概要

本市のごみ処理施設は、中間処理を担う「ごみ焼却処理施設」、「粗大ごみ処理施設」、最終処分を担う「堤十二天一般廃棄物最終処分場」があります。また、資源物は、寒川町が運営する「寒川広域リサイクルセンター」で中間処理(事務委託)を行っています。

表3 ごみ処理施設の概要

ごみ処理施設		竣工年月	処理能力
①	ごみ焼却処理施設	萩園 836 番地	平成 7 年 9 月 360 t / 日 (120 t / 24 h × 3 基)
②	粗大ごみ処理施設	萩園 836 番地	昭和 52 年 8 月 50 t / 5 h 1 基
③	堤十二天一般廃棄物 最終処分場	堤 1300 番地外	埋立容量 186,000 m ³ 浸出水処理 50 m ³ / 日
④	寒川広域リサイクル センター	寒川町宮山 2524 番地	平成 24 年 3 月 55.5 t / 日 (7.5 h)

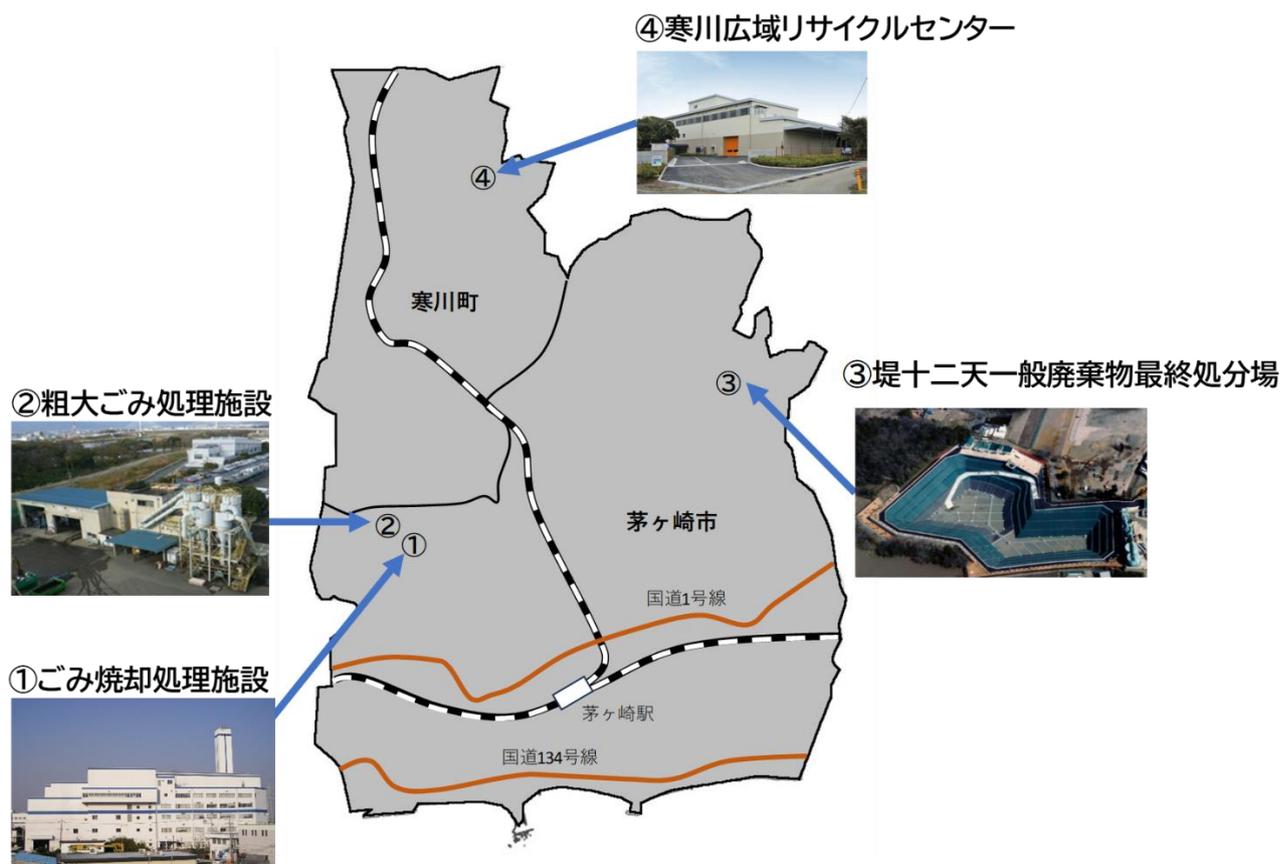


図2 ごみ処理施設の位置図

4 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量

①家庭系ごみ（資源物を除く）

家庭系ごみ(資源物を除く)の排出量は、令和元年度以降、コロナ禍であったものの微減少傾向にありました。令和4年度は、ごみ有料化実施に伴い、家庭系ごみが大幅に減少し、前年比で約20%減となり、令和5年度も減少傾向にあります。



図3 家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の推移

②資源物

資源物の排出量は、資源物の対象品目の拡大や令和3年度からの剪定枝のリサイクルに伴い増加傾向にありましたが、令和5年度は、減少しています。

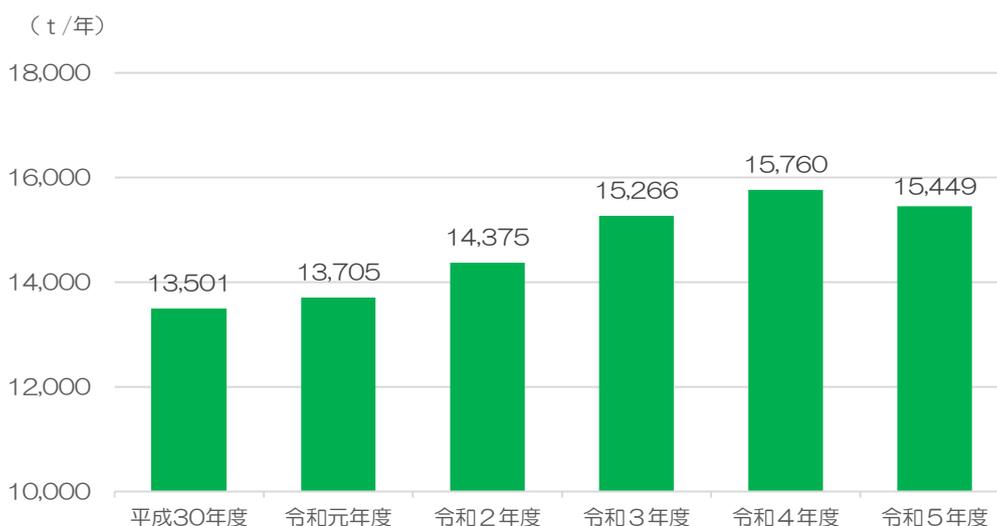


図4 資源物排出量の推移

③事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、コロナ禍での事業活動の縮小に伴い、一時的に減少しましたが、令和3年度以降、事業活動が再開し、また、活発となってきていることもあり、増加傾向にあります。

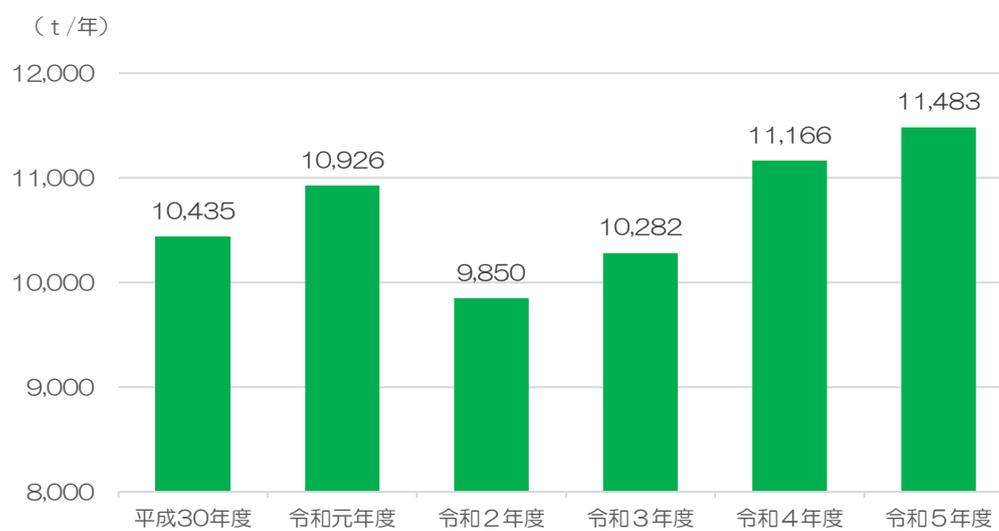


図5 事業系ごみ排出量の推移

(2) ごみ処理量

①焼却処理量

焼却処理量は、令和元年度以降減少傾向にあります。令和4年度は、ごみ有料化実施に伴い、家庭系ごみ(資源物を除く)が大幅に減少し、焼却処理量が前年比で約14%減となり、令和5年度も減少傾向にあります。

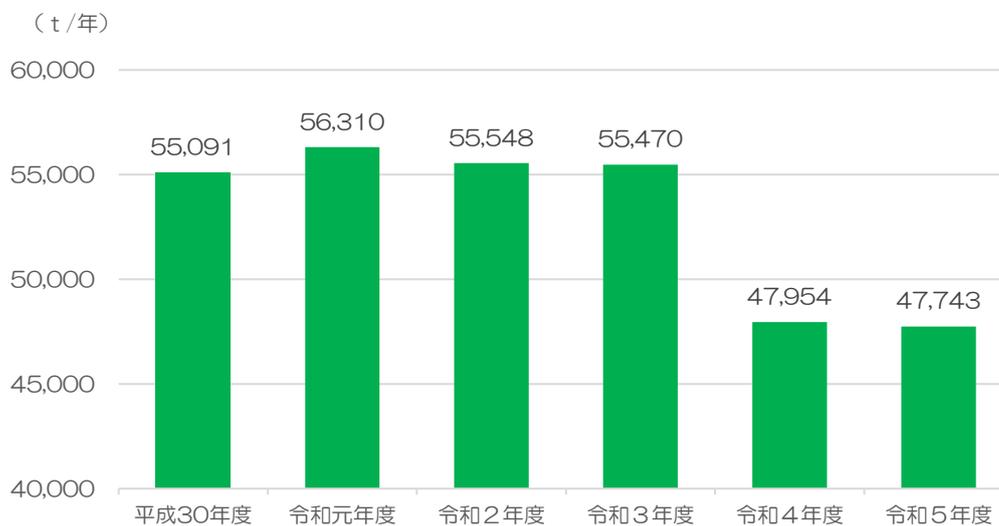


図6 焼却処理量の推移

②最終処分量

最終処分量は、令和元年度以降減少傾向にあります。令和4年度は、ごみ有料化実施に伴い、家庭系ごみ(資源物を除く)が大幅に減少し、最終処分量が前年比で約23%減となり、令和5年度も減少傾向にあります。



図7 最終処分量の推移

③資源化量

資源化量は、剪定枝などの資源物の対象品目の拡大や焼却残渣の再資源化が進み始めたこともあり、平成30年度以降増加傾向にありましたが、令和5年度は、減少しています。



図8 資源化量の推移

コラム1 資源化量と再資源化方法

資源化量とは、資源物を資源化した量のこと、**直接資源化量**と**中間処理後再生利用量**があります。

直接資源化量（分別資源の資源化）：市収集の資源物及び直接搬入された資源物を資源化した量。

中間処理後再生利用量：燃やせないごみ、大型ごみ等の処理後、鉄、アルミ等を回収し、再資源化した量。

中間処理後の再資源化方法は次のとおりです。

破碎前資源化：燃やせないごみや大型ごみ等を破碎処理する前に手選別などで直接資源化する方法。

磁選別：燃やせないごみや大型ごみ等を破碎処理した後に、磁気により資源物を抽出する方法。

焼却残渣の溶融化：ごみ焼却炉から出る焼却残渣などを高温（1300℃以上）で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質（溶融スラグ）にする処理方法。

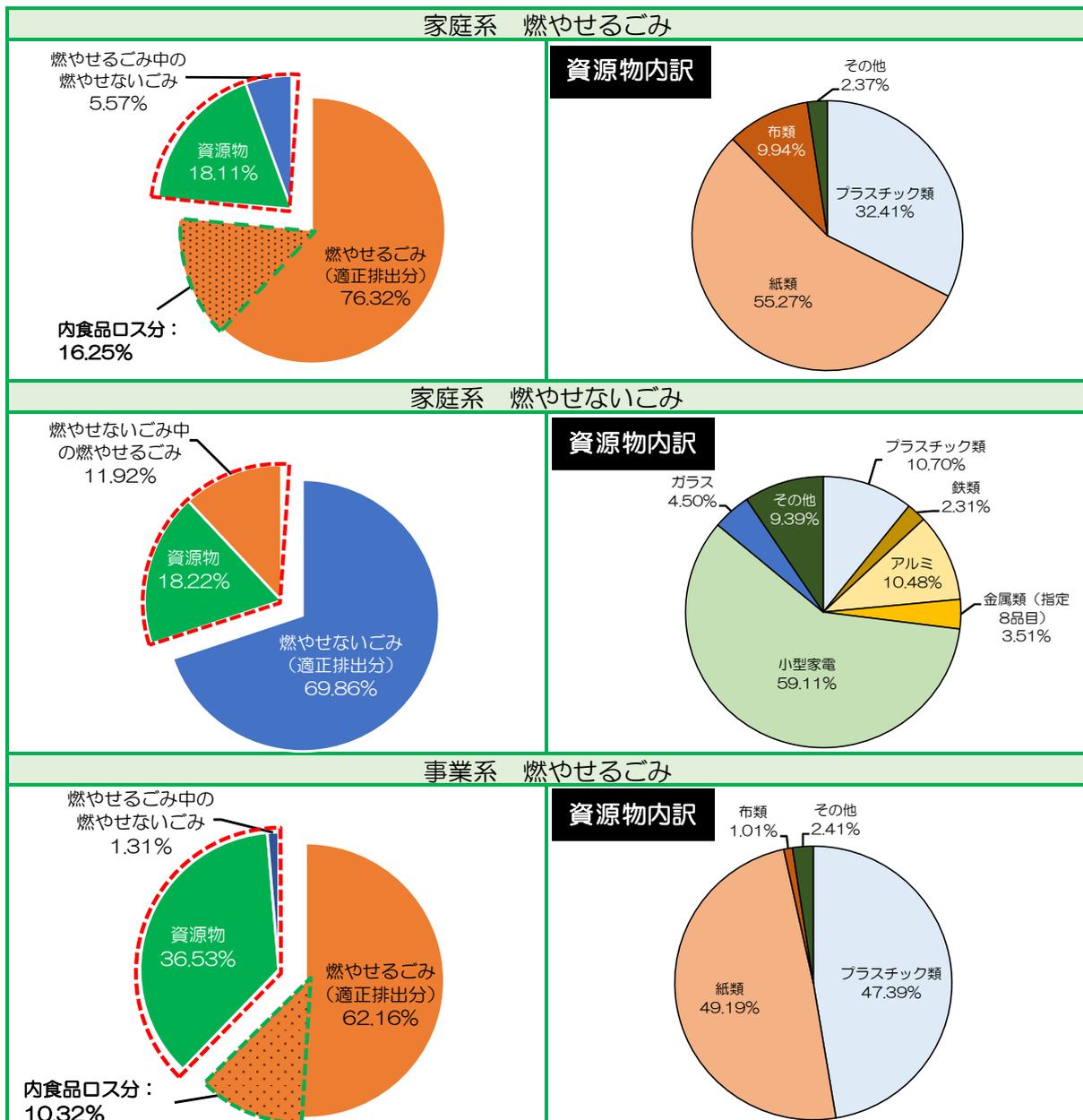
※溶融スラグは、路盤材（道路の地盤の下に敷くもの）やコンクリート原料として利用できる。

(3) ごみの性状

本市では、家庭から出された燃やせるごみと燃やせないごみ、事業所から出された燃やせるごみを対象に、ごみを構成する種類とその割合の調査を行っています。

令和5年7月に行った調査では、家庭系燃やせるごみの約2割が正しく排出されておらず、資源物として排出すべき紙類、プラスチック類及び布類などの混入が見られます。また、家庭系燃やせないごみの約3割が正しく排出されておらず、資源物として排出可能な小型家電、プラスチック類及びアルミなどの混入が見られます。また、事業系燃やせるごみの約4割が正しく排出されておらず、資源物として排出可能な紙類、プラスチック類などの混入が見られます。

表4 ごみの組成分析調査結果（重量割合）



5 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移は、令和2年度以降増加傾向にあります。令和5年度は、減少しました。ごみ処理経費は、中間処理施設の整備等が行われた場合に増加します。なお、一般廃棄物処理手数料や有価物売却代などの収入は控除していません。



図9 ごみ処理経費の推移

コラム2 基金残高と基金収入額について

寄附金やごみ有料化に伴い徴収する手数料などを「ごみ減量化・資源化基金」に積み立てております。また、基金をごみ処理施設の整備や焼却残渣の再資源化などの財源として活用しています。下図の棒グラフは、「**基金残高**」を、折れ線グラフは、「**基金収入**」を表しています。

基金の残高と収入 (千円)



6 前計画の評価

(1) 目標の達成状況

前計画では、次の5つの項目における目標値を設定しました。前計画の目標値の達成状況は、最終目標値である令和6年度目標値と令和5年度実績値に基づく予測値との比較により確認しています。

「ごみの年間排出量」は、目標 60,044t に対して 62,497t となり、目標未達成となる見込みです。また、「市民1人1日当たりの排出量」は、目標685g/人・日に対して701g/人・日、「市民1人1日当たりの資源物を除く排出量」は、目標 504g/人・日に対して530g/人・日、「リサイクル率」は、目標 31.9%に対して 28.4%、「最終処分率」は、目標 6.5%に対して 6.8%となり、いずれも目標未達成となる見込みです。

表5 基本目標の評価

項目	方向性	令和5年度	令和6年度		差	達成状況
		実績値	予測値	目標値		
ごみの年間排出量(t)	↘	63,206	62,497	60,044	2,453	×
市民1人1日当たりの排出量(g/人・日)	↘	703	701	685	16	×
市民1人1日当たりの資源物を除く排出量(g/人・日)	↘	531	530	504	26	×
リサイクル率(%)	↗	27.4	28.4	31.9	3.5	×
最終処分率(%)	↘	7.3	6.8	6.5	0.3	×

(2) 施策の評価

前計画の施策の評価は、表6に示すとおり、「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画年次報告書(令和7年3月)」に基づき行っています。なお、評価は、施策ごとに設定した評価指標に対し、「数値目標」又は「数値目標以外」の評価基準を用いて行っています。

表6 令和5年度における施策の評価

【基本方針Ⅰ】ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

項目	施策	評価指標
1.リフューズの推進	①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進	活動実績
2.リデュースの推進	①環境を意識したごみの排出抑制の啓発	市民1人1日当たりの排出量
	②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援	活動実績
	③生ごみ処理容器等の普及の推進	生ごみ処理容器等の購入基数
	④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討(重要検討施策)	検討の有無
3.リユースの推進	①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供【廃止】	活動実績
	②リサイクル品の活用推進	リサイクル品展示数
4.リサイクルの推進	①剪定枝資源化の推進	活動実績
	②適正分別のための情報提供(重点施策)	周知実績
	③集積場所における適正排出の指導	実施の有無
	④家電リサイクル推進の継続	周知実績
5.事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進	①「4R推進事業者行動協定」の創出	実施の有無
	②多量排出事業者における減量化等計画書の提出(重点施策)	提出数
	③事業系ごみの排出状況の把握(重点施策)	実施の有無
	④事業者の訪問(重点施策)	訪問件数
	⑤事業系直接搬入ごみの分別指導(重点施策)	定期的な指導
6.受益者負担の適正化	①ごみ有料化の検証	実施の有無
	②一般廃棄物処理手数料改定の検証	実施の有無

取組概要	最終評価	今後の方向性
令和4年度をもって施策を終了した。		終了
環境学習会で、ごみ有料化に伴う減量幅が大きくなっていることについての説明を行い、参加者の排出抑制に対する意識の高揚を図った。	A	継続
リサイクル推進店の店舗拡大に向けた周知を行った。マイバッグの持参が定着していることを鑑み、廃止を含めた制度のあり方を検討した。		継続
ホームページ等を活用しながら普及啓発に努めた結果、102基の購入費補助を行った。		継続
フードドライブを実施し、ごみの減量と地域福祉に寄与した。また、給水スポットを設置しプラスチックの削減を図った。		継続
令和4年度をもって施策を終了した。	B	終了
前年度に引き続き、官公庁オークションを行う活動等をしたが、リサイクル品の展示会数減に比例して、申込件数51件と減少した。		継続
剪定枝の資源化を行った。(約722t:前年度から116t増)	A	継続
Web検索ツール「ごみ分別辞典(ごみサク)」に掲載している品目件数を増加し、適切分別のための情報を充実させた。		継続
環境指導員への啓発と集積場所の管理及びごみと資源物の分け方・出し方に対する指導を依頼した。		継続
「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページにおいて、家電リサイクル法対象品目や使用済小型家電の処理方法の周知啓発を行った。		継続
令和4年度をもって施策を終了した。	B	終了
減量化等計画書の提出を依頼した。(目標達成率100%)		継続
「事業系燃やせるごみ」の組成分析調査を実施し、今後の情報発信の基礎資料とした。		継続
事業者訪問に替えて「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」を事業者1,000者に対して行い、排出抑制及び適正処理を促した。		継続
「事業系燃やせるごみ」の組成分析調査の実施に合わせて、内容物調査(展開検査)を行い、適正分別の指導を行った。		継続
「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」にてごみ減量効果の検証を進め、「ごみ通信ちがさき」などでお知らせした。	A	継続
「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」にて排出者意識の変化を確認し、ごみ排出量と一般廃棄物処理手数料の効果进行分析した。		継続

【基本方針Ⅱ】資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

項目	施策	評価指標
1.収集・運搬 (1)ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討	①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討	実施の有無
	②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討（重要検討施策）	実施の有無
(2)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入	導入台数
	②環境指導員との連携による集積場所の安全確保	研修会及び意見交換会の開催
	③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入	研修会等実施実績
2.中間処理 (1)中間処理施設の整備	①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営	実施の有無
	②粗大ごみ処理施設の整備	実施の有無
	③焼却処理施設の大規模改修	実施の有無
	④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討【廃止】	—
(2)中間処理残渣の減量化・再資源化の促進	①焼却残渣再資源化方法の調査・研究	調査・研究の有無
	②焼却残渣再資源化の促進	焼却残渣再資源化量
	③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究	研修会等への参加実績
3.最終処分	①焼却残渣の減量施策の実施	焼却処理量
	②最終処分場の安全管理の実施	実施の有無
	③最終処分に関する検討	検討の有無
4.茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理	①災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築	実施の有無
5.適正処理 (1)処理困難物等の処理方法についての情報の充実	①処理困難物の処理方法等についての情報の充実	広報実績
	②製品の適正なリサイクルルートの周知	情報発信の有無
(2)不法投棄に対する防止策の検討	①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化	パトロール・監視実績
	②県や警察との協力関係の強化	パトロール・監視実績
	③市民、事業者と連携した不法投棄の防止	不法投棄量
	④キャンペーン等啓発活動の実施	活動実績
	⑤不法投棄に関する調査・研究の実施	調査・研究の有無

取組概要	最終評価	今後の方向性
ごみと資源物の集積場所が増加するなか、収集コースの見直しを行った。	A	継続
「安心まごころ収集」を継続する一方で、戸別収集のニーズ調査を行い、今後のごみの収集方式や集積場所のあり方の基礎資料とした。		継続
次年度以降の導入に向けて、新しい収集体制を考慮した仕様の作成に着手した。	A	継続
環境指導員会議を開催し、集積場所の諸問題について意見交換を行い、集積場所の安全確保に努めた。		継続
新たな運搬技術の導入等できていないが、安全運転の研修、安全作業の研修、安全整備の研修それぞれを行い、収集運搬技術の向上を図った。		継続
引き続き寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託運営全体会議を開催し、意見交換を行った。運営事業者によりセルフモニタリングを実施し、品質向上に努めた。	A	継続
粗大ごみ処理施設整備運営事業者を選定し、当該事業者とDBO契約を締結した。また、工事着手に向けて建設事業者協議を滞りなく実施した。		継続
保守点検の結果に基づく適正な修繕を実施して性能水準を保ち、ごみの適正処理を継続した。		継続
平成30年度をもって施策を終了した。		終了
薬剤による焼却残渣の資源化についての調査研究を進めた。	B	継続
焼却残渣の再資源化量は、1,826 tとなった。また、セメント製造事業者2社人工砂に再資源化する1社に委託を開始した。		継続
研修会などへの出席はできなかったが、焼却処理施設のばいじん量の減少が見込める新しい薬剤の試験を実施した。		継続
焼却処理量は、前年比211 t減の47,743 tとなったが、目標（44,292 t）を達成することはできなかった。	A	継続
周辺環境調査や遮水シートからの漏水を検知する検知システムの保守点検を委託により実施した。浸出水処理施設のポンプ・コンプレッサー等の保守点検及び修繕、電気設備点検などの維持管理を行い、適正な浸出水の処理を行った。		継続
本市の処分場の理立率は、令和5年度末で55%となり、地元関係団体に維持管理情報を書面で報告した。		継続
神奈川県湘南地域県政総合センター管内自治体と災害廃棄物の処理フローの研究を行った。また、令和6年2月に大栄環境株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結した。	A	継続
令和4年2月から始めたXに加え、令和6年3月からはInstagramを開設し、電子媒体での情報提供の充実化を図った。	A	継続
「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページ等による製品の適正なりサイクルルートの周知を行った。		継続
職員による屋間のパトロールを土日・年末年始を除き毎日実施し、不法投棄防止看板や監視カメラの設置を行った。県と警察との合同パトロール、職員による夜間パトロールを実施した。	A	継続
茅ヶ崎市不法投棄防止対策連絡会を開催し、県や警察、地域と不法投棄対策に関する協議や意見交換を行った。		継続
不法投棄件数は、前年度比33件減の148件、不法投棄量は前年度比0.1t減の9.4tとなった。		継続
「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」の中で、職員による屋間のパトロールを通常ルートのほか、市街地を拡大して行き、不法投棄の未然防止に努めた。		継続
（一財）家電製品協会が実施する不法投棄未然防止事業協力に応募し、覚書を締結することで、不法投棄対策に関する助成金を活用し、看板作成や不法投棄箇所、パトロールコースのデータ化を行った。		継続

【基本方針Ⅲ】市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

項目	施策	評価指標
1.広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実	①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施	実施の有無
	②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用	実施の有無
	③公共施設等におけるポスター掲示の活用	実施の有無
	④外国人向けごみ情報の案内	実施の有無
2.ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実	①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施（重点施策）	実施実績
	②発生抑制、資源化に関する講演会の開催	開催実績
	③児童向け環境学習への市職員の派遣	派遣実績
	④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施	実施実績
	⑤市民、事業者向け講座の開催	開催実績
	⑥環境フェアにおける情報発信	開催実績

取組概要	最終評価	今後の方向性
「ごみ通信ちがさき」にてごみ排出量の推移やごみ処理経費の現状や家庭等で実践できる具体的なアクションメニューと合わせて、啓発活動を実施した。	A	継続
ごみ有料化実施に伴う減量効果及び実施から約1年が経過したごみ有料化の検証結果を掲載したほか、「ごみ分別辞典（ごみサク）」の内容の充実を図った。		継続
「ごみ通信ちがさき」は、ポスター掲示の代替として公共施設等へ配架した。		継続
イラストを多数掲載することを意識した「ごみと資源物の収集カレンダー」「ごみと資源物の分け方・出し方」をホームページ（8カ国語対応）へ掲載した。		継続
11自治会に対して出前講座（環境学習会）を実施し、ごみ有料化実施前後に伴うごみと資源物の排出量の推移などをお知らせし、意見交換を行った。	B	継続
有識者等の講師を招いての講演会は実施できなかったが、代替として、当課職員が講師となり、様々な機会での情報発信に努めた。		継続
民間事業者と連携し、新たなプログラム（「海洋ごみについての学習」）の提供や食品ロスに関する内容を織り交ぜるなど、内容を適宜更新し、10校の小学校にて環境学習会を実施した。		継続
施設（環境事業センター）見学会を27回開催し、昨年を大きく上回る、延べ2,049人の方々が参加した。		継続
11自治会に対して出前講座（環境学習会）を実施し、ごみ有料化実施前後に伴うごみと資源物の排出量の推移などをお知らせし、意見交換を行った。		継続
「ちがさき環境フェア2023」の中で、フードドライブを実施するだけでなく、食品ロス発生量を示したパネルを展示し、食品ロス削減によるごみ減量化を訴えかけた。		継続

（資料：茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画年次報告書（令和7年3月）より抜粋）

○用語説明

フードドライブ：家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

7 課題の整理

(1) 国内外の廃棄物処理に関する動向

平成27年9月の国連サミットでは、持続可能でより良い世界を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、令和12年度までに達成を目指す国際目標であり、プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3Rの推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物分野に関する目標も掲げられています。また、同年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、気候変動対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示されました。

このような中、国では令和元年に、プラスチックの更なる3Rを進めるために「プラスチック資源循環戦略」が策定され、また、令和2年に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。加えて、令和4年に「プラスチック資源循環促進法」が施行されたほか、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善に向け「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、喫緊の課題に対し国を挙げ取り組みを進めています。

コラム3 SDGsと本計画の関連について

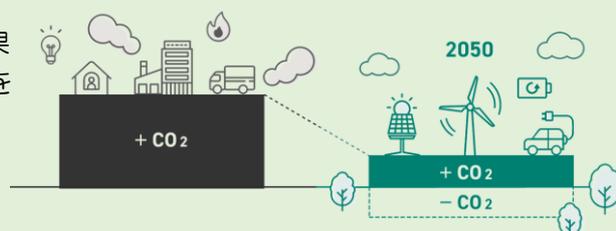
持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」に記載された**2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標**です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「**誰一人取り残さない**」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、我が国でも積極的に取り組んでいます。

本計画と特に関連が深い目標は、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標6 安全な水とトイレを世界中に」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標12 つくる責任 つかう責任」、「目標13 気候変動に具体的な対策を」、「目標14 海の豊かさを守ろう」、「目標15 陸の豊かさを守ろう」があります。また、以上の目標を達成するための目標として、「目標17 パートナリシップで目標を達成しよう」があります。



○用語説明

カーボンニュートラル: 二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」にするという概念。



カーボンニュートラルのイメージ図 (資料: 環境省 脱炭素ポータル)

(2) 今後の課題

国内外の廃棄物処理に関する動向や前計画の目標達成状況等を踏まえ、本市の一般廃棄物処理に関する課題を次のとおり整理しました。

①プラスチックごみと食品ロスの削減

プラスチックごみは、焼却処理に伴う温室効果ガスの排出要因となるだけでなく、ポイ捨てなどに伴い海洋汚染の要因ともなっています。本市では、これまでも食品トレイなどのプラスチック製容器包装類をリサイクルしてきましたが、「プラスチック資源循環促進法」の施行を受け、これまでごみとして処理してきたプラスチック製品についてもリサイクルを進めていく必要があります。

また、「食品ロス削減推進法」において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。食品ロス削減は、ごみ減量化にも大きく貢献するため、本市においても、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

②事業系ごみの削減

本市では、多量排出事業者から減量化等計画書の提出を求めることなど様々な取り組みを進めていますが、事業系ごみの排出量は、令和2年度以降増加傾向にあります。そのため、これまでの取り組みを取捨選択することに加えて、搬入手数料の改定など効果的な取り組みを進めていく必要があります。

③ごみの適正排出と分別の徹底

本市では、これまでも地域と連携したごみ出しのルールやマナーの周知啓発に取り組んでいますが、未だにそれらに違反しているもの、他地域からのごみ出しやポイ捨てなどが少なくありません。また、令和5年度に実施したごみの組成分析調査では、平成28年の調査時と比べて、家庭系燃やせるごみに占める資源物の混入割合は減少している一方で、家庭系燃やせないごみ及び事業系燃やせるごみに占める資源物の混入割合は増加しています。

そのため、きめ細やかな情報発信等を通じて、ごみ排出者の適正排出と適正分別に関する意識を醸成していく必要があります。

④将来にわたる安定的なごみ処理の継続

本市では、令和7年度をピークに人口が減少していく一方で、老年人口は、引き続き増加していく見込みとなっており、超高齢社会を迎えています。また、前計画期間中には、台風19号(令和元年)をはじめとする自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などが発生しています。

このような状況下においても、廃棄物処理法では、市域内で発生するごみは、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないとされており、環境負荷の低減はもとより、経済面にも配慮しつつ、将来にわたって各フェーズ(収集運搬・中間処理・最終処分)の体制を強固なものとしていく必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1 基本理念・基本方針

(1) 枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針や施策を定め、図 10 に示すとおり、ピラミッド型の体系を構築します。

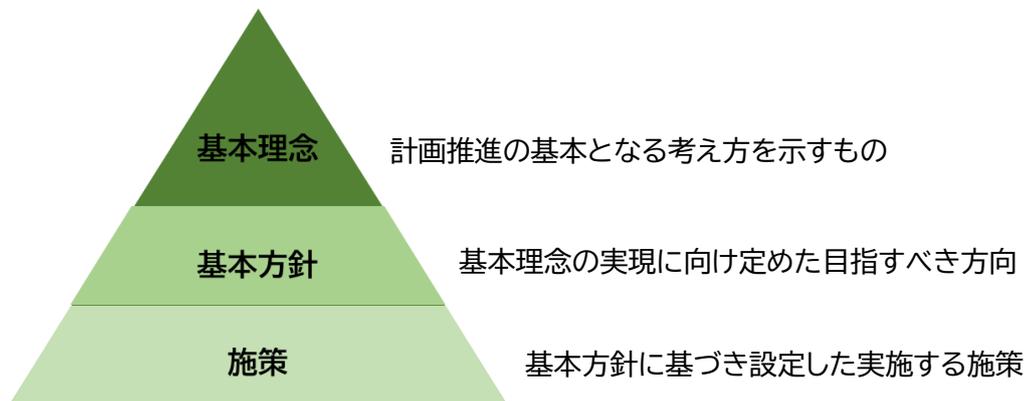


図 10 枠組みの体系

(2) 基本理念

①茅ヶ崎市総合計画（令和3年3月策定）

茅ヶ崎市総合計画の中では、本市が目指す将来の都市像を「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」と定め、その都市像の実現に向けて、「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」・「安全で安心して暮らせる強くしなやかなまち」を政策目標の一つとして定めています。

②茅ヶ崎市環境基本計画（令和3年4月策定）

茅ヶ崎市環境基本計画の中では、本市が目指す将来の環境に関する都市像を「自然と人が共生するまち」・「良好な生活環境が保全されているまち」・「資源を大切にす循環型のまち」・「気候変動に対応できるまち」・「環境に配慮した行動を実践するまち」と定めています。

③ごみ処理基本計画の理念

茅ヶ崎市総合計画、茅ヶ崎市環境基本計画などの上位計画を踏まえて計画推進の基本となる考え方を次のとおりとします。

“サスティナ city ちがさき” を目指して ～持続可能な都市環境を次世代へ～

本市の良好な都市環境を維持し次世代に繋げていけるよう、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割を自覚し、環境負荷を低減した循環型・脱炭素型の生活や事業活動を積極的に行うとともに、将来にわたる安定的なごみ処理体制を確保します。

○用語説明

循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処理することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

サスティナブル (Sustainable)：「維持できる」「耐える」「持ちこたえられる」を意味する形容詞。近年は、地球環境の持続可能性、人間社会の文明・経済システムの持続可能性の意味や概念として一般的に用いられている。

(3) 基本方針

基本理念の実現に向け、前節「7 課題の整理」(22～23ページ)を踏まえ、本市の目指すべき方向性を次のとおりとします。

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化

ごみの排出抑制や再生利用の促進によるごみの減量化は、環境への負荷を軽減し、限りある資源の有効活用にも繋がります。社会的課題であるプラスチックごみや食品ロスの削減、今後も増加が予想される事業系ごみへの対応を重点的な課題と捉え、「排出者責任」だけでなく、「拡大生産者責任」の視点も踏まえたうえで効果的な取り組みを積極的に推進します。

基本方針Ⅱ 地域環境の維持向上に向けた担い手づくり

各媒体による情報提供・啓発を行い、環境問題をより身近に感じ、環境に配慮できる生活を目指し、循環型社会を担う人材育成のため、学校での環境学習や市民、自治会、事業者向けの講座を行います。また、地域清掃活動を通じて、環境問題への関心が高まるよう清掃活動への支援に努め、ごみのポイ捨て、ごみ捨てマナーの啓発活動を行い、環境の美化意識の向上を図ります。

基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保

少子高齢化等の社会状況やコロナ禍を経て多様化してきているライフスタイルなど本市を取り巻く環境の変化を踏まえた、また、災害時にも対応できる安定的で、かつ、効率的なごみ処理システムを確保します。

○用語説明

拡大生産者責任：生産者が、その生産した製品が使用され廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

2 基本目標

本計画の基本目標は、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」に則り、「ごみの年間排出量」を軸に表7に示す数値目標を設定します。また、それぞれの目標に対する目標値を、令和5年度を基準年度とし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度として設定します。なお、目標値は、令和11年度(中間目標年度)に必要な応じて見直しを行います。

表7 数値目標

項目	方向性	令和5年度 (実績)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
ごみの年間排出量 (t)	↘	63,206t	61,954t 約1.98%削減	61,869t 約2.11%削減
リサイクル率 (%)	↗	27.4%	31.6% 4.2ポイント引き上げ	35.7% 8.3ポイント引き上げ
最終処分率 (%)	↘	7.3%	3.7% 3.6ポイント引き下げ	0% 7.3ポイント引き下げ
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	↘	576g	558g 約3.13%削減	550g 約4.51%削減

注)ごみの年間排出量の数値目標は、過去のごみ排出量の推移を基に将来推計を行い、その将来予測値を採用

注)リサイクル率は、資源化量をごみの年間排出量で除して算出

注)最終処分率は、ごみの年間排出量を基に推計した焼却残渣量のうち堤十二天一般廃棄物最終処分場の使用期限(令和15年度まで)を踏まえ、最終処分場に埋め立てた量をごみの年間排出量で除して算出

注)市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、ごみの年間排出量を基に推計した家庭系ごみの年間排出量を人口及び年間日数で除して算出

3 施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化

施策1：家庭系ごみの減量化

1-1 プラスチックごみの削減 **重点**

1-2 食品ロスの削減 **重点**

1-3 生ごみの削減

1-4 グリーンリサイクルの推進

施策2：事業系ごみの減量化

2-1 拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進 **重点**

2-2 ごみ搬入時における指導 **重点**

2-3 食品ロスの削減 **重点**

2-4 ごみ処理手数料の見直し

基本方針Ⅱ 地域環境の維持向上に向けた担い手づくり

施策3：きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

3-2 環境教育の推進

3-3 ごみ処理施設の活用

施策4：環境美化の推進

4-1 不法投棄防止対策の徹底

4-2 環境指導員の活動支援

4-3 ボイ捨ての防止

4-4 地域清掃の支援

基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保

施策5：社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築

- 5-1 安全で確実な収集運搬の実施
- 5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実
- 5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討

施策6：持続的な中間処理と最終処分の実施

- 6-1 計画的なごみ処理施設の整備
- 6-2 中間処理施設の適正管理
- 6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進
- 6-4 最終処分場の適正管理

施策7：災害に強いごみ処理システムの構築

- 7-1 災害発生時の迅速な体制の整備
- 7-2 感染症まん延時における処理体制の整備

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化

施策1：家庭系ごみの減量化

1-1 プラスチックごみの削減 **重点**

令和4年に施行されたプラスチック資源循環促進法(プラ新法)を受け、プラスチック製品の設計から処理までに関わるあらゆる主体が、地球温暖化や海洋汚染などの様々な環境問題を意識しつつ、プラスチックの使用量を削減するよう訴え続けるとともに、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルの検討を進めます。

具体的な取り組み

- ・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ
- ・消費者に向けたプラ新法の普及啓発
- ・プラスチック製品の分別案内の充実及びリサイクルの検討

1-2 食品ロスの削減 **重点**

食品ロスの実態調査や意識調査により現状把握を行い、食品ロス削減に繋がる活動の推進、食品廃棄物のリサイクルの検討を進めます。また、フードドライブを推進し、食品ロスの削減を推進します。なお、具体的な取り組みは「第3章 食品ロス削減推進計画」39ページに記載します。

1-3 生ごみの削減

家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付及び普及活動を行い、家庭用生ごみ処理機を活用した生ごみの自家処理を推進します。

具体的な取り組み

- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付及び普及の推進

1-4 グリーンリサイクルの推進

本市では、令和3年4月から、更なるごみの減量・資源化を促進するため、庭木等の手入れを行った際に出る剪定枝をリサイクルしています。排出方法や民間施設への搬入方法の簡素化など、ハード・ソフト面から環境を整え、更なる剪定枝のリサイクルを推進します。

具体的な取り組み

- ・剪定枝リサイクル事業の拡大

施策2：事業系ごみの減量化

2-1 拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進 **重点**

事業者に対して、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第15条に基づき、適正包装等の推進を求めるとともに、多量排出事業者に対しては、同条例第16条に基づき、減量化等計画書の提出を求めます。また、不適正排出が見受けられる事業者に対しては、指導指針に基づき、行政指導を行います。

具体的な取り組み

- ・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ(再掲)
- ・多量排出事業者からの減量化等計画書の提出
- ・事業系ごみの適正排出指導等の実施

2-2 ごみ搬入時における指導 **重点**

事業者が環境事業センターに搬入する事業系ごみの内容物調査を行い、適正排出に向けた指導を行うとともに、古紙類などの資源物のリサイクルを求めます。

具体的な取り組み

- ・事業系ごみの内容物調査の実施
- ・排出者に対する事業系ごみの適正排出指導等の実施

2-3 食品ロスの削減 **重点**

事業者が排出する食品廃棄物のリサイクル(肥料化、飼料化等)を支援するため、区域外搬出も含めた処理フローの検討を進めるとともに、企業と食品を必要とする施設を繋ぐ、フードドライブを展開します。なお、具体的な取り組みは「第3章 食品ロス削減推進計画」39ページに記載します。

2-4 ごみ処理手数料の見直し

令和4年4月に、事業系ごみの直接搬入処理手数料を改定しましたが、今後ごみの処理原価の変動、事業系ごみ量の変動に合わせ、必要に応じて事業系ごみの直接搬入処理手数料の改定を検討します。

具体的な取り組み

- ・事業系ごみ直接搬入処理手数料の改定の検討

基本方針Ⅱ 地域環境の維持向上に向けた担い手づくり

施策3：きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

市民、事業者が必要とするごみや資源物に関する情報を的確に把握し、あらゆる機会と様々な媒体を活用しつつ、より効果的な情報発信を行います。

具体的な取り組み

- ・ホームページ、ポスター、広報紙、SNS等の様々な媒体やイベント等でのごみの適正分別や処理困難物の処理方法の周知、啓発

3-2 環境教育の推進

前計画では、コロナ禍の影響により、小中学校や自治会などを対象とした環境学習会の開催が難しい状況にありました。社会状況の変化に対応できるよう、市民や事業者がいつでも・どこでも参加できるよう環境を整えるとともに、対象の拡大や提供するプログラムの充実を図ります。

具体的な取り組み

- ・教育現場や地域における環境学習プログラムの実施

3-3 ごみ処理施設の活用

小中学校や自治会など多くの人にごみ処理の実態に対する理解を深めていただけるよう、ごみ処理施設の見学会を開催します。

具体的な取り組み

- ・ごみ処理施設見学会の実施

施策4：環境美化の推進

4-1 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄防止のため、昼間及び夜間パトロール実施のほか、監視カメラや啓発看板等の設置、地域自治会と意見交換等を行っています。今後も、地域自治会、警察及び関係機関との連携の強化を図ります。

具体的な取り組み

- ・昼夜パトロールの実施
- ・監視カメラや啓発看板等の設置
- ・地域自治会との意見交換会の実施

4-2 環境指導員の活動支援

環境指導員は、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第10条に基づいて茅ヶ崎市長から委嘱された方々です。ごみの減量とリサイクルを推進するため、住民の立場からごみ全般に関する取り組みにご協力いただいています。特に、ごみや資源物の集積場所の設置、適正な運用について、利用する方々と協力しつつ取り組みを進める中で、自治会と連携し地域の声を市にお届けいただくなど、地域と行政をつなぐパイプ役を果たしています。

地域と行政の現状の問題について意見交換の場として地区会議を開催し、地区担当と連携した排出指導を行います。

具体的な取り組み

- ・環境指導員地区会議の開催
- ・地区担当と連携した排出指導の実施

4-3 ポイ捨ての防止

本市では、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例(きれいなちがさき条例)」第6条に基づき、タバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨て禁止を定めています。ポイ捨てなどによる海洋汚染が大きな環境問題となっている中、啓発物品の配布等を通じ、更なる条例の周知啓発に努め、ポイ捨てされない環境づくりを目指します。

具体的な取り組み

- ・啓発物品の配布、イベントでの周知、啓発

4-4 地域清掃の支援

自治会やボランティアの団体等が市内の清掃を行う際に利用する清掃物品の貸出・ごみ袋の配布を行います。また美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を実施し、市民一人一人の環境美化意識の向上と自発的活動の支援を図ります。

具体的な取り組み

- ・清掃用具の貸し出し、ボランティアごみ袋の配布
- ・美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を始めとする市が主導するごみ拾いの実施

基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保

施策5：社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築

5-1 安全で確実な収集運搬の実施

人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会経済の構造や市民・事業者のニーズの変化を踏まえつつ、将来にわたって安全で確実な収集運搬を継続するとともに、危険物等の収集方法を検討します。

具体的な取り組み

- ・ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検証
- ・スプレーかんなどの新たな収集方法の検討

5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実

日常にごみ出しが困難な高齢者や障がい者の方への支援として、現在実施している「安心まごころ収集事業」を継続するとともに、対象要件の緩和について検討します。

具体的な取り組み

- ・安心まごころ収集事業の継続実施及び対象者緩和に向けた検討

5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討

ライフスタイルの変化や今後の社会情勢を踏まえ、集積場所設置基準の柔軟な運用のほか、持続可能な収集方法の一つとして戸別収集の導入を検討します。

具体的な取り組み

- ・戸別収集導入の検討

施策6：持続的な中間処理と最終処分の実施

6-1 計画的なごみ処理施設の整備

「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、令和8年度からの供用開始を目指し、新粗大ごみ処理施設の整備を進めます。また、茅ヶ崎市環境事業センターごみ焼却処理施設は、延命化などの手法を含めた整備方針の検討を進めます。また、寒川広域リサイクルセンターは、令和13年度まで民間事業者へ施設の運営委託を行っており、令和13年度以降のあり方の検討を進めます。

具体的な取り組み

- ・粗大ごみ処理施設の整備
- ・ごみ焼却処理施設の延命化又は更新の検討
- ・広域連携による施設整備の検討

6-2 中間処理施設の適正管理

茅ヶ崎市環境事業センター(ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)の適正な維持管理を推進します。寒川広域リサイクルセンターについては、資源物処理を適正かつ効率的に実施できる体制の構築に向け協議を行います。

具体的な取り組み

- ・ごみ焼却処理施設の適正管理
- ・粗大ごみ処理施設の適正管理
- ・寒川広域リサイクルセンターの適正管理
- ・地元団体との定期的な打ち合わせの実施

6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進

中間処理残渣削減のため、再利用できる資源回収の向上に努めます。また、溶融処理、焼成処理、セメント化処理等による焼却残渣のリサイクルを推進します。

具体的な取り組み

- ・破碎、選別処理施設におけるリサイクルの推進
- ・焼却処理施設におけるリサイクルの推進(焼却残渣の再資源化の促進)

6-4 最終処分場の適正管理

最終処分場の安全管理を徹底し、環境保全を図ります。また、現在の最終処分場である堤十二天一般廃棄物最終処分場の埋め立て期間は、令和15年度までとしているため、焼却残渣の溶融化等焼却残渣の再資源化を推進し、地元と協議の上、今後の最終処分場のあり方の検討を進めます。

具体的な取り組み

- ・埋立処分地及び浸出水処理施設の適正管理
- ・地元団体との定期的な打ち合わせの実施

施策7：災害に強いごみ処理システムの構築

7-1 災害発生時の迅速な体制の整備

国や県の動向を踏まえ、災害時に想定される災害廃棄物の発生量の把握や仮置場の検討を行います。また、平時から国や他自治体との連携を深め、相互支援・広域連携を行う体制を強化します。

具体的な取り組み

- ・災害廃棄物の仮置場の継続的な確保
- ・新たな災害廃棄物の仮置場確保に向けた検討
- ・災害発生時の既存協定先との訓練
- ・新規協定の創出

7-2 感染症まん延時における処理体制の整備

感染症まん延時における業務継続計画を作成し、感染症まん延期においても廃棄物の適正処理に支障をきたさない体制の構築に努めます。

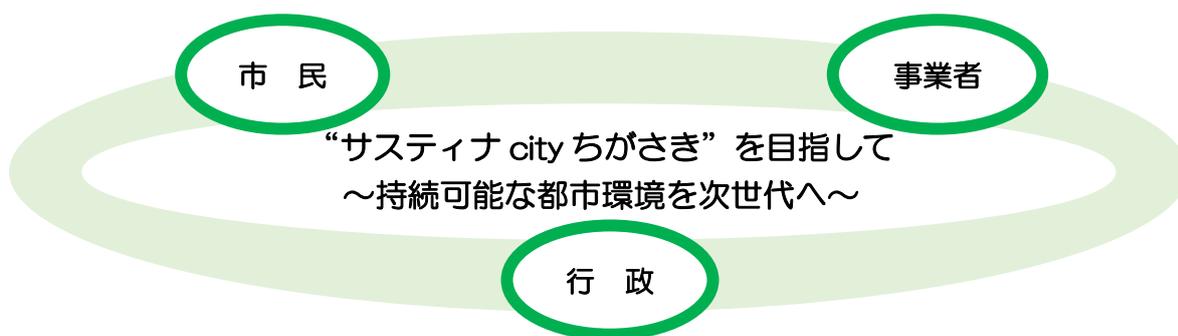
具体的な取り組み

- ・業務継続計画の作成

4 アクションメニュー

(1) 市民・事業者・行政の役割

「第2節 ごみ処理基本計画」の「2 基本目標」(27ページ)表7に掲げる数値目標の実現のためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を捉え、行動に移すことで基本理念の「“サステイナ city ちがさき”を目指して～持続可能な都市環境を次世代へ～」の実現を目指します。



(2) アクションメニュー

「(1)市民・事業者・行政の役割」を踏まえ、各主体が協働して取り組みを進めます。

家庭系ごみを減らす取り組み（例）

- 生ごみ処理機を活用し
生ごみを減量する。



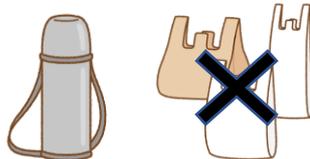
- 雑紙や新聞紙などの紙類の
分別を徹底する。



- 日用品等は詰め替え商品を使用する。



- マイボトルやマイバッグを使用し、
プラごみを削減する。



- 食品ロスを削減する。（食品
ロス削減推進計画参照）



事業系ごみを減らす取り組み（例）

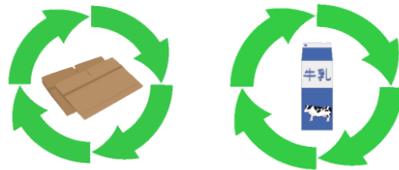
- 一般廃棄物と産業廃棄物を正しく分別する。
- 食品ロスを削減する。（食品ロス削減推進計画参照）
- 再生紙の使用や電子化により紙の排出を抑制する。



- 過剰包装はせず、簡易包装とする。

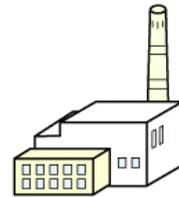


- 古紙類をリサイクルする。



行政の取り組み（例）一部

- 市 HP、SNS、広報紙など多様な媒体を通じて情報発信を行い、啓発活動をする。
- ごみ焼却施設等の適切な維持管理を行う。



- 市民・事業者の皆様の模範となるような行動を心がける。

- 市民・事業者がごみ減量やリサイクルの推進に取り組みやすい仕組みをつくる。



第3章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

「食品ロス」とは、食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことで、国では、472万トン（令和4年度農林水産省・環境省推計）もの食品ロスが発生していると試算されています。

食品ロスの問題については、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」でも重要な柱として位置づけられ、令和12年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品ロスを半減させることが国際目標として掲げられるなど世界的にも大きな問題となっています。

このような中、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行され、令和2年3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。食品ロス削減推進法では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市はこれまでも、前計画において「ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討」を重要検討施策として位置づけ、フードドライブや食品廃棄物のリサイクルなどの先行事例の調査研究を進めてきた結果、令和4年からフードドライブの実施に至ったことなど、食品ロス削減の取り組みを積極的に行ってきています。

こうした状況を受け、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえるとともに、本市の食品ロス削減に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定することとし、本計画を基に、市民、事業者、行政の一丸となった取り組みの展開を目指します。

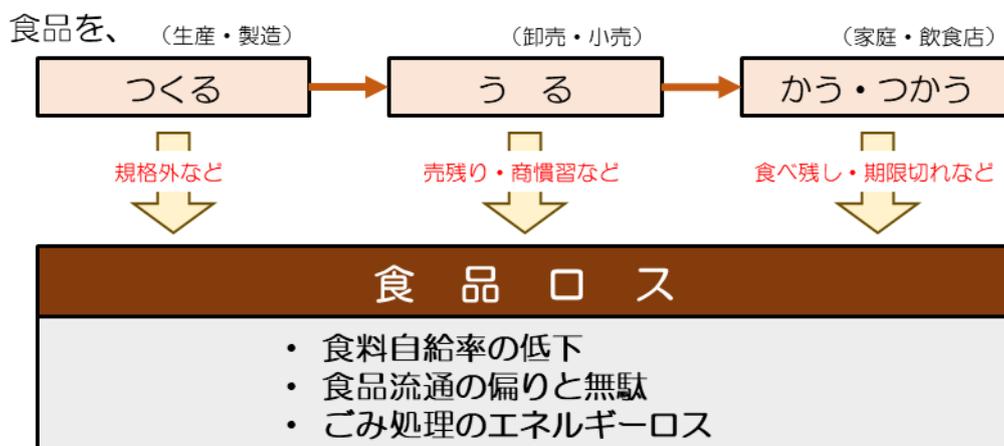


図1 食品ロスの発生原因と社会問題

2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づくもの(市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画)として位置づけられ、「茅ヶ崎市総合計画」や「茅ヶ崎市環境基本計画」を上位計画とし、「第3次茅ヶ崎市食育推進計画」、「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」、「茅ヶ崎市教育基本計画」と整合を図るものです。

3 計画期間の設定等

本計画は、「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」に内包する個別計画であるため、令和7年度を初年度に10年間の計画期間とします。(第1章4ページ「4 計画期間及び目標年度の設定」参照)

4 計画の対象範囲

本計画は、本市全域から発生する食品ロスを対象とします。食品ロスには、「家庭系食品ロス」、「事業系食品ロス」の2種類があり、さらにそれぞれ、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」の3種類に分けられます。

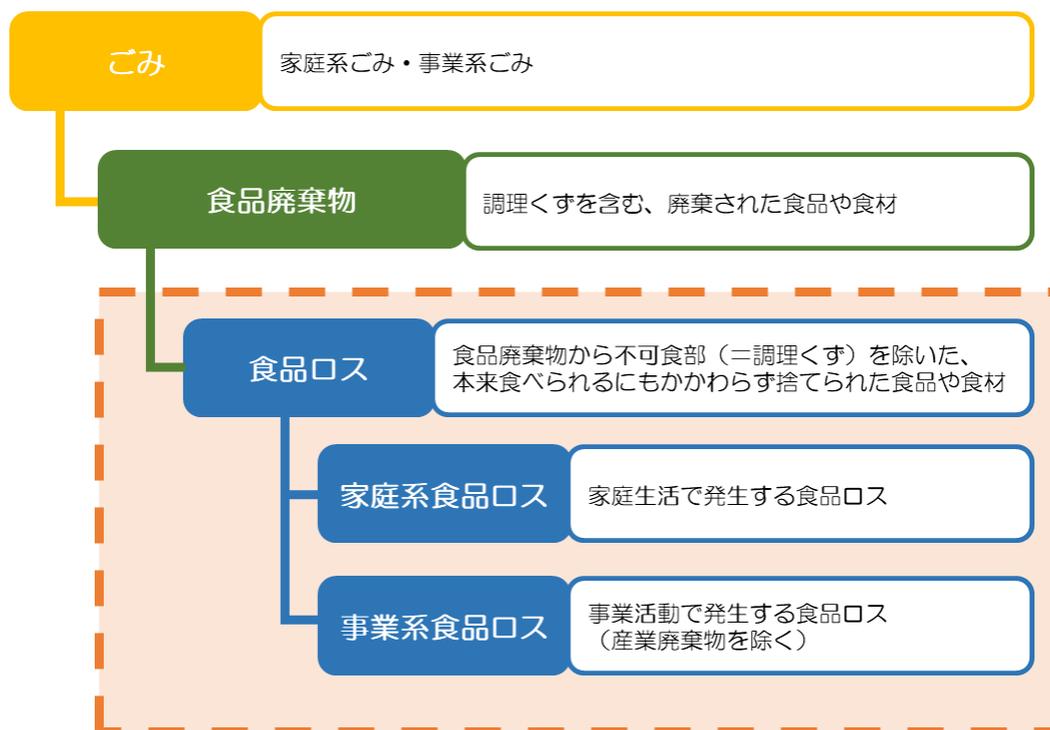


図2 本計画の対象範囲となる食品ロス

○用語説明

調理くず：調理の過程で出る食材の皮や種など、食べることができないもの。

直接廃棄：消費期限・賞味期限切れ等により食卓にあがらずに廃棄されたもの。

食べ残し：食べ切れずに廃棄されたもの。

過剰除去：調理の過程において、本来食べられる部分まで過剰に取り除き廃棄されたもの。

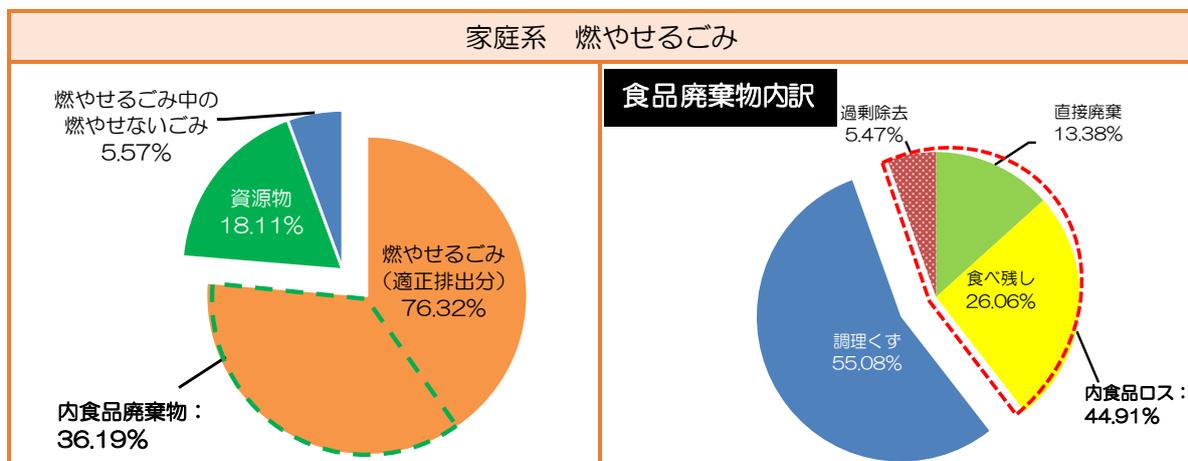
第2節 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの発生量

(1) 家庭系食品ロス

令和5年7月に行った調査では、家庭系燃やせるごみの約36.2%が食品廃棄物で、そのうち食品ロスは約44.9%となっています。家庭系燃やせるごみに占める食品廃棄物と食品廃棄物に占める食品ロスの割合から、令和5年度における本市の家庭系食品ロス量は約5,200トンと推計されます。

表1 家庭系ごみの組成分析調査結果（重量割合）



コラム1 一人1日、たまご1個分の食品ロスが発生！

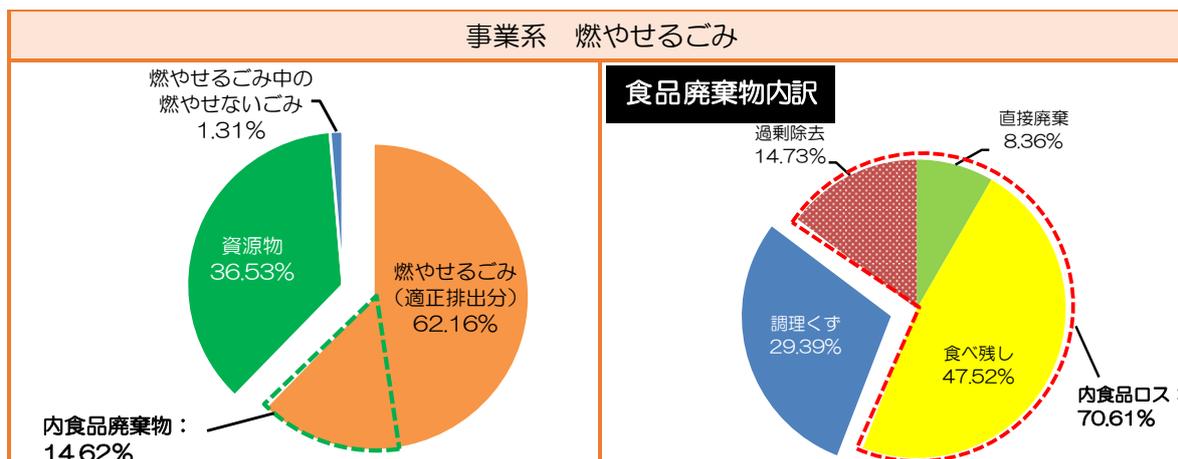
令和5年度に行った調査によると、本市の食品ロス量は、同年度において6,220 tと推計されます。この重量を市民一人1日あたりに換算すると、たまご1個分相当である69.2 gとなります。本市の食品ロス量は、国が示す国民一人1日当たりの食品ロス量である約103 g（令和4年度推計）と比べて、とても少ない量となっています。



(2) 事業系食品ロス

令和5年7月に行った調査では、事業系燃やせるごみの約14.6%が食品廃棄物で、そのうち食品ロスは約70.6%となっています。事業系燃やせるごみに占める食品廃棄物と食品廃棄物に占める食品ロスの割合から、令和5年度における本市の事業系食品ロス量は約1,020トンと推計されます。

表2 事業系ごみの組成分析調査結果（重量割合）



コラム2 ごみ組成分析調査について

本市では、一般廃棄物処理基本計画の改定などに際し、ごみからの資源化の総量及び資源化施策の参考資料を得るためにごみ組成分析調査を実施しています。本計画の策定にあたり、令和5年7月に調査を実施しました。

(調査の様子)



ごみ袋を抜き取ります。



中身を種類ごとに分けます。



種類ごとに重さを測ります。

2 食品ロスの課題

(1) 食品ロスの実態把握

本市では、一般廃棄物処理基本計画の改定時などに行うごみの組成分析調査を通じて、食品ロスの実態把握に努めています。食品ロス削減に向けて効果的な施策を展開していくためには、定期的なごみの組成分析調査の他に、家庭や事業者における食品ロスに関する意識や行動を調査していくことなどで、更なる食品ロスの実態を把握する必要があります。

(2) 食品ロス削減に向けた意識の向上

本市における家庭系食品ロスは、家庭系燃やせるごみの約16.3%、また、事業系食品ロスは、事業系燃やせるごみの約10.3%を占めており、いずれも「食べ残し」が最も大きな割合を占めています。そのため、家庭や飲食店などで具体的な行動が起こせるよう、あらゆる機会を捉えて、「食べ残し」への対策を軸とした情報発信や普及啓発していくことなどで、食品ロス削減に関する意識の向上を図る必要があります。

(3) 食品ロスを含めた食品廃棄物の減量化

本市では、「直接廃棄」される食品を持ち寄り、地域の福祉施設などに寄付する「フードドライブ」を実施しており、ごみ減量化はもとより、福祉的な側面からも一定の効果が得られています。今後は、「直接廃棄」される食品の提供を促進させる枠組みと、また、最終的に発生してしまった「調理くず」と合わせた食品廃棄物としてリサイクルさせる枠組みとを構築し、それらを実行に移していく必要があります。

コラム3 フードドライブについて

本市では、令和4年10月から資源循環課窓口で寄付食品の受付を通年実施しています。たくさんもらって食べきれないなど、様々な理由により消費しきれない食品を、フードドライブに寄付することで、ごみを減らすことと同時に食品を必要とする方々を支援することができます。



「もったいない」から「ありがとう」へ

フードドライブ

実施しています!

実施日 随時実施しています! (土日・祝日除く)

受付場所・時間 茅ヶ崎市役所資源循環課窓口(本庁舎2階) 8:30~17:00まで

フードドライブとは ご家庭で使わずに持っている食品をお持ちいただき、それらの食品をフードバンク協議会や生活支援が必要な方に寄付する活動です。

ご寄付いただきたい食品 米、味噌、醤油、調味料、インスタント食品、お菓子など。
※賞味期限が2か月以上、製造原状で未開封のものに限ります。

お受けできない食品 包装や内容が不明なもの、生鮮食品、冷凍冷蔵食品、アルコール類など。

お問い合わせ 茅ヶ崎市環境部資源循環課 ☎0467-81-7178



第3節 食品ロス削減推進計画

1 基本理念・基本方針

(1) 枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針や施策を定め、図3に示すとおり、ピラミッド型の体系を構築します。

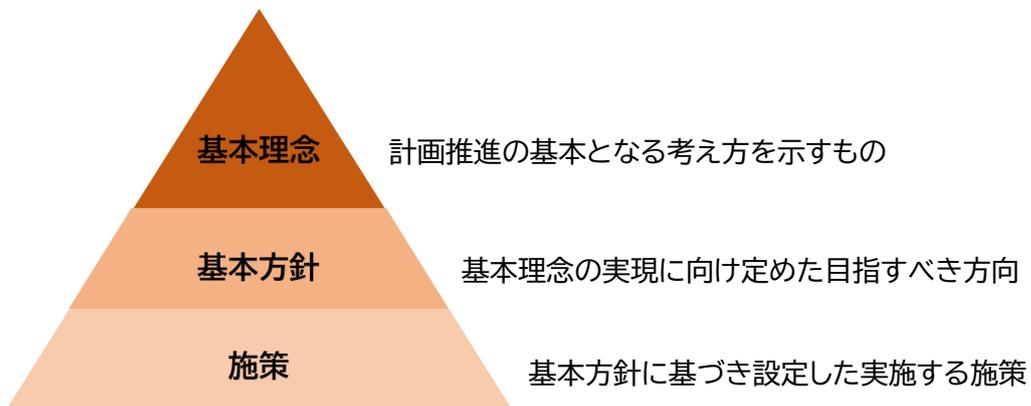


図3 枠組みの体系

(2) 基本理念

①茅ヶ崎市総合計画（再掲）

茅ヶ崎市総合計画の中では、本市が目指す将来の都市像を「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」と定め、その都市像の実現に向けて、「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」・「安全で安心して暮らせる強くしなやかなまち」を政策目標の一つとして定めています。

②茅ヶ崎市環境基本計画（再掲）

茅ヶ崎市環境基本計画の中では、本市が目指す将来の環境に関する都市像を「自然と人が共生するまち」・「良好な生活環境が保全されているまち」・「資源を大切にす循環型のまち」・「気候変動に対応できるまち」・「環境に配慮した行動を実践するまち」と定めています。

③食品ロス削減推進計画の理念

食品ロス削減推進計画では、上位計画が目指す将来の都市像や整合を図るべき計画が目指す姿など、また、「ごみ処理基本計画」の基本理念(第2章25ページ「(2)」③「ごみ処理基本計画の理念」参照)を踏まえ、計画推進の基本となる考え方を次のとおりとします。

“サスティナ city ちがさき” を目指して
～ “もったいない” がないまちの実現へ～

「ごみの減量化」や「限りある資源の有効活用」は“もったいない”を原点とするものです。そのような意識を持つ私たちが食品の“もったいない”を再認識しつつ、食品ロスの削減に繋がる取り組みを実践していくことで、“もったいない”がないまちの実現を目指します。

(3) 基本方針

基本理念の実現に向け、前節「2 食品ロスの現状と課題」(41～43ページ)を踏まえ、本市の目指すべき方向性を次のとおりとします。

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握

本市の食品ロスに関する調査により「もったいない」を把握します。また、他自治体等の「もったいない」対策を把握します。

基本方針Ⅱ 「もったいない」意識の醸成

各媒体による情報提供・啓発を行い、家庭や事業所、イベントや教育の場などで食品ロス削減に向けた機運を高めていきます。

基本方針Ⅲ 「もったいない」対策の実践

フードドライブなどの枠組みの構築や実行に加えて、家庭や事業所から排出される食品廃棄物のリサイクルを支援することなど、多角的に「もったいない」対策を実践します。

2 基本目標

本計画の基本目標は、「第2章ごみ処理基本計画」で設定した基本目標を踏まえ、「家庭系食品ロス排出量」など表3に示すとおり設定します。また、それぞれの目標に対する目標値を、令和5年度を基準年度とし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度として設定します。なお、目標値は、令和11年度(中間目標年度)に必要な応じて見直しを行います。

表3 食品ロス削減の数値目標

項目	方向性	令和5年度 (実績)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
家庭系食品ロス量 (t)	↘	5,200t	約10%削減 → 4,680t	約18.3%削減 → 4,247t
事業系食品ロス量 (t)	↘	1,020t	現状維持 → 1,020t	現状維持 → 1,020t
食品ロス抑制率 (%)	↗	59%	10.5ポイント引き上げ → 69.5%	21ポイント引き上げ → 80%

注)事業系食品ロス排出量の目標値は、事業系ごみの排出量の推計結果を鑑みて、現状維持と設定

コラム4 家庭系食品ロスはどのくらい減らせばいいの？

国では、2000年度(平成12年度)比で2030年度(令和12年度)までに食品ロスを半減させるという目標を設定しています。本市の家庭系食品ロス量においても、国の目標を踏まえ、平成12年度比で令和12年度までに半減することとします。これは、市民一人が1年で316g(※)ずつ減らすことができれば達成することができる計算です。市民一人が1年で316gずつ減らすことを令和13年度以降も継続することで、本計画の最終目標を達成することができます。※令和6年度から令和16年度までの削減量の平均値(市民一人1年当たり)

事業系食品ロスは減らさなくていいの？

本市の事業系食品ロスは、家庭系のおよそ1/4~1/5です。多くの自治体において、家庭系食品ロスとほぼ同量の事業系食品ロスが発生していることを踏まえると、本市の事業系食品ロスは、低い水準となっています。一方で、本市の事業系ごみ排出量は、将来的な増加傾向が予想されているため、事業系食品ロスの目標は、この増加傾向を抑制・回避するために現状維持(0%増加)としています。

食品ロス抑制率とは何？

国の基本方針では、発生量以外の目標として、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」ことが定められています。本市でも、食品ロスに関する市民意識調査を実施し、「食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる割合」は、95%と国の目標値を大きく上回っていた一方で、食品ロスの発生を抑えた割合は、59%にとどまっています。そのため、「食品ロスの削減に取り組んだ結果として、食品ロスの発生を抑えた割合を80%とする」ことを発生量以外の目標(食品ロス抑制率(%))として定めています。

3 施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握

施策1：食品ロス削減に関する調査の実施

- 1-1 食品ロス量の現状把握
- 1-2 食品ロス取り組み度（食品ロス抑制率）の把握
- 1-3 先進的な取り組みの把握

基本方針Ⅱ 「もったいない」意識の醸成

施策2：情報発信・普及啓発の充実

- 2-1 家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実
- 2-2 事業系食品ロス削減のための情報発信の充実
- 2-3 イベント等での情報発信・普及啓発の実施

施策3：食品ロスを題材とした食育の推進

- 3-1 家庭・地域での食育活動の展開
- 3-2 学校・保育所での食育活動の展開

基本方針Ⅲ 「もったいない」対策の実践

施策4：「もったいない」から「ありがとう」へ

- 4-1 フードドライブの促進
- 4-2 フードドライブの実施支援
- 4-3 フードシェアリングの検討

施策5：食品廃棄物の削減

- 5-1 生ごみダイエット支援（再掲）
- 5-2 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援
- 5-3 食品廃棄物のリサイクルの推進

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握

施策1：食品ロス削減に関する調査の実施

1-1 食品ロス量の現状把握

本計画の見直し時などに、収集されたごみの組成を調査することにより、本市における家庭系及び事業系食品ロスの実態を把握します。

具体的な取り組み

- ・ごみの組成分析調査の実施

1-2 食品ロス取り組み度（食品ロス抑制率）の把握

本計画の見直し時などに、食品ロスに対する意識や行動を調査することにより、本市における食品ロスの認知度や取り組み状況を把握します。

具体的な取り組み

- ・市民意識調査の実施

1-3 先進的な取り組みの把握

他自治体や事業者における、食品ロス削減に向けた先進的な取り組みに関する情報を収集することにより、本市における今後の施策の参考とします。

具体的な取り組み

- ・他自治体等における事例収集

基本方針Ⅱ 「もったいない」意識の醸成

施策2：情報発信・普及啓発の充実

2-1 家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実

本市の食品ロスの大部分は家庭から排出されています。家庭系食品ロス削減に向けて、「3ない運動」をはじめとする具体的な取組事例の情報発信・普及啓発を、様々な媒体を活用しつつ、積極的に行います。

具体的な取り組み

- ・ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発
- ・「3ない運動」の普及啓発

2-2 事業系食品ロス削減のための情報発信の充実

事業系食品ロス削減に向けて、「3010運動」や「ドギーバッグ」をはじめとする具体的な取組事例の情報発信・普及啓発を、様々な媒体を活用しつつ、積極的に行います。「3010運動」や「ドギーバッグ」については、飲食店組合と連携し、飲食店や利用客への普及啓発を行います。

具体的な取り組み

- ・ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発
- ・飲食店組合と連携した「3010運動」や「ドギーバッグ」の普及啓発

○用語説明

3ない運動：食品ロスを減らすための家庭での取り組み例。「買いすぎない!」「作りすぎない!」「食べ残さない!」の3つの「ない」を指す。

3010(さんまるいちまる)運動：宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーン。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから名付けられた。

ドギーバッグ：レストランなど飲食店で外食した際に食べきれなかった料理を持ち帰るための容器のこと。この言葉の由来は、家で待つ愛犬にも分けてあげるためと持ち帰ったことから、この名がついたとされ、米国などでは日常的に行われている。



資料：環境省 HP

2-3 イベント等での情報発信・普及啓発の実施

「ちがさき環境フェア」をはじめとする本市のイベントや、食品ロス削減推進法で定められている食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)における集中的な情報発信・普及啓発に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・本市イベント等での周知、啓発
- ・食品ロス削減月間、食品ロス削減の日における普及啓発

施策3：食品ロスを題材とした食育の推進

3-1 家庭・地域での食育活動の展開

すべての世代の市民が、様々な体験を通して、食料の生産、流通、安全への理解と食品ロスについて理解を深めることができるよう普及啓発に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・庁内関係課とのイベント、教室、体験を通じた普及啓発の実施

3-2 学校・保育所での食育活動の展開

未来を担う子どもたちが食事を通して命の大切さを学び、「みんなでおいしく食べきろう」の心を養えるよう、教育現場等における食育活動の一つとして、食品ロスを題材とした食育の推進に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・(小・中学校)給食だよりを通じた啓発や、栄養教諭を中心とした食育活動の推進
- ・(保育園)公立保育園における年間指導計画に沿った食育活動の実施

基本方針Ⅲ 「もったいない」対策の実践

施策4：「もったいない」から「ありがとう」へ

4-1 フードドライブの促進

本市では、令和4年10月よりフードドライブを通年実施しています。これを継続してだけでなく、更なる寄付者や寄付量の拡充のための取り組みの検討を行います。

具体的な取り組み

- ・フードドライブの継続実施
- ・フードドライブの拡充のための取り組みの検討

4-2 フードドライブの実施支援

フードドライブをより幅広く実施していくために、事業者や団体等が主催するフードドライブに対して支援を行います。また、企業の防災備蓄品の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前に有効活用する取り組みを促進します。

具体的な取り組み

- ・企業フードドライブの支援(のぼり旗・コンテナ貸し出し、ノウハウの教示)
- ・防災備蓄品の有効活用の促進

4-3 フードシェアリングの検討

メーカーや農家などがやむを得ず食品を廃棄する前に、必要とする消費者とマッチングさせるサービスをフードシェアリングといいます。本市においても、近隣自治体の先行事例を参考に、フードシェアリングの検討を行います。

具体的な取り組み

- ・フードシェアリングの検討

施策5：食品廃棄物の削減

5-1 生ごみダイエット支援（再掲）

家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付及び普及活動を行い、家庭用生ごみ処理機を使用した自家処理を推進します。

具体的な取り組み

- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付及び普及の促進

5-2 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援

事業者から排出される食品廃棄物を、堆肥や飼料としてリサイクルすることを支援するため、行政区域をまたいだ廃棄物処理に係る市町村間協議を積極的に行い、円滑な事業実施を支援します。

具体的な取り組み

- ・事業系食品廃棄物のリサイクルのための市町村間協議支援

5-3 食品廃棄物のリサイクルの推進

行政が率先して食品廃棄物のリサイクルに取り組むべく、その必要性を庁内に広く周知し、関係事業での導入を推進します。

具体的な取り組み

- ・食品廃棄物のリサイクルに関する庁内周知及び導入の推進

コラム5 家庭用生ごみ処理機の種類

茅ヶ崎市で購入費を一部補助している生ごみ処理機には、次のような種類があります。

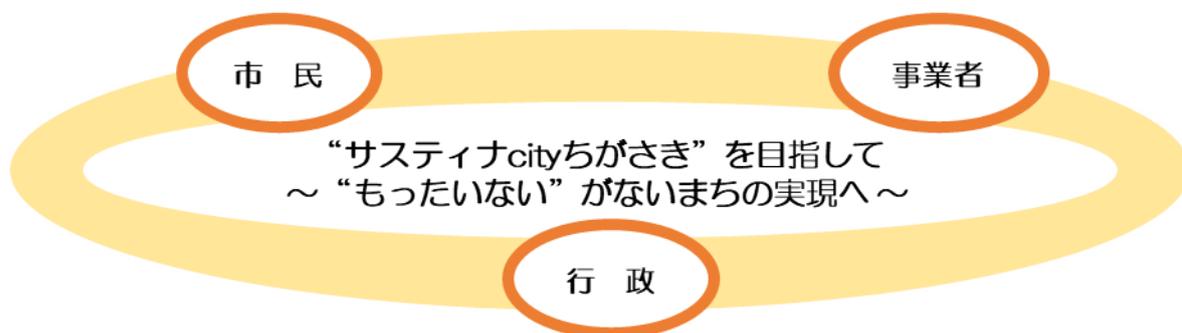
種類		特徴	代表的な機種
手動式		電気を使わず、ハンドル操作で専用バイオチップと生ごみを混ぜて堆肥化します。	手動式
電動式		家庭用電源を利用して生ごみを分解減容して、堆肥化または消滅化します。	バイオ式 熱乾燥式 ハイブリット式
消滅型		土の中の微生物により生ごみを分解し堆肥化します。	コンポスト キエーロ

資料：茅ヶ崎市家庭用生ごみ処理機購入費補助制度案内チラシ

4 アクションメニュー

(1) 市民・事業者・行政の役割

「第2節 食品ロス削減推進計画」の「2 基本目標」(47ページ)表3に掲げる数値目標の実現のためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を捉え、行動に移すことで基本理念「サステイナ city ちがさき」を目指して～“もったいない”がないまちの実現へ～の実現を目指します。



(2) アクションメニュー

「(1)市民・事業者・行政の役割」を踏まえ、各主体が協働して取り組みを進めます。

家庭系食品ロスを減らす取り組み（例）

3ない運動

- 買い物前に
家にある食材をチェックする。
(買いすぎない！)



- 残さず食べ切れる量を作る。
(作りすぎない！)



- 残った料理を他の料理に作り
変える工夫をする。
(食べ残さない！)



- 期限表示を正しく理解する。



- てまえどりに協力する。



コラム6

「賞味期限」と「消費期限」

食品の期限表示には2種類あります。正しく理解し、食品を買うときの参考にしましょう。

賞味期限：「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています
※袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に限りです。

消費期限：「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。

※袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に限りです。

事業系食品ロスを減らす取り組み（例）

- 業種に合わせた対策を立てる。



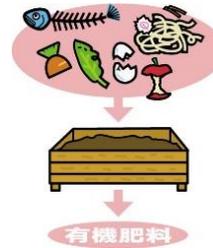
- 3010 運動に協力する。（画像再掲）



- フードドライブに協力する。



- 堆肥化、飼料化（リサイクル）を検討する。



行政の取り組み（例）一部

- 組成調査や意識調査を実施する。



- 各種媒体を活用して啓発に取り組む。



- 各種イベントでの情報発信を行う。



- 各種補助制度を整備する。



コラム7 てまえどり（54 ページ）

小売店などで展開されている、「すぐ食べる食品は商品棚の手前から取る」運動です。事業系食品ロスの削減に大変有効です。

すぐに食べるなら、『てまえどり』にご協力ください。
手前をえらぶ。



みんなで目指そう、地球にやさしいお買い物。
消費者庁 農林水産省 環境省

（資料：農林水産省 HP より）

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水の種類

生活排水とは、生活雑排水(台所・お風呂・洗面所などから出る排水)とし尿(トイレから出る排水)とに大別されます。

2 生活排水処理フロー

本市の生活排水は、図1に示す生活排水処理フローにしたがって、処理を行っています。

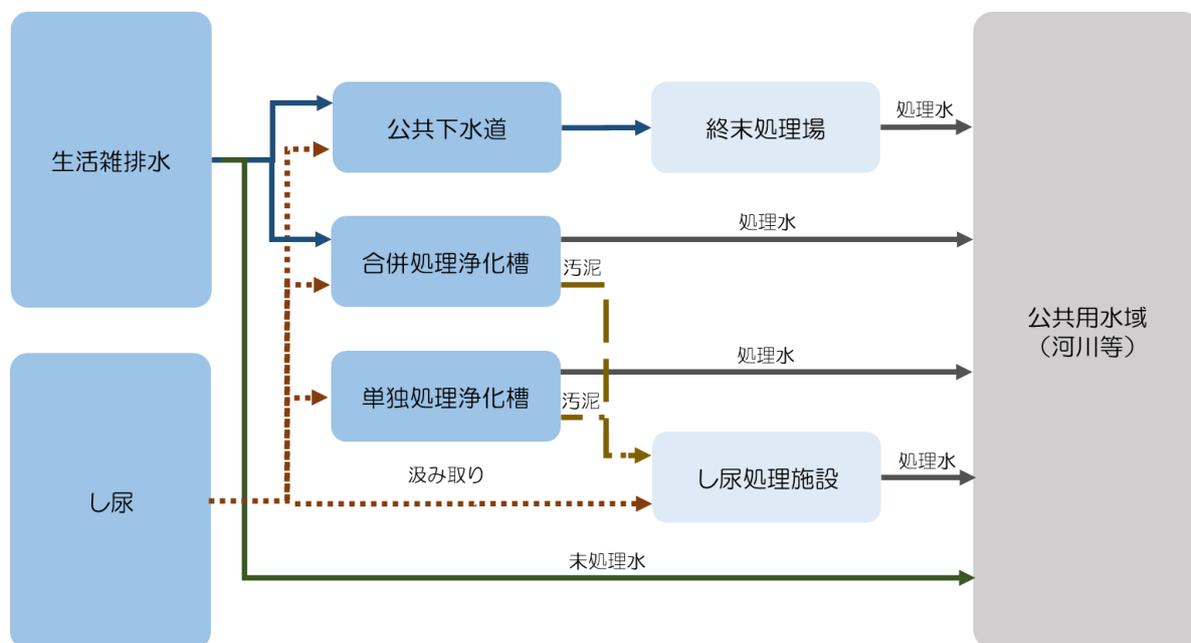


図1 生活排水処理フロー

コラム1 終末処理場

終末処理場とは、下水管によって送られた汚水（一般家庭や事業所、工場から排出される汚濁した水）を、河川・湖沼・港湾・沿岸海域などの公共用水域に放流する前に処理する施設です。ほとんどの汚水は、神奈川県が管理運営する柳島水再生センターで処理されていますが、一部の汚水は、藤沢市が管理運営する辻堂浄化センターで処理されています。



3 生活排水処理体制

(1) 生活排水の処理主体

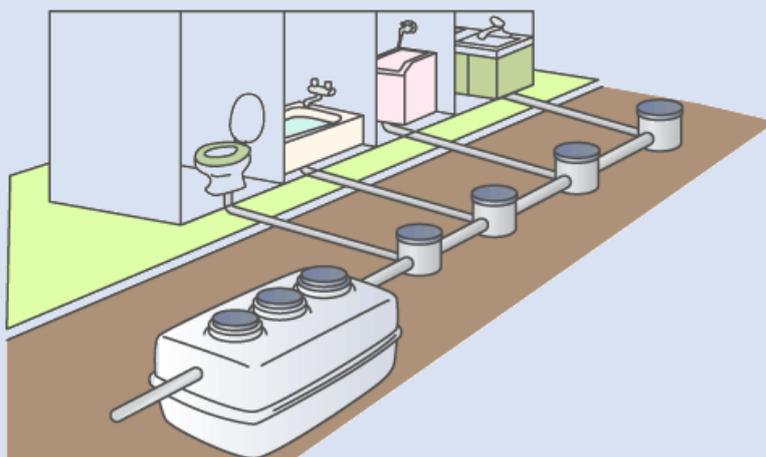
本市では、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設及び終末処理場で生活排水を処理しています。

表 1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	寒川町
終末処理場	し尿・生活雑排水	神奈川県・藤沢市

コラム2 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る生活排水（生活雑排水（台所・お風呂・洗面所などから出る排水）とし尿（トイレから出る排水））のすべてを浄化できるスグレものです。し尿だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所・お風呂・洗面所などから出る排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけることとなるため、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換がいま強く求められています。なお、2001年（平成13年）4月1日以降、単独処理浄化槽の新設は禁止されています。



（環境省ホームページより抜粋）

○用語説明

浄化槽汚泥：浄化槽の処理プロセスの中で発生し、浄化槽の底部に重力沈殿した泥状の廃棄物のこと。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理体制

①収集運搬

本市で発生するし尿、または、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、委託業者によって収集運搬されています。

表2 収集運搬体制

収集運搬の対象となる生活排水の種類	体制
し尿（汲み取り）	委託
浄化槽汚泥	委託

②中間処理

本市で発生するし尿、または、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、寒川町が管理運営する寒川町美化センターにおいて処理(事務委託)されています。

表3 中間処理施設の概要

し尿処理施設		竣工年月	処理能力
①	寒川町美化センター 寒川町田端 1578-3	平成7年 12月	70kℓ/日 (し尿 21kℓ/日、 浄化槽汚泥 49kℓ/日、)

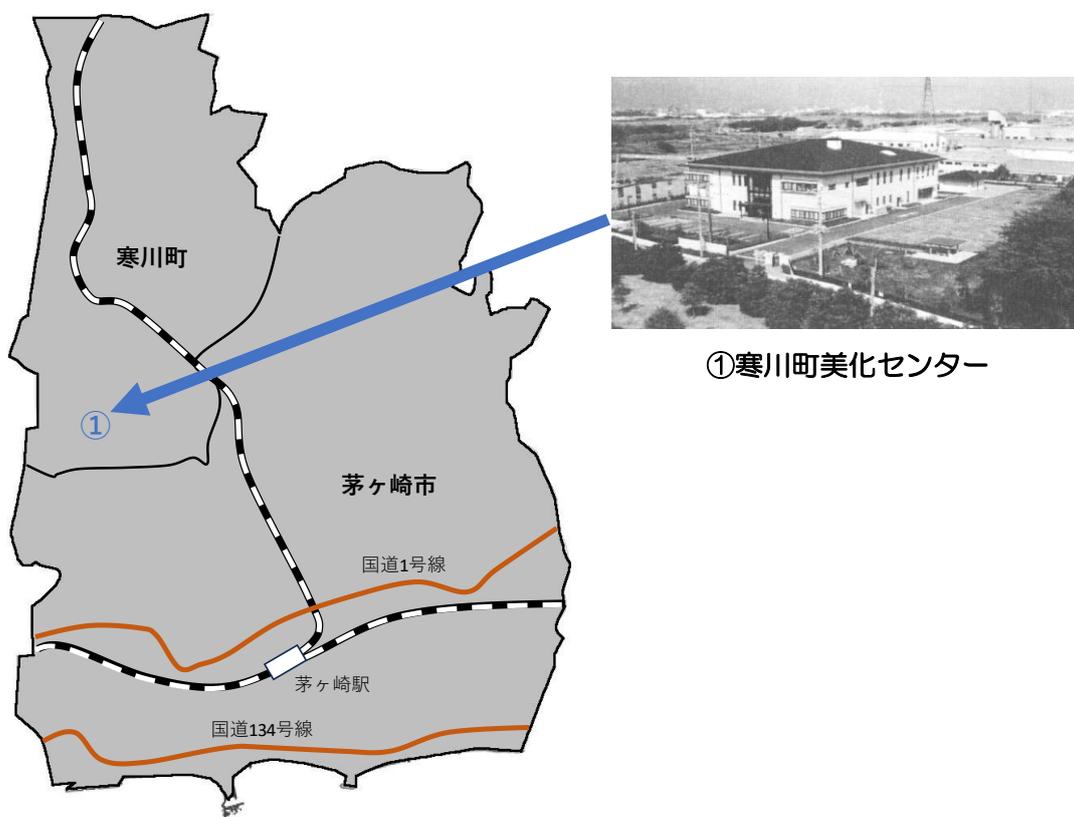


図2 し尿処理施設の概要

4 生活排水処理の実績

(1) 処理形態別人口の推移

①公共下水道人口

本市の公共下水道人口は、増加傾向にあり、令和5年度では、235,372 人となっています。

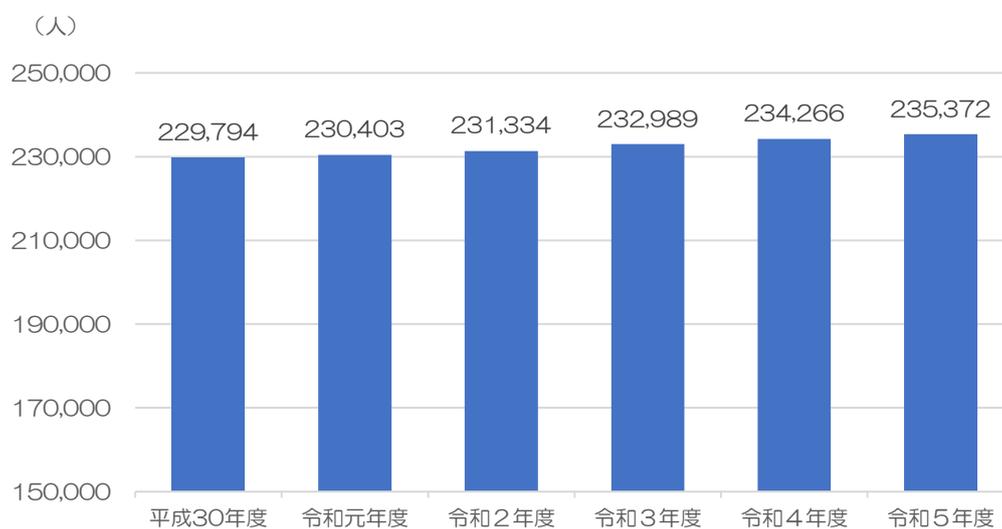


図3 公共下水道人口の推移

②合併処理浄化槽人口

本市の合併処理浄化槽人口は、増加傾向にあり、令和5年度では、6,169 人となっています。

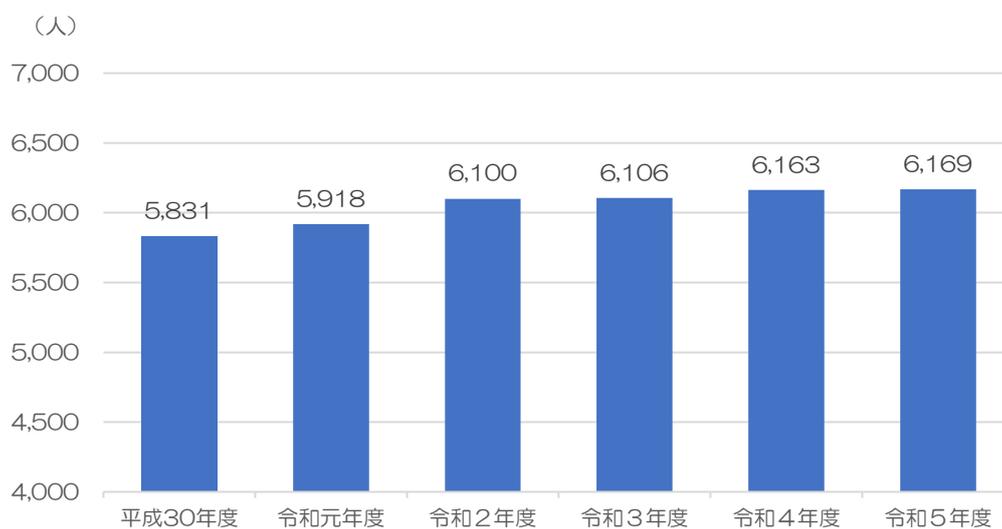


図4 合併処理浄化槽人口の推移

③単独処理浄化槽人口

本市の単独処理浄化槽人口は、減少傾向にあり、令和5年度では、5,540人となっています。

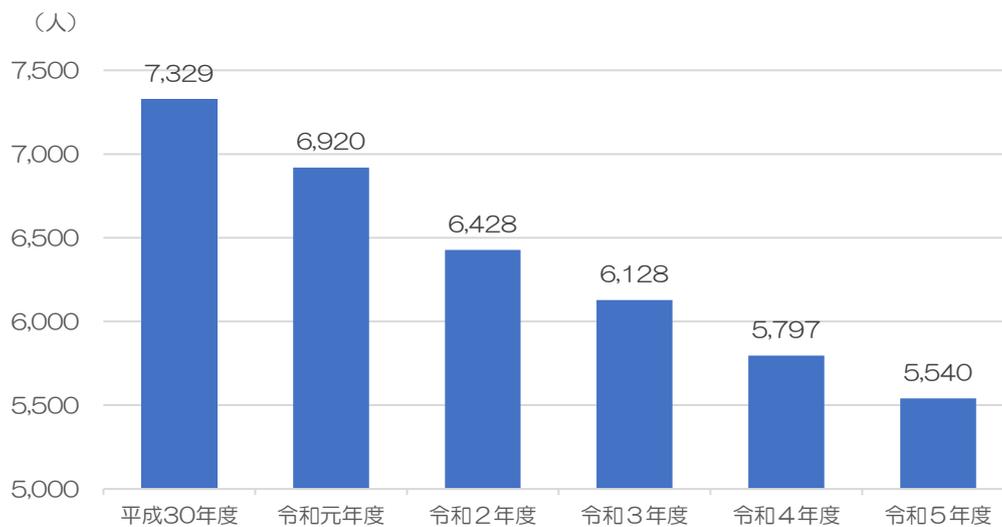


図5 単独処理浄化槽人口の推移

④し尿処理人口

本市のし尿処理人口は、減少傾向にあり、令和5年度では、416人となっています。

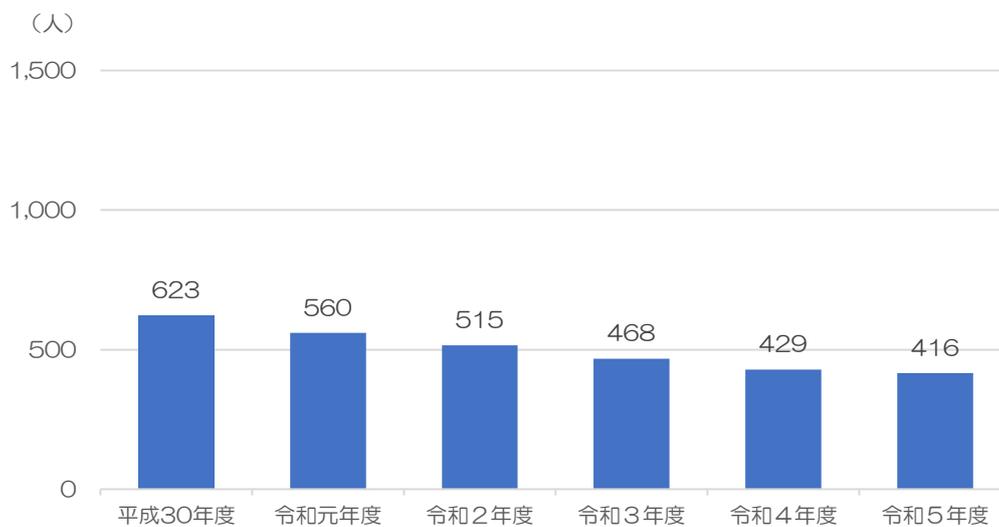


図6 し尿処理人口の推移

(2) 生活排水処理率

本市の生活排水処理率の推移は、上昇傾向にあり、令和5年度では、97.6%となっています。

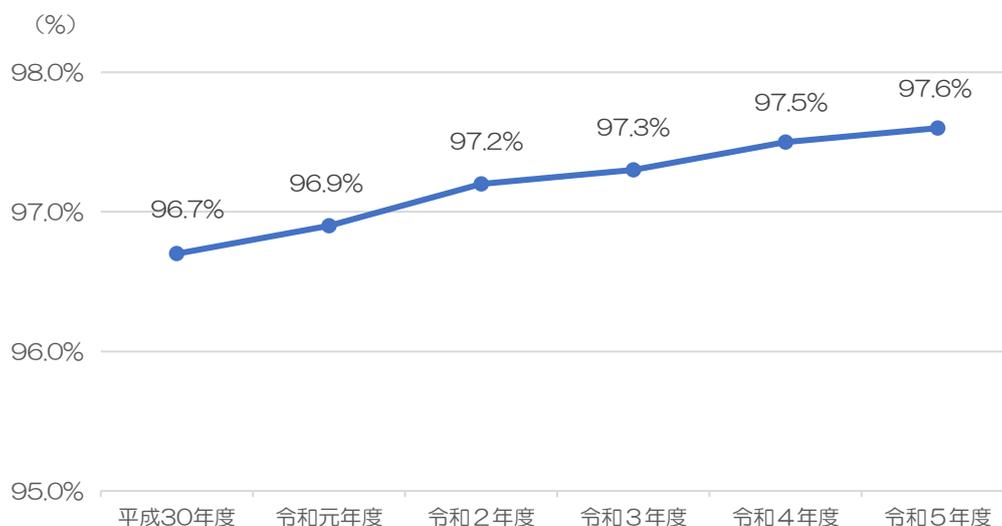


図7 生活排水処理率の推移

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理量

① し尿処理量

し尿処理量は、し尿処理人口の減少とともに減少傾向にあり、令和5年度では、1,352kℓ(仮設トイレ等からの臨時汲み取り分を含む)となっています。

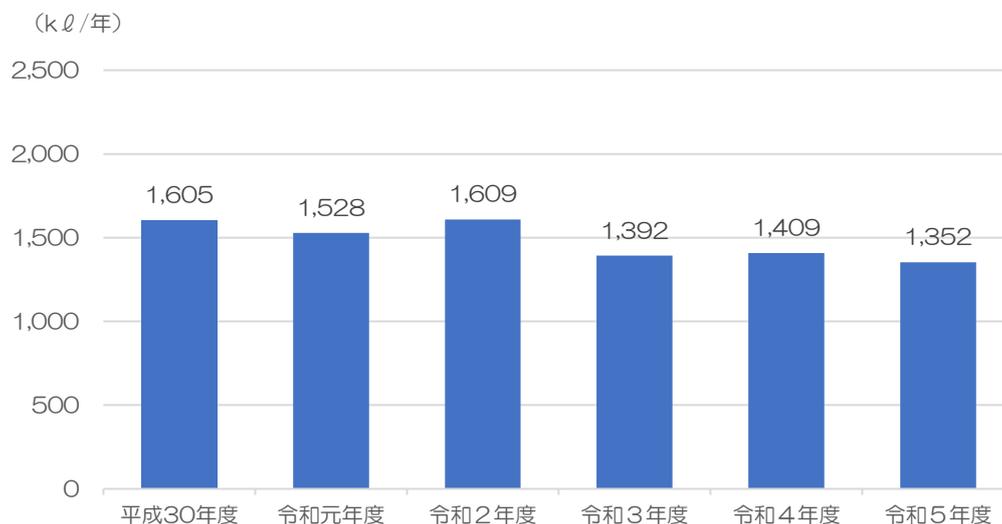


図8 し尿処理量の推移

○用語説明

生活排水処理率：し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合。

②浄化槽汚泥処理量

浄化槽汚泥処理量は、減少傾向にありましたが令和4年度に若干増加し、令和5年度では、7,188kℓとなっています。

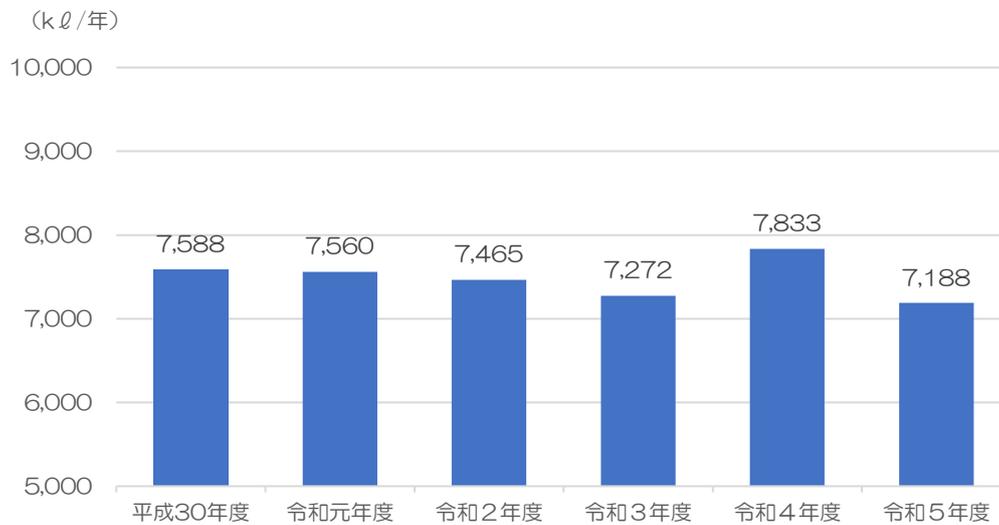


図9 浄化槽汚泥処理量の推移

コラム3 生活排水に関する補助金制度

水洗化奨励金制度

本市では、公共下水道処理区域として告示後3年以内に公共下水道へ接続された方を対象に奨励金を交付しています。

交付額：汲み取り口1個または、し尿浄化槽1基につき20,000円

合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

本市では、市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域で既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をする方を対象として、補助金を交付しています。

交付額（限度額）（令和7年3月時点）：5人槽の補助金額：332,000円

6から7人槽の補助金額：414,000円

8から10人槽の補助金額：548,000円

5 生活排水処理経費

本市のし尿・浄化槽汚泥処理に要する経費は、令和元年度に一時的に増加し、令和2年度以降減少傾向にありましたが、令和5年度では増加し、277,106千円となっています。

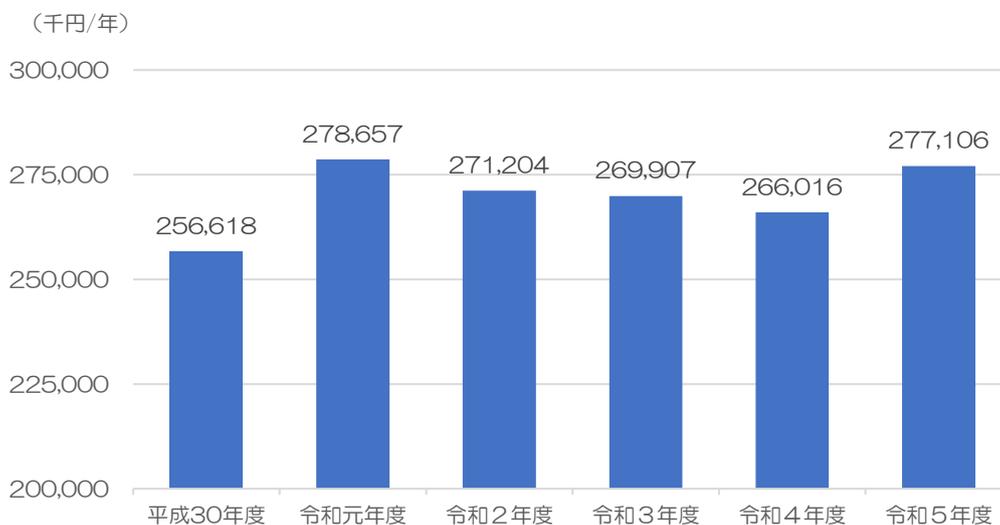


図 10 し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費の推移

6 前計画の評価

(1) 目標値の達成状況

前計画では、次の項目における目標値を設定しました。前計画の目標値の達成状況は、最終目標値である令和6年度目標値と令和5年度実績値に基づく予測値との比較により確認しています。

「生活排水処理率」は、目標である97.9%に対して97.9%となり、目標を達成する見込みとなっています。

表4 基本目標の評価

項目	方向性	令和5年度	令和6年度		差	達成状況
		実績値	予測値	目標値		
生活排水処理率(%)	↗	97.6	97.9	97.9	0	○

(2) 施策の評価

前計画の施策の評価は、表5に示すとおり、「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画年次報告書(令和7年3月)」に基づき行っています。なお、評価は、施策ごとに設定した評価指標に対し、「数値目標」又は「数値目標以外」の評価基準を用いて行っています。

表5 令和5年度における施策の評価

【基本方針Ⅰ】公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進

項目	施策	評価指標
1.公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進	①公共下水道(汚水)整備事業の推進	汚水面整備率
	②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進	水洗化普及率
	③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進	補助事業により合併処理浄化槽を設置した基数

【基本方針Ⅱ】安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

項目	施策	評価指標
1.し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	①し尿、浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画	計画策定
	②し尿処理施設の適正な維持・管理	実施の有無

【基本方針Ⅲ】水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

項目	施策	評価指標
1.啓発及び情報提供	①浄化槽の清掃の啓発	活動の有無
	②広報紙等による情報発信(重点施策)	活動実績

取組概要	最終評価	今後の方向性
公共下水道整備事業（汚水整備）は、面整備は0.06ha、整備延長175.95mを整備した。汚水整備率は、目標値100%に対し98.2%となった。	B	継続
水洗化奨励金制度（令和5年度2基）の活用を行うとともに、チラシ等を同封し、水洗化普及率は前年度比0.1ポイント増の99.1%となり、100%の普及に向けて順調な推移となった。		継続
合併処理浄化槽設置整備事業は、補助交付対象となる者がいなかった結果、補助は0基となった。		継続

取組概要	最終評価	今後の方向性
令和5年度茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画に基づき、その排出量に応じた体制の整備を継続した。	A	継続
寒川町美化センターの維持管理体制の継続を確認し、寒川町美化センターの老朽化対策として、令和5年度に同センターの修繕を行った。		継続

取組概要	最終評価	今後の方向性
新規の浄化槽設置者に対し、適切な維持管理を周知する文書だけでなく、浄化槽の清掃の説明も行った。	A	継続
市民便利帳ちがさき生活ガイド、市ホームページ、チラシを活用して情報発信を行った。		継続

（資料：茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画年次報告書（令和7年3月）より抜粋）

7 課題の整理

(1) 国内の生活排水処理に関する動向

単独処理浄化槽や汲み取り式便槽(トイレ)は、生活雑排水を未処理の状態で公共用水域に放流しています。これらは、現在も全国的に多く利用されているため、水質汚濁の大きな原因となっています。そのため、改正浄化槽法が令和2年4月に施行され、単独処理浄化槽に関し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を指導することができることとなり、それを踏まえて早期に合併処理浄化槽への転換を行うこととされています。また、頻発する災害への対応力強化の観点からも、早期に復旧が可能となる合併処理浄化槽への転換を促進することが示されています。

(2) 今後の課題

国内の生活排水処理に関する動向や前計画の目標達成状況を踏まえ、本市の生活排水処理に関する課題を次のとおり整理しました。

①公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理の推進

本市では、生活排水処理を公共下水道及び合併処理浄化槽により推進しています。公共用水域への環境負荷を低減し、水環境を保全していくため、計画的な公共下水道(汚水)整備と合併処理浄化槽への転換促進が求められます。

公共下水道については一定程度整備が進んでおり、未整備区域においては、地下埋設物等による支障や地形的に排水が困難などの課題があり、解決策を講じつつ着実に整備を進める必要があります。

浄化槽については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていますが、その必要性や環境へ与える影響が認識されていないことや経済的負担などの課題があり、転換の必要性、環境面への効果の周知や転換に向けた支援策を講じる必要があります。

②水環境保全に向けた意識の醸成

我々にとって身近な水環境を保全していくためには、生活排水処理に関する問題意識の共有のもと、各主体がそれぞれの責任と役割分担の中で、具体的な行動を起こしていくことが望まれます。そのため、家庭や事業者が具体的な行動を起こせるよう、あらゆる機会と媒体を活用しつつ生活排水処理に関する情報発信や普及啓発していくことで、水環境保全に向けた意識を醸成していく必要があります。

③将来にわたる安定的なし尿及び浄化槽汚泥処理の継続

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理施設である寒川町美化センターは、竣工後約30年が経過しようとしており、修繕を含め適正な維持管理を行ってきていますが、老朽化が相応にして進んでいます。し尿処理量及び浄化槽汚泥処理量は、ともに減少傾向にありますが、処理ニーズは依然として継続していきます。そのため、現行の体制を維持しつつも、収集運搬体制や次期し尿処理施設の整備を通じて、将来にわたって安定的かつ効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を継続していく必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本理念・基本方針

(1) 枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針や施策を定め、図 11 に示すとおり、ピラミッド型の体系を構築します。

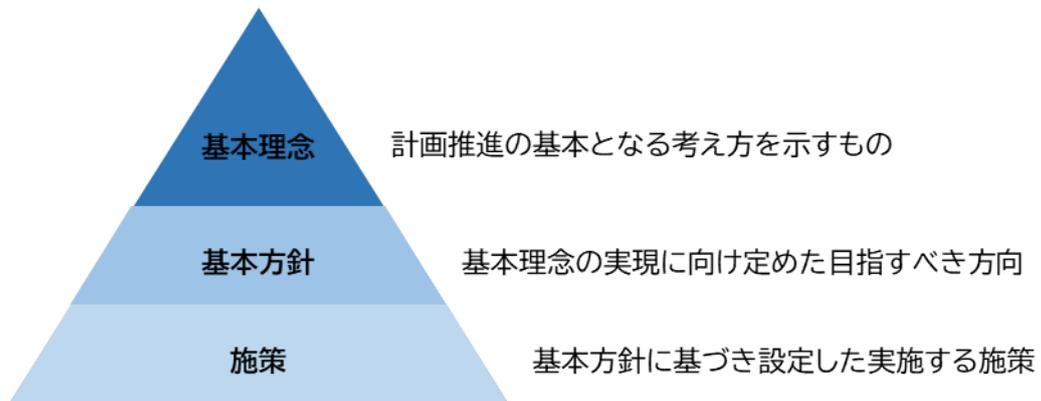


図 11 枠組みの体系

(2) 基本理念

①茅ヶ崎市総合計画（再掲）

茅ヶ崎市総合計画の中では、本市が目指す将来の都市像を「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」と定め、その都市像の実現に向けて、「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」「安全で安心して暮らせる強くしなやかなまち」を政策目標の一つとして定めています。

②茅ヶ崎市環境基本計画（再掲）

茅ヶ崎市環境基本計画の中では、本市が目指す将来の環境に関する都市像を「自然と人が共生するまち」「良好な生活環境が保全されているまち」「資源を大切にす循環型のまち」「気候変動に対応できるまち」「環境に配慮した行動を実践するまち」と定めています。

③ちがさき都市マスタープラン（令和元年6月改定）

ちがさき都市マスタープランでは、本市が目指す将来の都市像を「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～」と定めています。プランが示す「住環境整備の方針」の中では、快適な住環境を支える都市基盤整備の推進を継続することで、快適な住環境を形成していくこととしています。

④生活排水処理基本計画の理念

生活排水処理基本計画では、上位計画が目指す将来の都市像や基本理念、整合を図るべき計画の基本理念などを踏まえ、計画推進の基本となる考え方を次のとおりとします。

“サスティナ city ちがさき” を目指して
～未来へ引き継ぐ豊かな水環境～

本市の生活排水は、市街化区域では公共下水道、市街化調整区域では合併処理浄化槽による処理を推進しています。豊かな水環境を未来へ引き継いでいけるよう、一層の市域全体における生活排水処理を進めていくとともに、将来にわたる安定的な生活排水処理体制を確保します。

(3) 基本方針

基本理念の実現に向け、前節「7 課題の整理」(66ページ)を踏まえ、本市の目指すべき方向性を次のとおりとします。

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化

公共下水道(汚水)の計画的な整備と合併処理浄化槽の普及促進により、公共用水域への環境負荷を低減し、水環境を保全します。

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

あらゆる媒体や機会を活用し、きめ細やかな情報発信と周知啓発を継続することで、水環境の保全を推進します。

基本方針Ⅲ 持続的なし尿・浄化槽汚泥処理システムの確保

持続的なし尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築し、また、し尿・浄化槽汚泥の適正処理はもとより、計画的なし尿等処理施設の整備を進めることで、持続的なし尿処理システムを確保します。

2 基本目標

本計画の基本目標は、生活排水処理率を設定します。また、それぞれの目標に対する目標値を、令和5年度を基準年度とし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度として設定します。なお、目標値は、令和11年度(中間目標年度)に必要な応じて見直しを行います。

表6 数値目標

項目	方向性	令和5年度 (実績)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
生活排水処理率(%)	↗	97.6%	98.4%	98.8%

0.8ポイント引き上げ
1.2ポイント引き上げ

注)生活排水処理率は、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画(令和4年3月)」の将来推計値を基に算出

3 施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化

施策1：公共下水道による処理の推進

1-1 公共下水道（汚水）の整備の推進

施策2：合併処理浄化槽による処理の推進

2-1 合併処理浄化槽の普及促進

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

施策3：きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

施策4：水環境保全の推進

4-1 下水道接続（切り替え）の周知啓発

4-2 浄化槽の適正な維持管理の推進

基本方針Ⅲ 持続的なし尿・浄化槽汚泥処理システムの確保

施策5：持続的な収集運搬体制の構築

5-1 収集運搬業務の安定性と体制の整備

施策6：持続的な中間処理体制の構築

6-1 し尿処理の広域化

6-2 し尿処理施設の適正管理

施策 1：公共下水道による処理の推進

1-1 公共下水道（污水）の整備の推進

市街化区域内の公共下水道(污水)未整備区域における課題(地下埋設物が支障となること、地形的に排水が困難な箇所など)を整理し、道路拡幅や宅地造成に併せた整備、整備における新技術の活用等により、公共下水道(污水)の整備を進めます。

具体的な取り組み

- ・市街化区域内の公共下水道未整備区域の解消

施策 2：合併処理浄化槽による処理の推進

2-1 合併処理浄化槽の普及促進

本市では、市街化調整区域内で単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合に補助を行っています。単独処理浄化槽や汲み取り式便槽使用者に効果的な周知・啓発手法を検討し、合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の財源確保を図りつつ普及促進に努めます。

具体的な取り組み

- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知及び交付

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

施策 3：きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

水環境を保全していくためには、市民や事業者のご理解とご協力が不可欠です。そのため、市民や事業者が必要とする生活排水処理に関する情報を的確に把握し、あらゆる機会と様々な媒体を活用しつつ、より効果的な情報発信を行います。

具体的な取り組み

- ・「ちがさき環境フェア」や出前講座などを通じての情報発信
- ・柳島水再生センターなど生活排水処理関連施設の活用(施設見学会の開催)
- ・「下水道だより」の発行を始めとした様々な広報媒体を活用した PR

施策 4：水環境保全の推進

4-1 下水道接続(切り替え)の周知啓発

本市の市街化区域の大部分では、公共下水道(汚水)が整備されており、浄化槽などから公共下水道(汚水)への切り替えが可能な状況となっています。水洗化奨励金などの各種制度を活用しつつ、公共下水道への切り替えにより、公共用水域の水質保全が図られるため、啓発チラシなどを作成することで、周知啓発を進めます。

具体的な取り組み

- ・水洗化奨励金などの各種制度の周知
- ・啓発チラシの作製及び展開

4-2 浄化槽の適正な維持管理の推進

水環境や生活環境に悪影響を及ぼさないために、浄化槽の法定検査や保守点検、清掃で浄化槽を適正に維持管理する必要があります。そのため、適正な維持管理を促す啓発チラシ等で周知啓発を図ります。また、浄化槽台帳の精度を高める等の取り組みで、浄化槽の実態をより正確に把握し、浄化槽の適正な維持管理の指導や合併処理浄化槽への転換等に活用していきます。

具体的な取り組み

- ・「浄化槽をお使いの皆さまへ」などの啓発チラシ等による周知啓発
- ・し尿処理手数料納入通知書封筒への浄化槽の維持管理に関する情報の掲載
- ・浄化槽台帳の整備等による浄化槽の実態のより正確な把握
- ・指定検査機関等との連携による法定検査の受検の促進

基本方針Ⅲ 持続的なし尿・浄化槽汚泥処理システムの確保

施策 5：持続的な収集運搬体制の構築

5-1 収集運搬業務の安定性と体制の整備

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民や事業者の衛生的で快適な生活環境を維持するために欠かせない重要な行政サービスです。公共下水道の普及により収集運搬量は減少傾向にあります。平常時や災害時を含めた安定的な収集運搬体制の維持・整備が求められます。現行の体制を維持しつつ、効率的な収集運搬を進めることで、今後も安定したサービス提供に努めます。

具体的な取り組み

- ・計画的な収集運搬業務の実施
- ・安定的な収集運搬体制の整備

施策 6：持続的な中間処理体制の構築

6-1 し尿処理の広域化

収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、寒川町に位置するし尿処理施設(寒川町美化センター)で処理されます。寒川町美化センターは、竣工後約30年が経過しようとしており、老朽化が進んでいます。今後は、令和5年に2市(藤沢市・茅ヶ崎市)1町(寒川町)で策定した「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」に基づき、し尿処理施設を集約化することにより、効率化を図りつつ、し尿処理の広域化を目指します。

具体的な取り組み

- ・2市1町の連携による新たなし尿処理施設の整備

6-2 し尿処理施設の適正管理

し尿処理施設(寒川町美化センター)に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を、環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理するため、搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の量や性状に応じて、施設の維持管理に適切な措置を講じます。

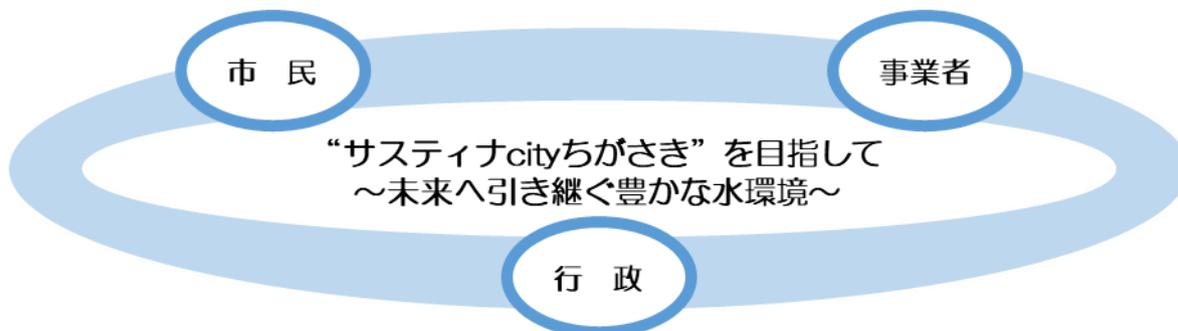
具体的な取り組み

- ・寒川町と茅ヶ崎市とのし尿処理に関する連絡会議を通じてのし尿処理施設(寒川町美化センター)の適正管理の推進

4 アクションメニュー

(1) 市民・事業者・行政の役割

「第2節 生活排水処理基本計画」の「2 基本目標」(69ページ)表6に掲げる数値目標の実現のためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を捉え、行動に移すことで基本理念「サスティナcityちがさき」を目指して～未来へ引き継ぐ豊かな水環境～の実現を目指します。

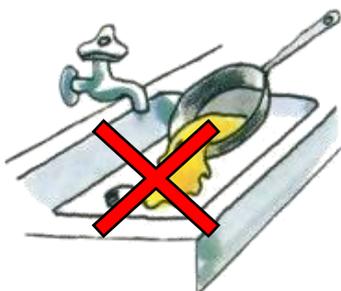


(2) アクションメニュー

「(1)市民・事業者・行政の役割」を踏まえ、各主体が協働して取り組みを進めます。

家庭での取り組み（例）

● 生活雑排水の適正排出及び排出抑制



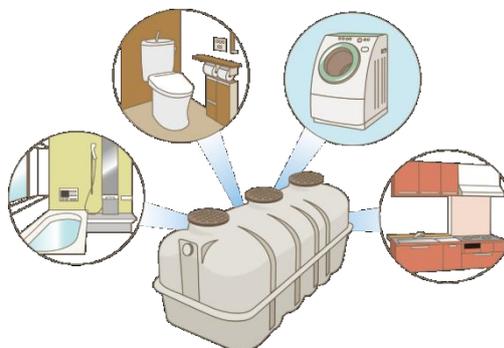
● 公共下水道への速やかな接続



● 浄化槽の適正な維持管理

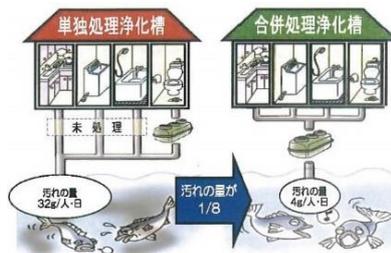


● 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換



事業所での取り組み（例）

- 単独処理浄化槽から
合併処理浄化槽への転換



- 公共下水道への速やかな接続

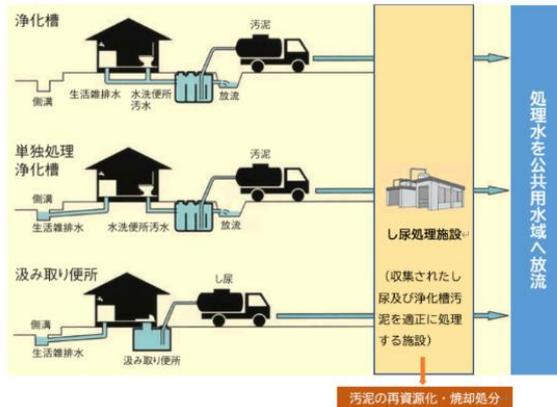


- 浄化槽の適正な維持管理



行政の取り組み（例）一部

- 安定的なし尿等処理の実施



- 普及啓発活動の実施



- 公共下水道（污水）の整備及び接続支援



第5章 計画の進行管理

1 進行管理の手法

本計画で設定した施策を効果的に展開していくために、“PDCA サイクル”に基づき計画の進行管理を行います。

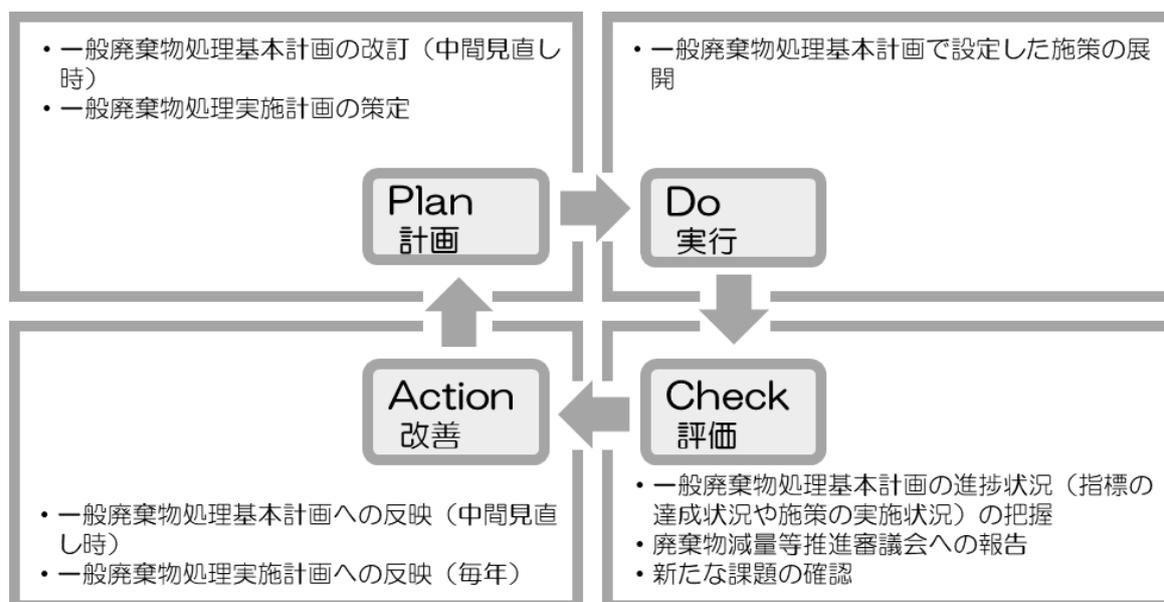


図1 PDCA サイクル

○用語説明

廃棄物減量等推進審議会：

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七」の規定に基づき、「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。審議会では、ごみの減量やリサイクル、適正処理に関する事項などについて審議しています。審議会委員は、市民、関係団体・事業者の代表者、学識経験を有する者及び環境指導員から構成されています。

2 進行管理の指標

本計画で掲げた基本目標を計画の進行管理の指標とし、目標値に対する達成度の確認を行うことで、計画の進捗状況を把握します。

表 1 進行管理の指標

計画		指標
一般廃棄物処理基本計画	ごみ処理基本計画	ごみの年間排出量 (t)
		リサイクル率 (%)
		最終処分率 (%)
		市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)
	食品ロス削減推進計画	家庭系食品ロス量 (t)
		事業系食品ロス量 (t)
		食品ロス抑制率 (%)
	生活排水処理基本計画	生活排水処理率 (%)

3 進行管理の体制

(1) 毎年度の進行管理

各年度における指標の達成状況や施策の実施状況をとりまとめ、それらについて「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」に報告し、意見を求めることで、施策の進め方の改善を図ります。なお、指標の達成状況などは、市ホームページを通じて公表します。

(2) 計画の見直し

本計画は、中間目標年度に向けて令和10年度からの2箇年で、計画全般の点検を行うとともに、社会経済情勢の変化なども踏まえたうえで、必要に応じて改訂します。なお、計画の改訂にあたっては、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第28条」に基づき、「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」に諮問するほか、パブリックコメント手続きなどにより、幅広く市民や事業者の皆さまに意見を求めます。

資料編

目次

1	位置と地勢.....	1
2	人口動態.....	2
3	産業の動向.....	4
4	ごみ処理量の実績及び推計.....	7
5	ごみ処理経費の実績.....	15
6	食品ロス量の実績及び推計.....	17
7	生活排水処理形態別人口の実績及び推計.....	17
8	し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び推計.....	17
9	ごみ組成分析結果.....	19
10	参考（県内比較）.....	22
	パブリックコメント実施結果.....	28

1 位置と地勢

本市は、神奈川県の中南部、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 20 分に位置し、東京から西に 50km あまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約 6km におよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は約 35.76km²、東西 6.94km、南北 7.60km、周囲は 30.46km に及んでいます。

市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候は四季を通じて温暖で、夏は涼しく冬は暖かです。年間の平均気温も摂氏 17 度と自然に恵まれており、明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地でした。

このように、恵まれた自然と地理的条件のもとに、「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めております。



(資料：「茅ヶ崎市の環境」令和5年12月)

2 人口動態

(1) 人口と世帯

令和5年の人口は245,534人、世帯数は107,275世帯で、世帯員数は2.29人となっています。平成30年から人口は3,531人、世帯数は5,413世帯増加し、世帯員数は0.09人/世帯減少しており、核家族化が進んでいます。



図1 人口の推移（各年10月1日現在）（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

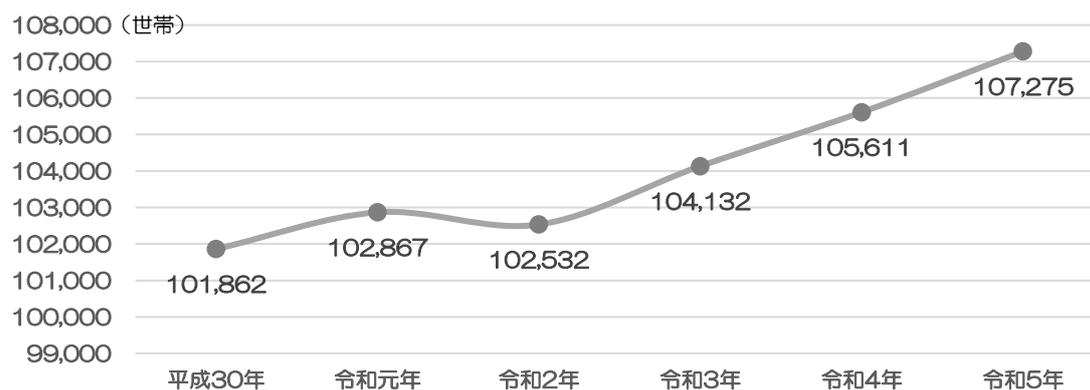


図2 世帯数の推移（各年10月1日現在）（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

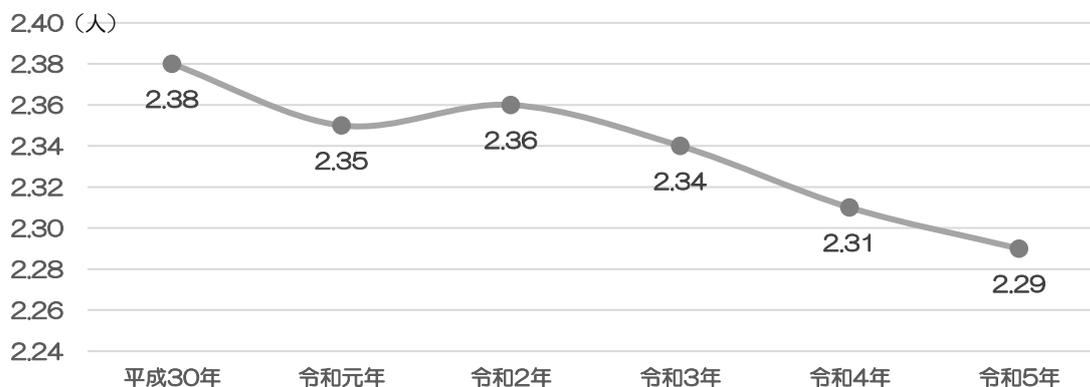


図3 世帯員数の推移（各年10月1日現在）（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

(2) 年齢別人口

令和5年の年齢別人口では、男女ともに50～54歳の人口が最も多く、10,000人を超えています。年少人口(0～14歳)は30,440人、生産年齢人口(15～64歳)は146,146人、老年人口(65歳以上)は65,779人となっており、生産年齢人口の割合が全体の約60%を占めています。

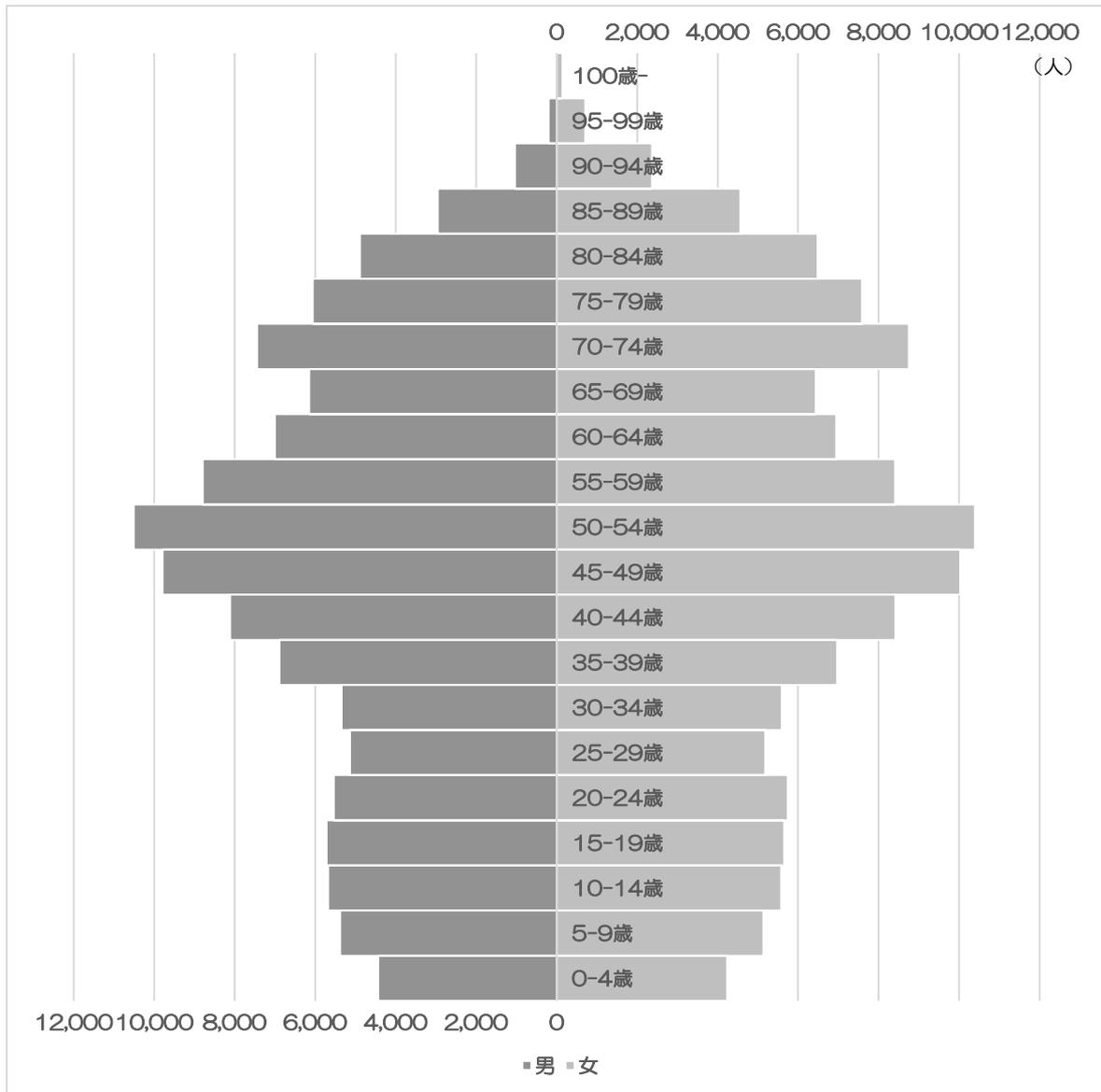


図4 年齢別人口（令和5年1月1日現在）（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

3 産業の動向

(1) 産業構造

本市の産業構造は、農業などの第1次産業が約0.3%、建設業などの第2次産業が約14.4%、卸売業や小売業などの第3次産業が約85.4%で、第3次産業が大半を占めています。

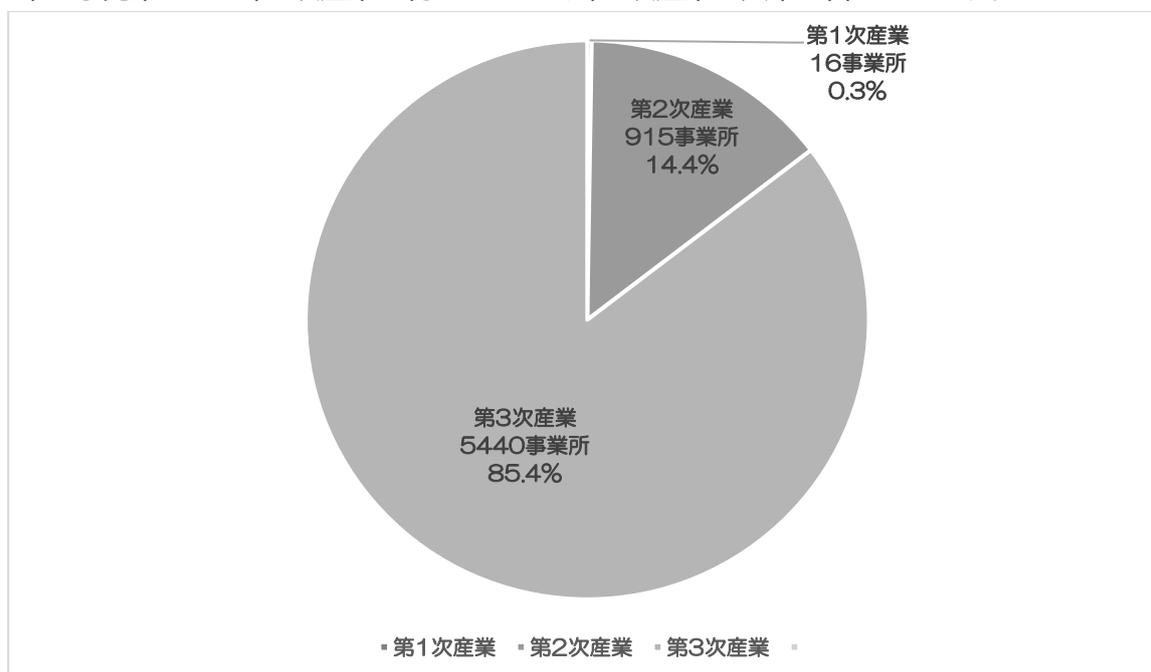


図5 産業構造（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

○用語説明

第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(2) 従業者人口

従業者数は、平成8年までは増加傾向にありましたが、平成8年以降増減を繰り返しており、令和3年では、60,661人となっています。

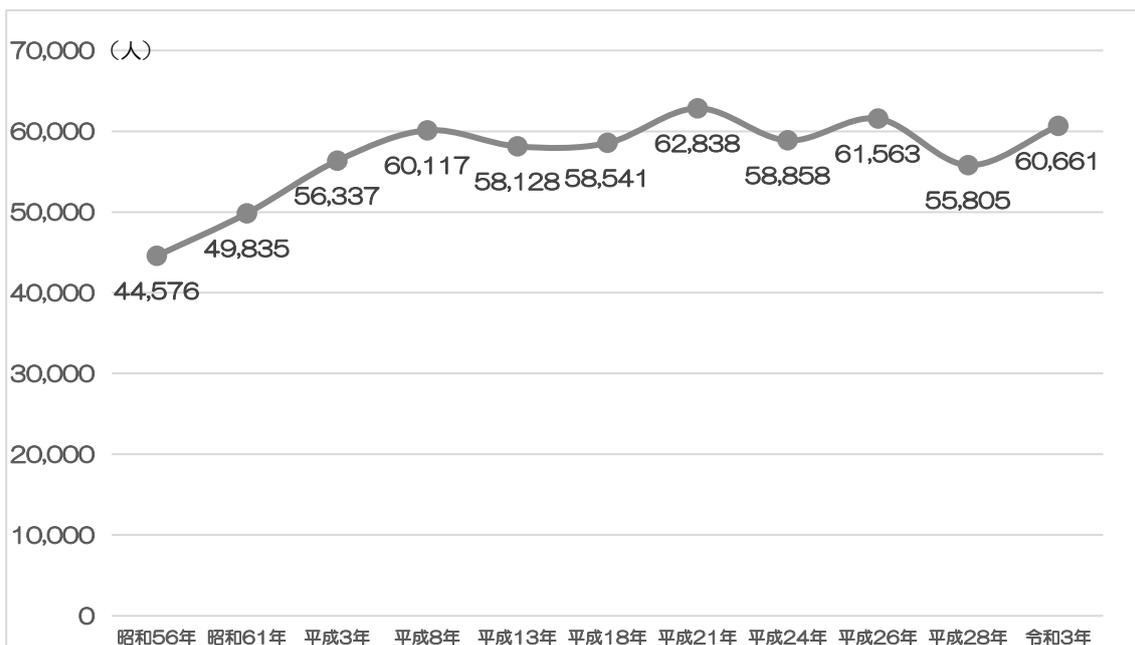


図6 従業者数の推移（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

(3) 事業所数

事業所数は、平成8年までは増加傾向にありましたが、平成8年以降増減を繰り返しており、令和3年では、6,371事業所となっています。

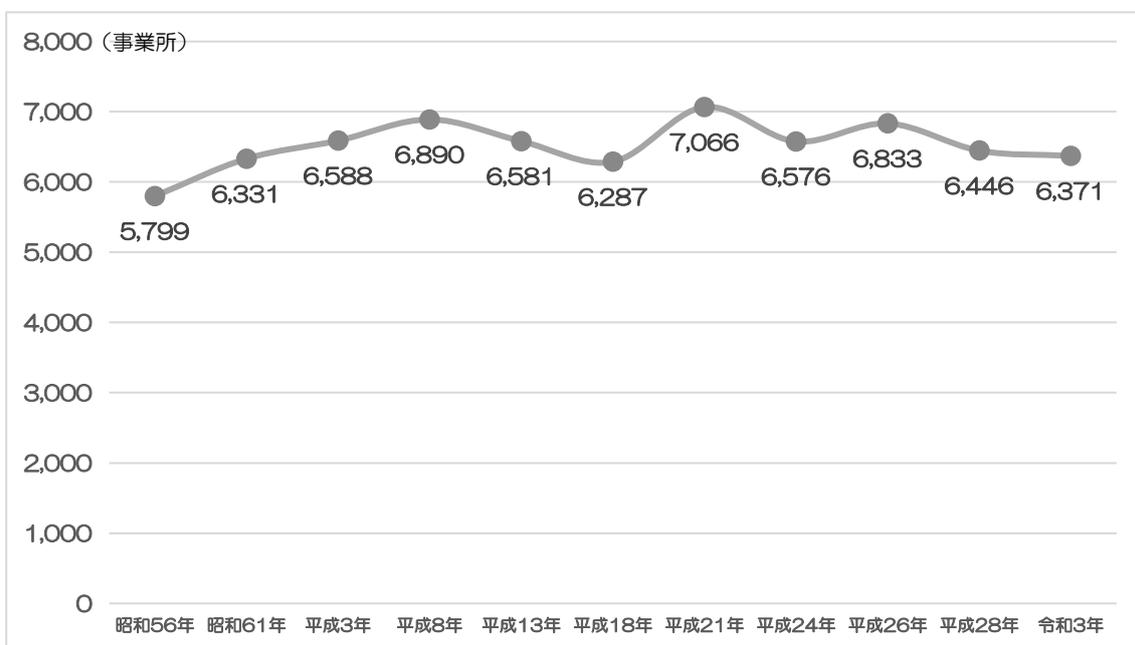


図7 従業者数の推移（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

(4) 土地利用状況

本市の土地利用の状況は、地目別に見ると、宅地の割合が最も多くなっています。市街化区域・市街化調整区域の比率は、それぞれ約62%及び約38%となっており、市街化区域の中では、第一種中高層住居専用地域が約23%、次いで、第一種低層住居専用地域が約16%を占めています。

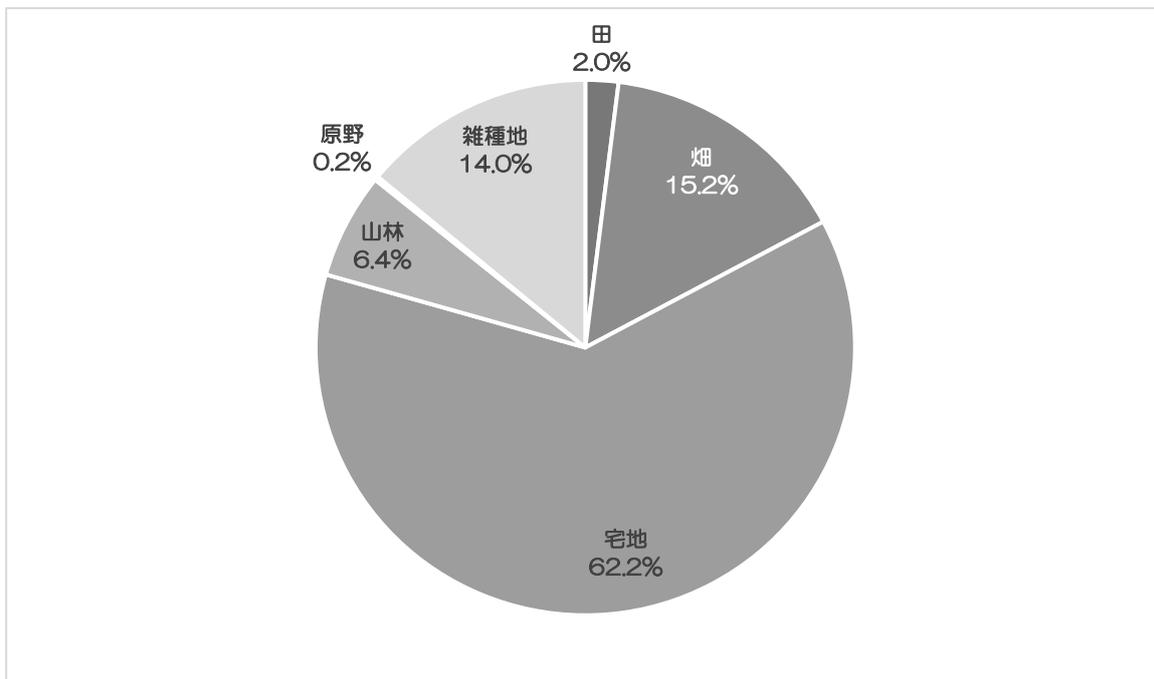


図8 地目別面積比率（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

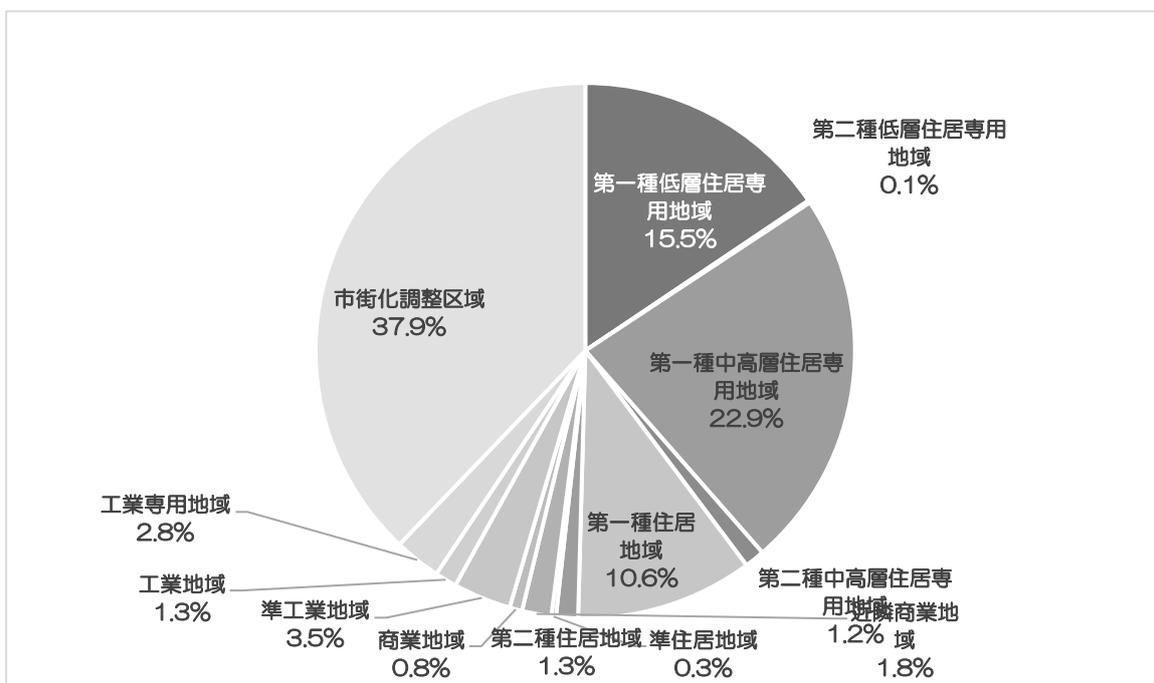


図9 市街化区域・市街化調整区域構成比率（資料：「茅ヶ崎市統計年報」令和6年3月）

4 ごみ処理量の実績及び推計

(1) ごみ排出量

実績 ← → 推計

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口(10月1日時点)	人	242,003	241,887	242,389	243,406	244,091	245,534	244,361
ごみ排出量		69,225	70,573	70,131	71,404	63,693	63,206	62,497
家庭系小計		58,790	59,647	60,281	61,122	52,527	51,723	51,042
燃やせるごみ		39,913	40,128	39,846	38,855	32,782	31,992	31,810
収集		39,913	40,128	39,846	38,855	32,782	31,992	31,810
直接搬入		0	0	0	0	0	0	0
燃やせないごみ		4,654	4,977	5,235	6,103	3,363	3,668	3,375
収集		2,761	2,927	3,294	3,641	1,618	1,729	1,589
直接搬入		1,893	2,050	1,941	2,462	1,745	1,939	1,786
大型ごみ等		722	837	825	898	622	614	609
収集		722	837	825	898	622	614	609
直接搬入		-	-	-	-	-	-	-
資源		13,501	13,705	14,375	15,266	15,760	15,449	15,248
収集		13,048	13,234	13,945	14,263	14,808	14,369	14,180
びん		1,711	1,679	1,761	1,765	1,693	1,642	1,616
かん		673	691	745	741	682	666	652
ペットボトル		712	716	751	777	814	831	822
プラスチック製容器包装類		2,343	2,432	2,605	2,749	3,328	3,265	3,221
ダンボール		2,699	2,676	2,950	3,006	3,062	3,030	2,991
新聞・チラシ		681	608	507	522	503	411	411
本・雑誌・雑紙(ユルッダ [®] -含)		3,074	3,192	3,143	3,116	3,222	3,062	3,022
紙バック		57	57	63	63	71	71	70
衣類・布類		939	1,013	1,226	1,259	1,198	1,163	1,149
廃食用油		83	86	93	72	67	66	70
金属類		63	64	75	60	48	50	57
剪定枝		-	-	-	107	99	91	85
製品プラスチック		-	-	-	-	-	-	-
使用済小型家電		13	20	26	26	21	21	14
直接搬入	t / 年	453	471	430	1,003	952	1,080	1,068
びん		23	22	18	23	21	18	18
かん		8	8	7	9	8	9	9
ペットボトル		9	8	7	11	9	10	10
プラスチック製容器包装類		8	8	7	10	12	14	14
ダンボール		79	71	70	84	74	76	76
新聞・チラシ		19	19	13	14	15	14	14
本・雑誌・雑紙(ユルッダ [®] -含)		169	181	159	180	161	167	166
紙バック		0	0	0	0	0	0	0
衣類・布類		133	148	144	165	138	134	132
廃食用油		1	1	1	7	3	2	2
金属類		4	5	4	8	4	4	4
剪定枝		-	-	-	492	507	632	623
製品プラスチック		-	-	-	-	-	-	-
使用済小型家電		-	-	-	-	-	-	-
事業系小計		10,435	10,926	9,850	10,282	11,166	11,483	11,455
燃やせるごみ		9,894	10,358	9,374	9,848	10,787	11,001	10,960
収集		8,659	9,155	8,503	8,919	9,752	9,882	9,842
直接搬入		1,235	1,203	871	929	1,035	1,119	1,118
燃やせないごみ		541	568	476	434	379	482	495
収集		119	162	169	164	165	170	175
直接搬入		422	406	307	270	214	312	320
大型ごみ等		0	0	0	0	0	0	0
収集		0	0	0	0	0	0	0
直接搬入		-	-	-	-	-	-	-
不法投棄		25	21	21	18	9	6	6
し渣		24	23	24	23	22	19	19
処分場汚泥		6	4	6	7	8	2	2

注) 令和6年度から令和16年度までの人口は、「茅ヶ崎市の将来人口推計(令和4年1月推計)」に公表された数値を用いています。

中間目標

最終目標

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
243,188	242,957	242,726	242,495	242,264	242,033	241,482	240,931	240,379	239,828
62,117	61,937	62,061	61,935	61,954	61,981	62,068	61,912	61,888	61,869
50,434	50,026	49,952	49,565	49,352	49,149	49,040	48,619	48,366	48,118
31,629	31,566	31,506	31,228	31,071	30,922	30,841	30,541	30,357	30,179
31,629	31,566	31,506	31,228	31,071	30,922	30,841	30,541	30,357	30,179
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,083	2,802	2,805	2,782	2,771	2,762	2,759	2,733	2,719	2,705
1,452	1,320	1,321	1,310	1,305	1,301	1,299	1,287	1,281	1,274
1,631	1,483	1,484	1,472	1,466	1,461	1,460	1,446	1,438	1,431
606	606	607	605	604	603	604	601	599	598
606	606	607	605	604	603	604	601	599	598
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15,116	15,052	15,034	14,950	14,905	14,861	14,836	14,744	14,691	14,636
14,057	13,998	13,981	13,904	13,862	13,820	13,798	13,712	13,663	13,612
1,602	1,595	1,594	1,585	1,580	1,575	1,573	1,564	1,557	1,552
647	644	643	640	638	636	635	631	628	626
816	812	811	806	804	801	800	795	792	790
3,191	3,176	3,173	3,155	3,146	3,137	3,132	3,113	3,102	3,089
2,966	2,954	2,950	2,934	2,925	2,916	2,911	2,893	2,883	2,872
407	406	405	404	402	401	400	397	397	395
2,996	2,983	2,977	2,961	2,953	2,944	2,939	2,918	2,912	2,900
70	70	70	70	69	69	69	69	68	68
1,139	1,134	1,133	1,126	1,123	1,119	1,118	1,111	1,106	1,103
70	70	70	70	69	69	69	69	68	68
56	56	56	56	56	56	55	55	54	54
84	84	84	83	83	83	83	83	82	81
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
1,058	1,054	1,053	1,046	1,043	1,041	1,038	1,032	1,028	1,024
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
9	9	8	8	8	8	8	8	8	8
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
75	74	75	74	74	74	73	73	73	73
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
164	163	163	162	162	161	161	160	160	158
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
131	130	131	130	129	129	129	128	127	127
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
617	618	616	612	610	609	607	603	600	598
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11,683	11,911	12,109	12,370	12,602	12,832	13,028	13,293	13,522	13,751
11,175	11,390	11,575	11,823	12,042	12,259	12,442	12,693	12,909	13,125
10,035	10,228	10,394	10,617	10,814	11,009	11,173	11,398	11,592	11,786
1,140	1,162	1,181	1,206	1,228	1,250	1,269	1,295	1,317	1,339
508	521	534	547	560	573	586	600	613	626
179	184	189	193	198	202	207	212	216	221
329	337	345	354	362	371	379	388	397	405
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

実績← →推計

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	人	242,003	241,887	242,389	243,406	244,091	245,534	244,361
ごみ排出量		783.71	797.16	792.68	803.71	714.90	703.34	700.70
家庭系小計		665.57	673.74	681.35	687.97	589.58	575.56	572.27
燃やせるごみ		451.86	453.27	450.38	437.34	367.95	356.00	356.65
収集		451.86	453.27	450.38	437.34	367.95	356.00	356.65
直接搬入		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃やせないごみ		52.69	56.22	59.17	68.69	37.75	40.82	37.84
収集		31.26	33.06	37.23	40.98	18.16	19.24	17.82
直接搬入		21.43	23.16	21.94	27.71	19.59	21.58	20.02
大型ごみ等		8.17	9.45	9.32	10.11	6.98	6.83	6.83
収集		8.17	9.45	9.32	10.11	6.98	6.83	6.83
直接搬入		-	-	-	-	-	-	-
資源		152.85	154.80	162.48	171.83	176.90	171.91	170.95
収集		147.72	149.48	157.62	160.54	166.21	159.89	158.98
びん		19.37	18.97	19.90	19.87	19.00	18.27	18.12
かん		7.62	7.81	8.42	8.34	7.65	7.41	7.31
ペットボトル		8.06	8.09	8.49	8.75	9.14	9.25	9.22
プラスチック製容器包装類		26.53	27.47	29.44	30.94	37.35	36.33	36.11
ダンボール		30.56	30.23	33.34	33.83	34.37	33.72	33.54
新聞・チラシ		7.71	6.87	5.73	5.88	5.65	4.57	4.61
本・雑誌・雑紙(ユレック [®] -含)		34.80	36.06	35.53	35.07	36.16	34.07	33.86
紙バック		0.65	0.64	0.71	0.71	0.80	0.79	0.79
衣類・布類		10.63	11.44	13.86	14.17	13.45	12.94	12.88
廃食用油		0.94	0.97	1.05	0.81	0.75	0.73	0.79
金属類		0.71	0.72	0.85	0.68	0.54	0.56	0.64
剪定枝		-	-	-	1.20	1.11	1.01	0.95
製品プラスチック		-	-	-	-	-	-	-
使用済小型家電		0.15	0.23	0.29	0.29	0.24	0.23	0.16
直接搬入		5.13	5.32	4.86	11.29	10.69	12.02	11.97
びん		0.26	0.25	0.20	0.26	0.24	0.20	0.20
かん		0.09	0.09	0.08	0.10	0.09	0.10	0.10
ペットボトル		0.10	0.09	0.08	0.12	0.10	0.11	0.11
プラスチック製容器包装類		0.09	0.09	0.08	0.11	0.13	0.16	0.16
ダンボール		0.89	0.80	0.79	0.95	0.83	0.85	0.85
新聞・チラシ		0.22	0.21	0.15	0.16	0.17	0.16	0.16
本・雑誌・雑紙(ユレック [®] -含)		1.91	2.04	1.80	2.03	1.81	1.86	1.86
紙バック		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
衣類・布類		1.51	1.67	1.63	1.86	1.55	1.49	1.48
廃食用油		0.01	0.01	0.01	0.08	0.03	0.02	0.02
金属類		0.05	0.06	0.05	0.09	0.04	0.04	0.04
剪定枝		-	-	-	5.54	5.69	7.03	6.99
製品プラスチック		-	-	-	-	-	-	-
使用済小型家電		-	-	-	-	-	-	-
事業系小計		118.14	123.42	111.33	115.74	125.33	127.77	128.43
燃やせるごみ		112.01	117.00	105.95	110.85	121.08	122.41	122.88
収集		98.03	103.41	96.11	100.39	109.46	109.96	110.35
直接搬入		13.98	13.59	9.84	10.46	11.62	12.45	12.53
燃やせないごみ		6.13	6.42	5.38	4.89	4.25	5.36	5.55
収集		1.35	1.83	1.91	1.85	1.85	1.89	1.96
直接搬入		4.78	4.59	3.47	3.04	2.40	3.47	3.59
大型ごみ等		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収集		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
直接搬入		-	-	-	-	-	-	-
不法投棄		0.28	0.24	0.24	0.20	0.10	0.07	0.07
し渣		0.27	0.26	0.27	0.26	0.25	0.21	0.21
処分場汚泥		0.07	0.05	0.07	0.08	0.09	0.02	0.02

中間目標

最終目標

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
243,188	242,957	242,726	242,495	242,264	242,033	241,482	240,931	240,379	239,828
699.80	698.43	698.58	699.75	700.62	701.60	702.28	704.03	705.37	706.78
568.18	564.12	562.28	559.99	558.11	556.34	554.87	552.87	551.26	549.69
356.33	355.96	354.65	352.82	351.38	350.03	348.95	347.29	346.00	344.76
356.33	355.96	354.65	352.82	351.38	350.03	348.95	347.29	346.00	344.76
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
34.73	31.60	31.57	31.43	31.34	31.27	31.22	31.08	30.99	30.90
16.36	14.88	14.87	14.80	14.76	14.73	14.70	14.64	14.60	14.55
18.37	16.72	16.70	16.63	16.58	16.54	16.52	16.44	16.39	16.35
6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83
6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83	6.83
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
170.29	169.73	169.23	168.91	168.56	168.21	167.87	167.67	167.44	167.20
158.37	157.85	157.38	157.09	156.76	156.44	156.12	155.93	155.72	155.50
18.05	17.99	17.94	17.91	17.87	17.83	17.80	17.78	17.75	17.73
7.29	7.26	7.24	7.23	7.21	7.20	7.18	7.17	7.16	7.15
9.19	9.16	9.13	9.11	9.09	9.07	9.05	9.04	9.03	9.02
35.95	35.82	35.72	35.64	35.58	35.51	35.44	35.40	35.35	35.29
33.42	33.31	33.21	33.15	33.08	33.01	32.94	32.90	32.86	32.81
4.59	4.58	4.56	4.56	4.55	4.54	4.53	4.52	4.52	4.51
33.73	33.62	33.52	33.46	33.39	33.32	33.25	33.21	33.17	33.12
0.79	0.79	0.79	0.79	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
12.83	12.79	12.75	12.72	12.70	12.67	12.65	12.63	12.61	12.60
0.79	0.79	0.79	0.79	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62
0.95	0.95	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.93	0.93
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
11.92	11.88	11.85	11.82	11.80	11.77	11.75	11.74	11.72	11.70
0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
0.85	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.83	0.83	0.83	0.83
0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
1.85	1.84	1.84	1.83	1.83	1.82	1.82	1.82	1.82	1.81
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1.48	1.47	1.47	1.47	1.46	1.46	1.46	1.46	1.45	1.45
0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
6.97	6.96	6.94	6.92	6.91	6.89	6.88	6.87	6.86	6.85
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
131.62	134.31	136.30	139.76	142.51	145.26	147.41	151.16	154.11	157.09
125.89	128.44	130.29	133.58	136.18	138.77	140.78	144.34	147.13	149.94
113.05	115.34	117.00	119.95	122.29	124.62	126.42	129.61	132.12	134.64
12.84	13.10	13.29	13.63	13.89	14.15	14.36	14.73	15.01	15.30
5.73	5.87	6.01	6.18	6.33	6.49	6.63	6.82	6.98	7.15
2.02	2.07	2.13	2.18	2.24	2.29	2.34	2.41	2.46	2.52
3.71	3.80	3.88	4.00	4.09	4.20	4.29	4.41	4.52	4.63
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.21	0.22	0.22	0.22
0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02

(3) 破碎選別処理量・焼却処理量・最終処分量

実績← →推計

		単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
破碎選別処理	搬入量(破碎選別処理量)		5,942	6,403	6,557	7,453	4,373	4,770	4,485	
	燃やせないごみ		5,195	5,545	5,711	6,537	3,742	4,150	3,870	
	家庭系小計		4,654	4,977	5,235	6,103	3,363	3,668	3,375	
	収集		2,761	2,927	3,294	3,641	1,618	1,729	1,589	
	直接搬入		1,893	2,050	1,941	2,462	1,745	1,939	1,786	
	事業系小計		541	568	476	434	379	482	495	
	収集		119	162	169	164	165	170	175	
	直接搬入		422	406	307	270	214	312	320	
	粗大ごみ		722	837	825	898	622	614	609	
	不法投棄		25	21	21	18	9	6	6	
	搬出量	t	5,942	6,403	6,557	7,453	4,373	4,770	4,485	
	未破碎選別(前処理)	/年	734	583	539	574	389	395	369	
	金属くず		415	354	308	316	235	241	225	
	消火器		2	3	1	0	0	0	0	
	高压容器		0	0	0	0	0	0	0	
	バッテリー		1	1	1	0	0	0	0	
	自転車		264	173	173	205	110	107	100	
	乾電池		38	40	43	43	35	40	37	
	蛍光管		11	9	10	7	5	5	5	
	その他		3	4	3	3	4	2	2	
	破碎選別		5,208	5,820	6,018	6,879	3,984	4,375	4,116	
残渣		4,784	5,316	5,498	6,291	3,747	4,183	3,932		
磁選物		424	504	520	588	237	192	184		
焼却処理	搬入量(焼却処理量)		55,091	56,310	55,548	55,470	47,954	47,743	47,257	
	燃やせるごみ		49,807	50,486	49,220	48,703	43,569	42,993	42,770	
	家庭系小計		39,913	40,128	39,846	38,855	32,782	31,992	31,810	
	収集		39,913	40,128	39,846	38,855	32,782	31,992	31,810	
	直接搬入		0	0	0	0	0	0	0	
	事業系小計		9,894	10,358	9,374	9,848	10,787	11,001	10,960	
	収集		8,659	9,155	8,503	8,919	9,752	9,882	9,842	
	直接搬入		1,235	1,203	871	929	1,035	1,119	1,118	
	破碎選別残渣	t/年	4,784	5,316	5,498	6,291	3,747	4,183	3,932	
	資源残渣		470	481	800	446	608	546	534	
	し渣		24	23	24	23	22	19	19	
	処分場汚泥		6	4	6	7	8	2	2	
	搬出量(焼却残渣)		7,803	8,072	8,230	7,769	6,716	6,463	6,616	
	埋立		5,628	5,921	5,495	5,459	4,318	3,951	3,732	
	区域外搬出		1,086	1,097	940	733	461	686	518	
	熔融		855	840	1,212	1,045	1,202	1,291	1,366	
	焼成		92	97	245	187	296	341	600	
	セメント化		143	117	338	345	439	194	400	
	最終処分	最終処分量		6,714	7,018	6,435	6,192	4,779	4,637	4,129
		焼却残渣埋立		5,628	5,921	5,495	5,459	4,318	3,951	3,654
		区域外搬出埋立	t/年	1,086	1,097	940	733	461	686	475
不燃ガラ			0	0	0	0	0	0	0	
直接埋立			0	0	0	0	0	0	0	
最終処分率	%	9.7	9.9	9.2	8.7	7.5	7.3	6.8		

中間目標

最終目標

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
4,203	3,935	3,951	3,939	3,941	3,945	3,955	3,940	3,937	3,935
3,591	3,323	3,339	3,329	3,331	3,335	3,345	3,333	3,332	3,331
3,083	2,802	2,805	2,782	2,771	2,762	2,759	2,733	2,719	2,705
1,452	1,320	1,321	1,310	1,305	1,301	1,299	1,287	1,281	1,274
1,631	1,483	1,484	1,472	1,466	1,461	1,460	1,446	1,438	1,431
508	521	534	547	560	573	586	600	613	626
179	184	189	193	198	202	207	212	216	221
329	337	345	354	362	371	379	388	397	405
606	606	607	605	604	603	604	601	599	598
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
4,203	3,935	3,951	3,939	3,941	3,945	3,955	3,940	3,937	3,935
346	324	326	325	325	325	326	325	324	324
211	197	198	198	198	198	199	198	198	197
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
94	88	88	88	88	88	88	88	88	88
35	33	33	33	33	33	33	33	33	33
5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3,857	3,611	3,626	3,615	3,616	3,620	3,629	3,615	3,613	3,611
3,685	3,450	3,464	3,454	3,455	3,458	3,467	3,454	3,451	3,450
172	161	162	161	161	161	162	161	161	161
47,039	46,954	47,093	47,049	47,111	47,181	47,291	47,225	47,275	47,287
42,804	42,956	43,081	43,051	43,113	43,181	43,283	43,234	43,266	43,304
31,629	31,566	31,506	31,228	31,071	30,922	30,841	30,541	30,357	30,179
31,629	31,566	31,506	31,228	31,071	30,922	30,841	30,541	30,357	30,179
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11,175	11,390	11,575	11,823	12,042	12,259	12,442	12,693	12,909	13,125
10,035	10,228	10,394	10,617	10,814	11,009	11,173	11,398	11,592	11,786
1,140	1,162	1,181	1,206	1,228	1,250	1,269	1,295	1,317	1,339
3,685	3,450	3,464	3,454	3,455	3,458	3,467	3,454	3,451	3,450
529	527	526	523	522	520	519	516	536	512
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6,585	6,574	6,593	6,587	6,596	6,605	6,621	6,611	6,619	6,620
3,075	2,745	2,489	2,259	2,039	1,606	1,390	930	610	0
498	428	333	324	214	145	56	44	45	0
1,862	2,251	2,471	2,704	2,843	3,354	3,495	3,958	4,192	4,642
750	750	900	900	1,100	1,100	1,280	1,279	1,372	1,578
400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
3,463	3,048	2,685	2,436	2,093	1,572	1,255	768	433	0
2,992	2,651	2,385	2,147	1,918	1,469	1,243	768	433	0
471	397	300	289	175	103	12	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.8	5.2	4.6	4.2	3.7	2.9	2.4	1.6	1.1	0.0

(4) 資源化量

実績←→推計

		単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
資源化	資源化量		15,275	15,361	16,426	17,556	17,711	17,314	17,631
	直接資源化量		13,080	13,273	13,628	14,870	15,192	14,948	14,756
	びん		1,706	1,632	1,776	1,743	1,654	1,609	1,584
	かん		686	684	740	730	688	662	648
	ペットボトル		661	665	687	713	744	774	767
	プラスチック製容器包装類		1,966	2,090	2,269	2,436	2,868	2,870	2,837
	ダンボール		2,769	2,748	3,019	3,090	3,136	3,106	3,067
	新聞・チラシ		700	627	520	536	518	425	425
	本・雑誌・雑紙(リサイクル紙-含)		3,243	3,382	3,302	3,296	3,382	3,229	3,188
	紙パック		57	57	63	64	72	71	70
	衣類・布類		1,088	1,172	1,005	1,441	1,337	1,294	1,278
	廃食用油		74	76	83	76	69	62	66
	金属類		68	71	85	70	56	57	59
	剪定枝		-	-	-	599	607	723	708
	製品プラスチック		-	-	-	-	-	-	-
	使用済小型家電		13	20	26	26	21	21	14
	乾電池		38	40	43	43	35	40	37
	蛍光管		11	9	10	7	5	5	5
	中間処理後資源化量		2,195	2,089	2,798	2,686	2,519	2,366	2,875
	未破碎選別(前処理)		682	531	483	521	345	348	325
	金属くず		415	354	308	316	235	241	225
	消火器		2	3	1	0	0	0	0
	高压容器		0	0	0	0	0	0	0
	バッテリー		1	1	1	0	0	0	0
	自転車		264	173	173	205	110	107	100
	破碎選別		424	504	520	588	237	192	184
	磁選物		424	504	520	588	237	192	184
アルミ		-	-	-	-	-	-	-	
焼却		1,089	1,054	1,795	1,577	1,937	1,826	2,366	
熔融		855	840	1,212	1,045	1,202	1,291	1,366	
セメント化		143	117	338	345	439	194	400	
焼成		92	97	245	187	296	341	600	
リサイクル率	%	22.1	21.8	23.4	24.6	27.8	27.4	28.4	

中間目標

最終目標

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
18,113	18,410	18,760	18,912	19,208	19,677	19,975	20,345	20,600	21,224
14,624	14,563	14,541	14,461	14,418	14,375	14,352	14,261	14,190	14,158
1,571	1,564	1,563	1,554	1,549	1,544	1,543	1,533	1,525	1,522
643	640	639	635	633	632	630	626	623	621
761	758	757	752	750	748	746	742	737	737
2,810	2,797	2,795	2,778	2,771	2,763	2,759	2,742	2,715	2,721
3,042	3,028	3,025	3,008	2,999	2,990	2,985	2,966	2,956	2,945
421	419	418	417	416	414	414	411	410	408
3,160	3,147	3,140	3,123	3,114	3,104	3,100	3,079	3,072	3,059
70	70	70	70	69	69	69	69	68	68
1,267	1,262	1,261	1,253	1,249	1,246	1,244	1,236	1,231	1,227
66	66	66	66	65	65	65	65	64	64
58	58	58	58	57	57	57	56	56	56
701	702	699	696	693	692	690	686	681	679
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
35	33	33	33	33	33	33	33	33	33
5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
3,489	3,847	4,219	4,451	4,790	5,301	5,623	6,084	6,410	7,066
305	285	286	285	286	286	287	285	285	285
211	197	198	198	198	198	199	198	198	197
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
94	88	88	88	88	88	88	88	88	88
172	161	162	161	161	161	162	161	161	161
172	161	162	161	161	161	162	161	161	161
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,012	3,401	3,771	4,004	4,343	4,854	5,175	5,637	5,964	6,620
1,862	2,251	2,471	2,704	2,843	3,354	3,495	3,958	4,192	4,642
400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
750	750	900	900	1,100	1,100	1,280	1,279	1,372	1,578
29.3	30.0	30.6	31.0	31.6	32.5	33.1	33.9	34.5	35.7

5 ごみ処理経費の実績

(1) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、令和2年度以降増加傾向にあります。1t当たりの経費は、平成30年以降増減を繰り返していますが、令和4年度に大きく増加しています。

表1 ごみ処理経費合計の推移

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計総決算額		74,990,368	73,258,366	99,587,907	83,447,722	88,997,976	87,417,955
ごみ処理経費		3,119,998	3,459,372	3,136,779	3,276,598	3,956,544	3,273,501
建設・改良費		63,210	490,002	51,264	245,810	741,844	26,041
処理及び維持管理費		3,055,548	2,969,370	3,084,282	3,027,812	3,214,150	3,246,911
収集運搬経費		1,579,279	1,514,821	1,556,603	1,442,966	1,547,342	1,573,006
中間処理経費		1,147,235	1,168,057	1,196,282	1,270,260	1,334,383	1,316,036
最終処分場経費		323,281	278,805	326,345	311,132	329,138	354,163
その他		5,753	7,687	5,052	3,454	3,287	3,706
その他		1,240	0	1,233	2,976	550	549

注)建設・改良費は、粗大ごみ処理施設の整備に伴い、令和3年度から増加しています。

表2 市民1人当たりのごみ処理経費の推移及び1t当たりのごみ処理経費の推移

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ処理経費	千円	3,119,998	3,459,372	3,136,779	3,276,598	3,956,544	3,273,501
人口(10月1日現在)	人	242,003	241,887	242,389	243,406	244,091	245,534
ごみ排出量	t	69,225	70,573	70,131	71,404	63,693	63,206
市民1人当たりの費用	円	12,892	14,302	12,941	13,461	16,209	13,332
1t当たりの処理費用	円	45,070	49,018	44,727	45,888	62,119	51,791

(2) ごみ減量化・資源化基金

令和5年度の「ごみ減量化・資源化基金」期末残高は、835,410,808円となっています。令和3年度以降は、ごみ有料化の開始に伴い、手数料収入を基金に積み立てている一方で、ごみ処理施設の整備や焼却残渣の再資源化などの財源として活用しています。



図 10 期末残高の推移

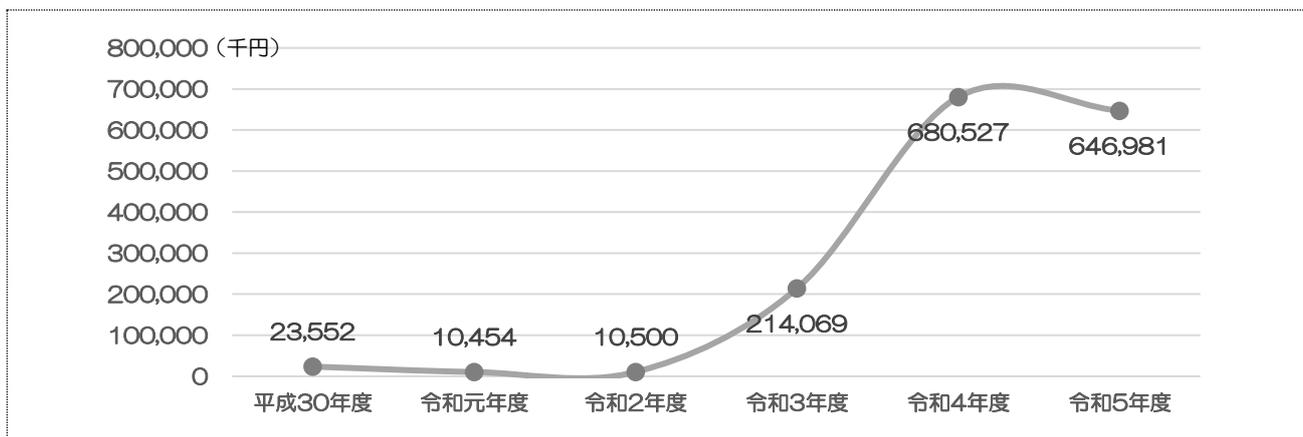


図 11 積立額の推移

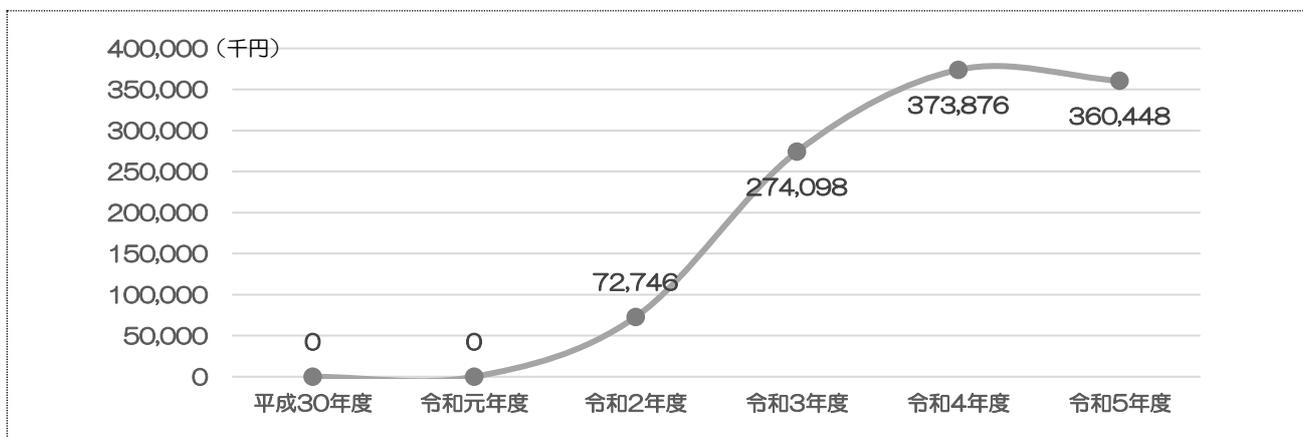


図 12 取り崩し額の推移

6 食品ロス量の実績及び推計

実績←→推計

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
人口(10月1日時点)	人	242,003	241,887	242,389	243,406	244,091	245,534	244,361	
家庭系	燃やせるごみ(収集)	t/年	39,913	40,128	39,846	38,855	32,782	31,992	31,810
	食品ロス割合	%	-	-	-	-	-	16.3	16.1
	食品ロス量	t/年	-	-	-	-	-	5,200	5,113
	1人1日当たりの食品ロス量	g/人・日	-	-	-	-	-	57.9	57.3
事業系	燃やせるごみ(収集)	t/年	8,659	9,155	8,503	8,919	9,752	9,882	9,842
	食品ロス割合	%	-	-	-	-	-	10.3	10.2
	食品ロス量	t/年	-	-	-	-	-	1,020	1,003
	1人1日当たりの食品ロス量	g/人・日	-	-	-	-	-	11.3	11.2
食品ロス量	t/年	-	-	-	-	-	6,220	6,116	
1人1日当たりの食品ロス量	g/人・日	-	-	-	-	-	69.2	68.6	

注) 食品ロス量=令和5年度実績×(国の削減割合(50%削減÷30年)×令和5年度からの経過年数)

注) 燃やせるごみ(収集)は、食品ロス量から算出しているため、ごみ排出量の推計値とは異なります。

7 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

実績←→推計

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口(3月31日時点)		243,577	243,801	244,377	245,691	246,655	247,497	240,528
水洗化・生活排水処理人口		235,625	236,321	237,434	239,095	240,429	241,541	235,493
	公共下水道接続	229,794	230,403	231,334	232,989	234,266	235,372	229,448
	集落排水施設等	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	5,831	5,918	6,100	6,106	6,163	6,169	6,045
	コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0
	単独処理浄化槽人口	7,329	6,920	6,428	6,128	5,797	5,540	4,667
し尿処理人口	623	560	515	468	429	416	368	
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	
非水洗化率		0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
水洗化率		99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
生活排水処理率		96.7	96.9	97.2	97.3	97.5	97.6	97.9
公共下水道人口普及率		94.3	94.5	94.7	94.8	95.0	95.1	95.4

8 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び推計

実績←→推計

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
発生量	し尿・浄化槽汚泥	kℓ	9,193	9,087	9,074	8,664	9,242	8,540	7,838
	し尿(汲取)	kℓ	1,605	1,528	1,609	1,392	1,409	1,352	1,033
	浄化槽汚泥	/	7,588	7,560	7,465	7,272	7,833	7,188	6,805
	合併処理浄化槽汚泥	/	4,945	5,049	5,155	5,058	5,738	5,181	5,119
	単独処理浄化槽汚泥	/	2,643	2,511	2,310	2,214	2,095	2,007	1,686
原単位	し尿・浄化槽汚泥(平均)	ℓ	1.83	1.85	1.91	1.87	2.04	1.92	1.94
	し尿(汲取)	/	7	7	9	8	9	9	8
	浄化槽汚泥	人	1.58	1.61	1.63	1.63	1.79	1.68	1.74
	合併処理浄化槽汚泥	・	2.32	2.33	2.32	2.27	2.32	2.32	2.32
	単独処理浄化槽汚泥	日	0.99	0.99	0.98	0.99	0.99	0.99	0.99
処理量	し尿・浄化槽汚泥	kℓ/年	9,193	9,087	9,074	8,664	9,242	8,540	7,838
	し尿(汲取)	kℓ/年	1,605	1,528	1,609	1,392	1,409	1,352	1,033
		%	17.5	16.8	17.7	16.1	15.2	15.8	13.2
	浄化槽汚泥	kℓ/年	7,588	7,560	7,465	7,272	7,833	7,188	6,805
		%	82.5	83.2	82.3	83.9	84.8	84.2	86.8

中間目標										最終目標
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	
243,188	242,957	242,726	242,495	242,264	242,033	241,482	240,931	240,379	239,828	
31,629	31,566	31,506	31,228	31,071	30,922	30,841	30,541	30,357	30,179	
15.9	15.6	15.4	15.3	15.1	14.9	14.6	14.5	14.3	14.1	
5,027	4,940	4,853	4,767	4,680	4,593	4,507	4,420	4,333	4,247	
56.6	55.7	54.6	53.9	52.9	52.0	51.0	50.3	49.4	48.5	
10,035	10,228	10,394	10,617	10,814	11,009	11,173	11,398	11,592	11,786	
9.8	9.5	9.2	8.8	8.5	8.2	7.9	7.6	7.3	7.1	
986	969	952	935	918	901	884	867	850	833	
11.1	10.9	10.7	10.6	10.4	10.2	10.0	9.9	9.7	9.5	
6,012	5,909	5,805	5,701	5,598	5,494	5,390	5,287	5,183	5,079	
67.7	66.6	65.3	64.4	63.3	62.2	61.0	60.1	59.1	58.0	

中間目標										最終目標
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	
239,565	239,012	238,456	237,905	237,349	236,796	236,017	235,239	234,458	233,680	
234,962	234,642	234,315	233,986	233,646	233,303	232,727	232,145	231,552	230,954	
228,976	228,492	228,006	227,525	227,039	226,556	225,851	225,147	224,440	223,736	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5,986	6,150	6,309	6,461	6,607	6,747	6,876	6,998	7,112	7,218	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,266	4,048	3,834	3,626	3,424	3,228	3,038	2,854	2,679	2,511	
337	322	307	293	279	265	252	240	227	215	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
98.1	98.2	98.3	98.4	98.4	98.5	98.6	98.7	98.8	98.8	
95.6	95.6	95.6	95.6	95.7	95.7	95.7	95.7	95.7	95.7	

中間目標										最終目標
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	
7,556	7,574	7,610	7,604	7,615	7,624	7,649	7,631	7,628	7,623	
946	904	864	822	783	744	709	674	637	603	
6,610	6,671	6,746	6,781	6,832	6,880	6,939	6,957	6,990	7,020	
5,069	5,208	5,357	5,471	5,595	5,713	5,839	5,926	6,022	6,112	
1,542	1,463	1,389	1,310	1,237	1,166	1,101	1,031	968	907	
1.96	1.97	1.99	2.01	2.02	2.04	2.06	2.07	2.09	2.10	
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
1.77	1.79	1.82	1.84	1.87	1.89	1.91	1.93	1.96	1.98	
2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	
0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	
7,556	7,574	7,610	7,604	7,615	7,624	7,649	7,631	7,628	7,623	
946	904	864	822	783	744	709	674	637	603	
12.5	11.9	11.4	10.8	10.3	9.8	9.3	8.8	8.4	7.9	
6,610	6,671	6,746	6,781	6,832	6,880	6,939	6,957	6,990	7,020	
87.5	88.1	88.6	89.2	89.7	90.2	90.7	91.2	91.6	92.1	

9 ごみ組成分析結果

(1) 家庭系燃やせるごみ

大分類	小分類 (形状別)		湿ベース 重量(kg)	湿ベース 百分率(%)	見掛け 容量(ℓ)	見掛け 比重(kg/ℓ)		
①プラスチック類	容器 包装	ペット	軟質					
		ボトル	硬質	0.05	0.02	0.80	0.06	
		その他	軟質	0.40	0.19	3.50	0.11	
		ボトル	硬質	0.61	0.28	10.80	0.06	
		トレイ	発泡スチ	白色	0.17	0.08	4.40	0.04
			ロール	褐色(有色)	0.22	0.10	31.00	0.01
			その他	着色	0.15	0.07	20.00	0.01
				無色	0.02	0.01	1.10	0.01
		袋	レジ袋		1.94	0.91	138.00	0.01
			その他		5.72	2.69	238.00	0.02
	バック類			0.95	0.45	40.20	0.02	
	その他			2.29	1.07	100.60	0.02	
	容器 包装 以外	軟質		7.30	3.43	250.00	0.03	
		硬質		4.41	2.07	26.80	0.16	
		その他(危険物、電池内蔵品、プラ単一ではないもの等)		3.31	1.56	43.60	0.08	
小計			27.53	12.94	908.80	0.03		
②紙類	容器 包装	飲料用紙	アルミ無し	1.01	0.48	58.80	0.02	
		バック	アルミ付き	0.52	0.24	20.00	0.03	
		ダンボール		0.39	0.18	10.90	0.04	
		包装紙		0.30	0.14	23.00	0.01	
		紙容器		5.65	2.66	184.50	0.03	
	その他		1.89	0.89	132.50	0.01		
	容器 包装 以外	新聞・折込		2.36	1.11	80.80	0.03	
		雑誌・パンフレット		2.47	1.16	19.00	0.13	
	ざつ紙(再利用可能紙類)			7.19	3.38	150.00	0.05	
	その他(紙くず等)			30.05	14.13	358.00	0.08	
小計			51.82	24.36	1,037.50	0.05		
③厨芥類	廃油類		0.50	0.24	0.50	1.00		
	食品 廃棄物	直接廃棄	10.30	4.84	50.00	0.21		
		食べ残し	20.06	9.43	46.50	0.43		
	調理くず等		46.62	21.92	139.00	0.34		
	過剰除去(上記内数)		4.21	1.98	19.00	0.22		
小計			77.48	36.43	235.50	0.33		
④ゴム・皮革			3.61	1.70	18.20	0.20		
⑤木くず	剪定枝葉		0.68	0.32	12.20	0.06		
	その他		2.99	1.40	36.80	0.08		
	小計			3.67	1.72	49.00	0.07	
⑥布類	ウエス利用可能なもの		3.83	1.80	45.00	0.09		
	その他		17.41	8.19	252.00	0.07		
	小計			21.24	9.99	297.00	0.07	
⑦鉄類	容器 包装	飲食料缶						
		栓・キャップ						
		スプレー缶	0.00	0.00	0.05	0.08		
		その他						
容器包装以外			0.41	0.19	2.10	0.19		
小計			0.41	0.19	2.15	0.19		
⑧アルミ	容器 包装	飲食料缶						
		栓・キャップ	0.01	0.01	0.15	0.09		
		スプレー缶						
		その他	0.00	0.00	0.10	0.04		
容器包装以外			0.18	0.08	3.70	0.05		
小計			0.20	0.09	3.95	0.05		
⑨金属類(指定8品目)								
⑩その他金属			0.50	0.24	1.80	0.28		
⑪小型家電								
⑫ガラス類	容器 包装	ワンウェイビン等	0.42	0.20	1.00	0.42		
		リターナブルビン						
		容器包装以外						
小計			0.42	0.20	1.00	0.42		
⑬陶磁器・石								
⑭危険ごみ	蛍光管							
	乾電池							
	水銀温度計							
	その他							
小計								
⑮医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
	その他		2.78	1.31	20.00	0.14		
小計			2.78	1.31	20.00	0.14		
⑯その他 可燃	紙おむつ		19.02	8.94	86.00	0.22		
	その他		3.76	1.77	86.00	0.04		
	小計			22.79	10.71	172.00	0.13	
⑰その他不燃			0.25	0.12	1.00	0.25		
合計			212.69	100.00	2,748.40	0.08		

(2) 家庭系燃やせないごみ

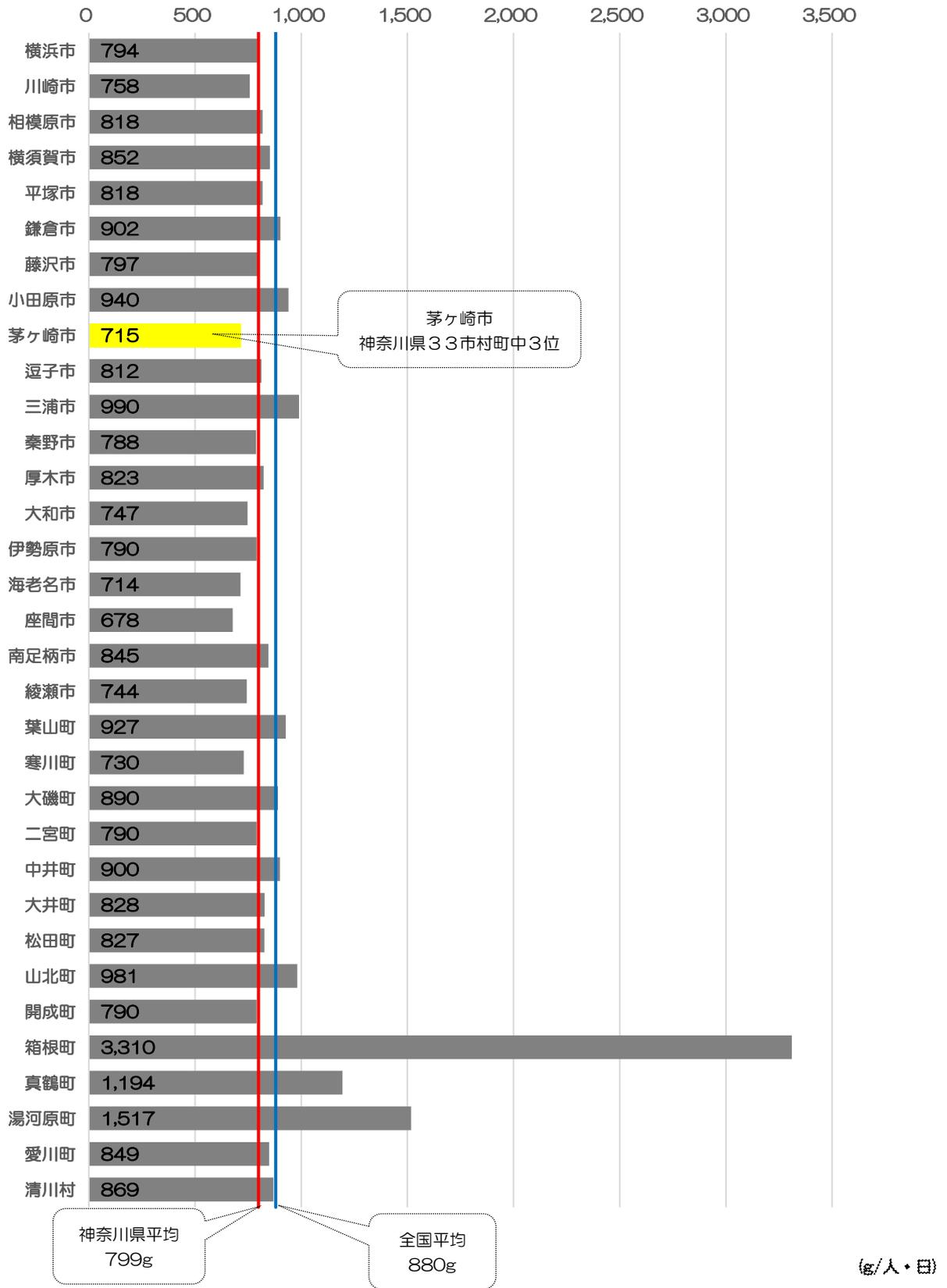
大分類	小分類 (形状別)		湿ベース 重量(kg)	湿ベース 百分率(%)	見掛け 容量(ℓ)	見掛け 比重(kg/ℓ)		
①プラスチック類	容器 包装	ペット	軟質	0.02	0.01	2.00	0.01	
		ボトル	硬質					
		その他	軟質	0.04	0.02	0.50	0.08	
		ボトル	硬質	3.00	1.74	45.00	0.07	
		トレイ	発泡スチ	白色				
			ロール	褐色(有色)				
		その他	着色 無色					
	袋	レジ袋		0.21	0.12	34.00	0.01	
		その他		0.02	0.01	0.50	0.04	
	バック類							
	その他			0.08	0.05	0.70	0.11	
	容器	軟質		4.40	2.55	225.00	0.02	
	包装	硬質		55.45	32.12	1,083.00	0.05	
以外	その他(危険物、電池内蔵品、プラ単一ではないもの等)		7.93	4.59	71.00	0.11		
小計			71.14	41.21	1,461.70	0.05		
②紙類	容器 包装	飲料用紙	アルミ無し					
		バック	アルミ付き					
		ダンボール						
	包装紙	紙容器		0.45	0.26	3.00	0.15	
		その他		0.52	0.30	6.00	0.09	
	容器	新聞・折込		0.26	0.15	8.80	0.03	
	包装	雑誌・パンフレット		0.10	0.06	0.30	0.33	
	以外	ざつ紙(再利用可能紙類)		0.34	0.20	7.00	0.05	
その他	その他(紙くず等)		0.96	0.55	5.10	0.19		
小計			2.63	1.52	30.20	0.09		
③厨芥類	廃油類		0.00					
	食品 廃棄物	直接廃棄	0.00					
		食べ残し 調理くず等	0.03	0.02	0.20	0.15		
	過剰除去(上記内数)							
小計			0.03	0.02	0.20	0.15		
④ゴム・皮革			6.21	3.60	105.00	0.06		
⑤木くず	剪定枝葉		0.04	0.02	10.00	0.00		
	その他		8.20	4.75	75.50	0.11		
	小計			8.24	4.77	85.50	0.10	
⑥布類	ウエス利用可能なもの		1.27	0.74	23.50	0.05		
	その他		6.55	3.79	112.00	0.06		
	小計			7.82	4.53	135.50	0.06	
⑦鉄類	容器 包装	飲料缶	0.30	0.17	10.10	0.03		
		栓・キャップ	0.31	0.18	2.10	0.15		
		スプレー缶	0.05	0.03	0.20	0.26		
		その他	0.38	0.22	3.00	0.13		
	容器包装以外			15.75	9.13	157.05	0.10	
	小計			16.79	9.73	172.45	0.10	
⑧アルミ	容器 包装	飲料缶	0.01	0.01	0.10	0.09		
		栓・キャップ	0.08	0.05	1.10	0.08		
		スプレー缶	0.21	0.12	2.50	0.08		
		その他	3.07	1.78	15.20	0.20		
	容器包装以外			1.61	0.93	7.20	0.22	
小計			4.98	2.88	26.10	0.19		
⑨金属類(指定8品目)			1.10	0.64	10.62	0.10		
⑩その他金属			2.95	1.71	37.53	0.08		
⑪小型家電			18.60	10.77	185.00	0.10		
⑫ガラス類	容器	ワンウェイビン等	1.42	0.82	10.30	0.14		
	包装	リターナブルビン						
	容器包装以外			9.13	5.29	46.00	0.20	
小計			10.55	6.11	56.30	0.19		
⑬陶磁器・石			12.21	7.07	28.20	0.43		
⑭危険ごみ	蛍光管		0.43	0.25	20.00	0.02		
	乾電池		0.95	0.55	1.30	0.73		
	水銀温度計							
	その他							
小計			1.38	0.80	21.30	0.06		
⑮医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
	その他							
小計								
⑯その他可燃	紙おむつ							
	その他		0.03	0.01	0.10	0.25		
	小計			0.03	0.01	0.10	0.25	
⑰その他不燃			7.97	4.61	61.90	0.13		
合計			172.62	100.00	2,417.60	0.07		

(3) 事業系燃やせるごみ

大分類	小分類 (形状別)		湿ベース 重量(kg)	湿ベース 百分率(%)	見掛け 容量(ℓ)	見掛け 比重(kg/ℓ)		
①プラスチック類	容器 包装	ペット	軟質	0.10	0.09	5.00	0.02	
		ボトル	硬質	0.34	0.29	20.00	0.02	
		その他	軟質	0.74	0.63	25.00	0.03	
		ボトル	硬質	1.33	1.14	50.00	0.03	
		トレイ	発泡スチ	白色	0.26	0.22	38.00	0.01
			ロール	褐色(有色)	0.35	0.30	17.00	0.02
			その他	着色	0.33	0.28	35.00	0.01
				無色	0.41	0.35	30.00	0.01
		袋	レジ袋		0.48	0.41	45.00	0.01
			その他		13.55	11.57	385.00	0.04
	バック類			0.72	0.62	63.00	0.01	
	その他			1.65	1.41	105.00	0.02	
	容器 包装 以外	軟質		6.45	5.51	210.00	0.03	
		硬質		1.25	1.07	55.00	0.02	
		その他(危険物、電池内蔵品、プラ単一ではないもの等)			0.11	0.09	10.00	0.01
小計			28.07	23.98	1,093.00	0.03		
②紙類	容器 包装	飲料用紙	アルミ無し	0.56	0.48	18.00	0.03	
		バック	アルミ付き	1.07	0.91	32.00	0.03	
		ダンボール		1.92	1.64	40.00	0.05	
		包装紙		0.60	0.51	45.00	0.01	
	紙容器			8.97	7.66	170.00	0.05	
		その他		1.00	0.86	60.00	0.02	
	容器 包装 以外	新聞・折込		0.35	0.30	40.00	0.01	
		雑誌・パンフレット		0.60	0.51	3.00	0.20	
	ざつ紙(再利用可能紙類)			7.03	6.01	110.00	0.06	
	その他(紙くず等)			34.33	29.33	540.00	0.06	
小計			56.43	48.21	1,058.00	0.05		
③厨芥類	廃油類							
	食品 廃棄 物	直接廃棄		1.43	1.22	14.00	0.10	
		食べ残し		8.13	6.95	32.00	0.25	
		調理くず等		7.55	6.45	45.00	0.17	
		過剰除去(上記内数)		2.52	2.15	23.00	0.11	
小計			17.11	14.62	91.00	0.19		
④ゴム・皮革			2.65	2.26	40.00	0.07		
⑤木くず	剪定枝葉		1.35	1.15	20.00	0.07		
	その他		1.23	1.05	35.00	0.04		
	小計			2.58	2.20	55.00	0.05	
⑥布類	ウエス利用可能なもの		0.43	0.37	10.00	0.04		
	その他		2.85	2.43	28.00	0.10		
	小計			3.28	2.80	38.00	0.09	
⑦鉄類	容器 包装	飲食料缶		0.29	0.25	3.20	0.09	
		栓・キャップ						
		スプレー缶						
		その他						
容器包装以外								
小計			0.29	0.25	3.20	0.09		
⑧アルミ	容器 包装	飲食料缶		0.02	0.02	0.35	0.06	
		栓・キャップ						
		スプレー缶						
		その他		0.01	0.01	0.20	0.05	
	容器包装以外			0.03	0.02	0.30	0.08	
小計			0.06	0.05	0.85	0.07		
⑨金属類(指定8品目)								
⑩その他金属								
⑪小型家電								
⑫ガラス 類	容器	ワンウェイビン等	0.70	0.60	5.00	0.14		
	包装	リターナブルビン						
	容器包装以外							
小計			0.70	0.60	5.00	0.14		
⑬陶磁器・石								
⑭危険ご み	蛍光管							
	乾電池							
	水銀温度計							
	その他							
小計								
⑮医療ご み	特別管理一般廃棄物							
	その他							
小計								
⑯その他 可燃	紙おむつ		3.20	2.74	25.00	0.13		
	その他		2.55	2.18	17.00	0.15		
	小計			5.75	4.91	42.00	0.14	
⑰その他不燃			0.15	0.13	3.00	0.05		
合計			117.06	100.00	2,429.05	0.05		

10 参考（県内比較）

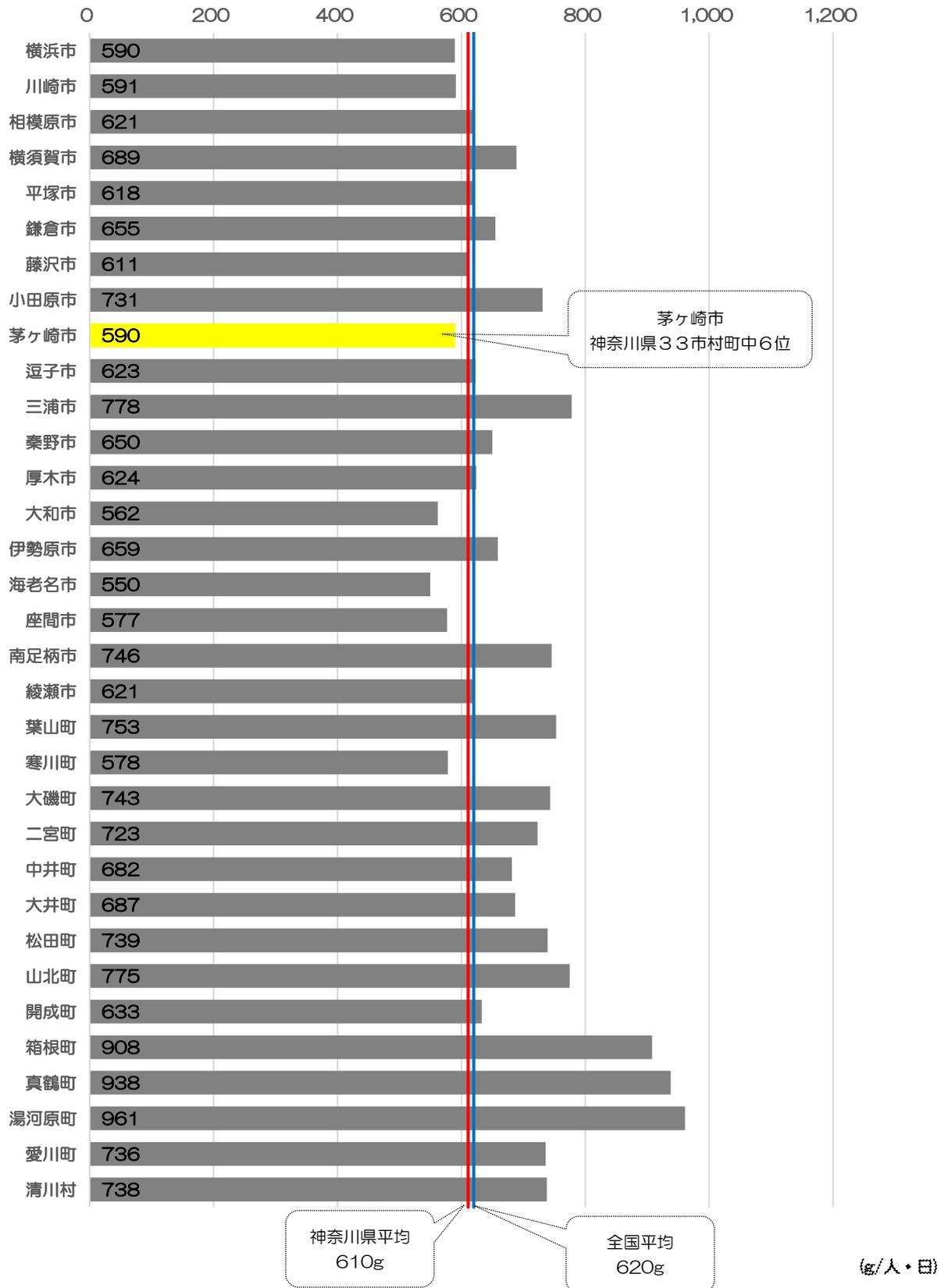
(1) 1人1日当たりのごみ排出量



注)茅ヶ崎市の数値は、令和4年度の実績値を使用しています。

(資料:「令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」令和6年3月)

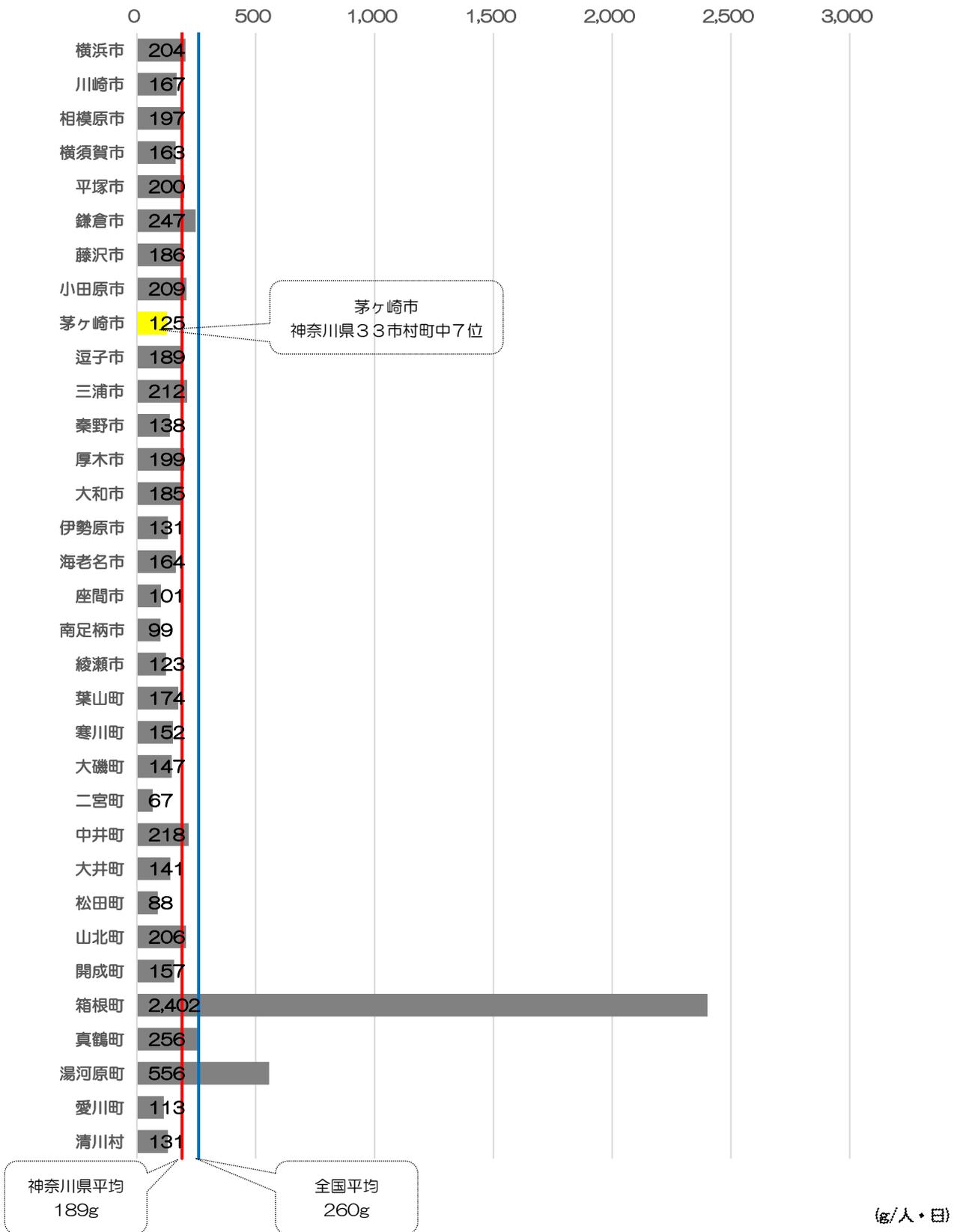
(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



注)茅ヶ崎市の数値は、令和4年度の実績値を使用しています。

(資料:「令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」令和6年3月)

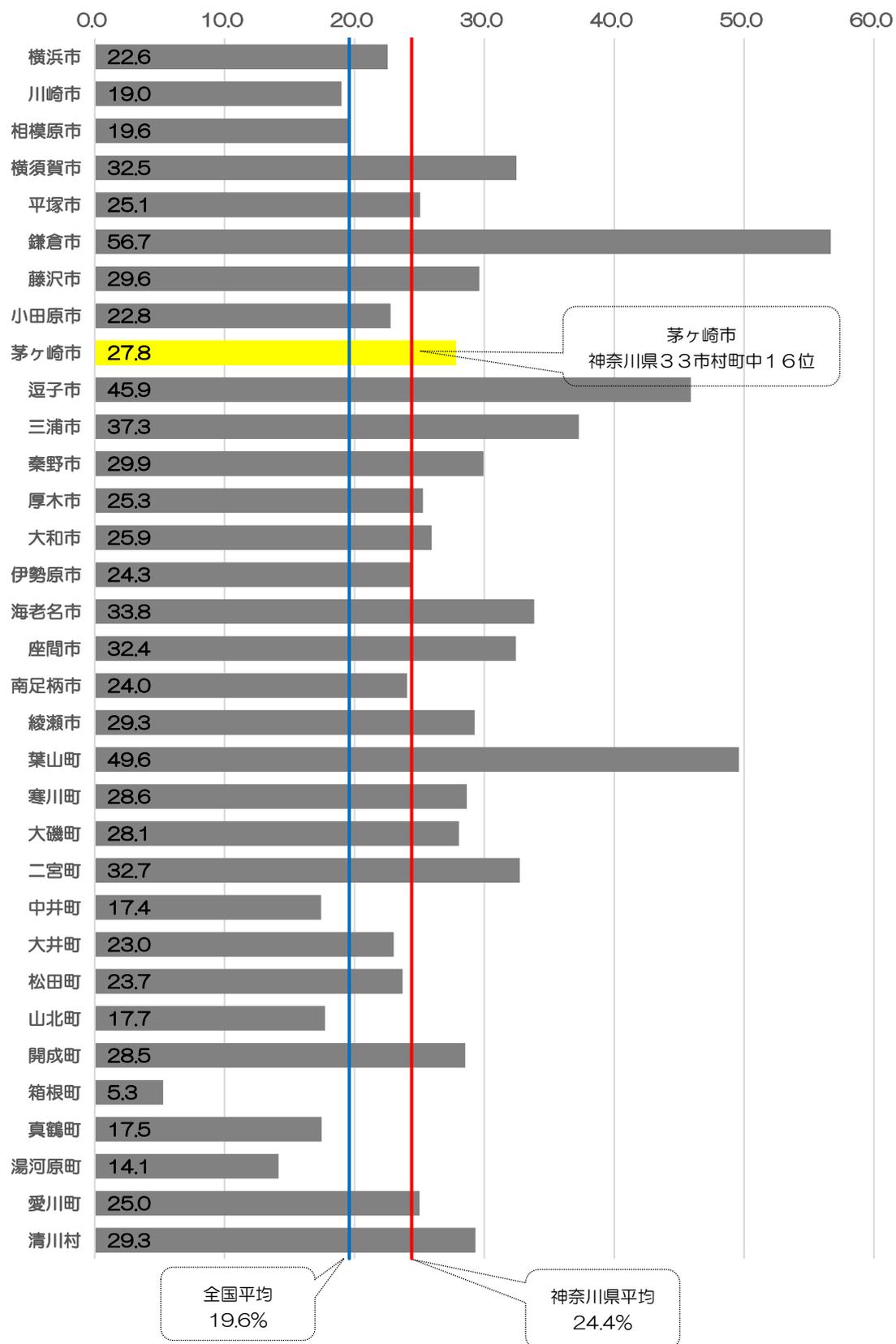
(3) 1人1日当たりの事業系ごみ排出量



注)茅ヶ崎市の数値は、令和4年度の実績値を使用しています。

(資料:「令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」令和6年3月)

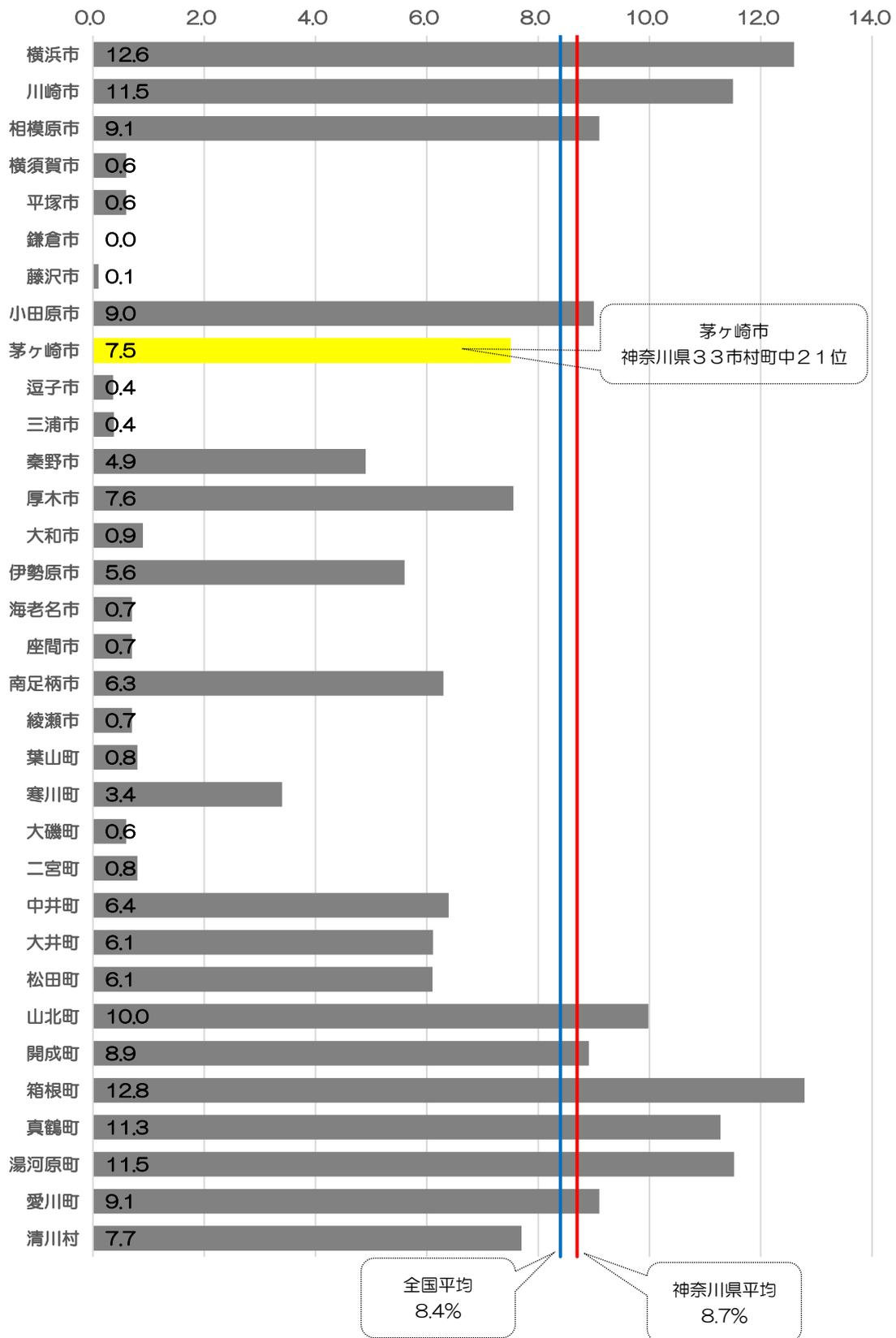
(4) リサイクル率



注)茅ヶ崎市の数値は、令和4年度の実績値を使用しています。

(資料:「令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」令和6年3月)

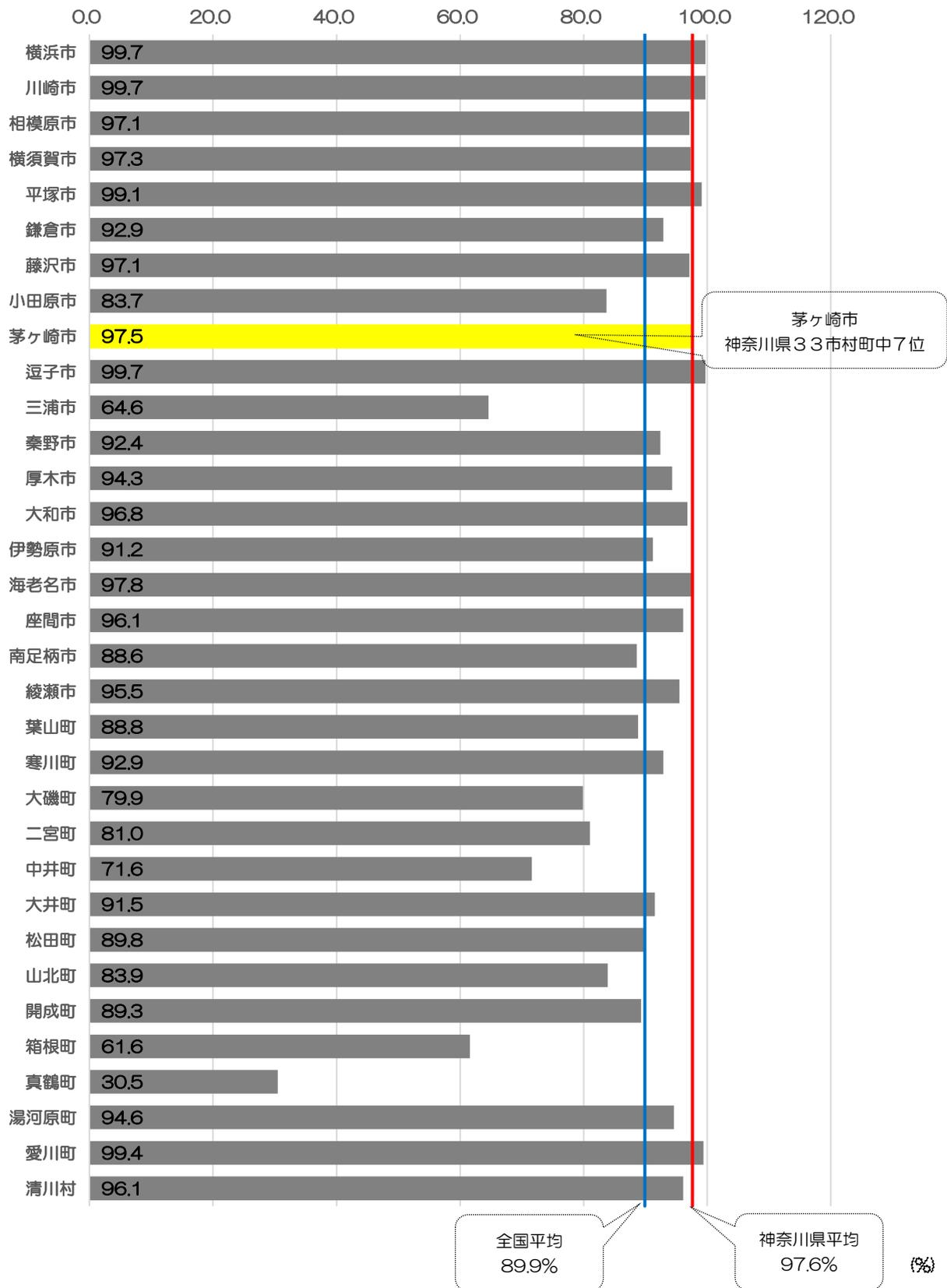
(5) 最終処分率



注)茅ヶ崎市の数値は、令和4年度の実績値を使用しています。

(資料:「令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」令和6年3月)

(6) 生活排水処理率



注)茅ヶ崎市の数値は、令和4年度の実績値を使用しています。

(資料:「環境省ホームページ」、「令和5年度一般廃棄物実態調査結果(令和4年度実績)」令和6年3月)

パブリックコメント実施結果 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画(素案)」

1 募集期間 令和6年11月26日(火)～令和6年12月25日(水)

2 意見の件数・意見提出者数 17件・7人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	1人	0人	2人	0人	3人	0人

4 内容別の意見件数

	項目	件数
1	計画全般に関する意見	1件
2	戸別収集導入に関する意見	1件
3	家庭系ごみの現状や取り組みに関する意見	4件
4	食品ロス削減に関する意見	1件
5	不法投棄防止に関する意見	1件
6	プラスチックごみ削減に関する意見	2件
7	生活排水処理基本計画に関する意見	2件
	パブリックコメントの実施方法に関する意見、要望	3件
	その他の意見	2件
	合計	17件

＝ 一部修正を加えた項目

5 意見への対応区分

※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
反映	意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの	3件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	8件
参考	今後、本計画の取り組みを推進する上で参考とするもの	1件
	合計	12件

6 計画の公表日(予定) 令和7年1月31日(金)

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当
0467-81-7178(直通)
shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

パブリックコメント実施結果
「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画(素案)」(新旧対照表)

【30ページ】

修正後	修正前
<p>施策 1:家庭系ごみの減量化</p> <p>1-1 プラスチックごみの削減 重点</p> <p>令和4年に施行されたプラスチック資源循環促進法(プラ新法)を受け、プラスチック製品の設計から処理までに関わるあらゆる主体が、地球温暖化や海洋汚染などの様々な環境問題を意識しつつ、<u>プラスチックの使用量を削減するよう</u></p> <hr/> <p>訴え続けるとともに、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルの検討を進めます。</p> <p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ ・<u>消費者に向けたプラ新法の普及啓発</u> ・<u>プラスチック製品の分別案内の充実及びリサイクルの検討</u> 	<p>施策 1:家庭系ごみの減量化</p> <p>1-1 プラスチックごみの削減 重点</p> <p>令和4年に施行されたプラスチック資源循環促進法_____を受け、プラスチック製品の設計から処理までに関わるあらゆる主体が、地球温暖化や海洋汚染などの様々な環境問題を意識しつつ、<u>過剰包装は行わない、不要なものは購入しない、繰り返し使える商品を選ぶことなどを訴え続けるとともに、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルの検討を進めます。</u></p> <p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ ・<u>ワンウェイプラスチックの使用削減の啓発</u> ・プラスチック製品の_____リサイクルの検討

【57ページ】

修正後	修正前
<p>コラム 2 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽</p> <p>「合併処理浄化槽」は、家庭から出る生活排水(生活雑排水(台所・お風呂・洗面所などから出る排水)とし尿(トイレから出る排水))のすべてを浄化できるスグレものです。し尿だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所・お風呂・洗面所などから出る排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけることとなるため、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換がいま強く求められています。なお、2001年4月1日以降、<u>単独処理浄化槽の新設は禁止されています。</u></p>	<p>コラム 2 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽</p> <p>「合併処理浄化槽」は、家庭から出る生活排水(生活雑排水(台所・お風呂・洗面所などから出る排水)とし尿(トイレから出る排水))のすべてを浄化できるスグレものです。し尿だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所・お風呂・洗面所などから出る排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけることとなるため、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換がいま強く求められています。_____</p>

【62ページ】

修正後	修正前
<p>コラム3 <u>生活排水に関する補助金制度</u> <u>水洗化奨励金制度</u> (略) <u>合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度</u></p> <p>本市では、市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域で既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をする方を対象として、補助金を交付しています。 交付額(限度額)(令和7年3月時点):332,000円(5人槽)、414,000円(6から7人槽)、548,000円(8から10人槽)</p>	<p>コラム3 <u>生活排水に関する補助金制度</u> <u>水洗化奨励金制度</u> (略) <u>合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度</u></p> <p>本市では、市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域で既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をする方を対象として、補助金を交付しています。</p>

【73ページ】

修正後	修正前
<p>5-1 <u>収集運搬業務の安定性と体制の整備</u></p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民や事業者の衛生的で快適な生活環境を維持するために欠かせない重要な行政サービスです。<u>公共下水道の普及により収集運搬量は減少傾向にあります</u>が、<u>平常時や災害時を含めた安定的な収集運搬体制の維持・整備が求められます</u>。現行の体制を維持しつつ、<u>効率的な収集運搬を進めることで、今後も安定したサービス提供に努めます</u>。</p> <p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な収集運搬業務の実施 ・<u>安定的な収集運搬体制の整備</u> 	<p>5-1 <u>収集運搬業務の安定性の確保</u></p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民や事業者の衛生的で快適な生活環境(事業活動)を維持するうえで、なくてはならない行政サービスです。<u>現行の収集運搬体制を維持継続することで、収集運搬業務の安定性を確保します</u>。</p> <p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な収集運搬業務の実施 <p>5-2 <u>安定的な収集運搬体制の整備</u></p> <p><u>公共下水道(汚水)の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、減少傾向となっています</u>が、<u>平時及び災害時に安定的に収集運搬ができる体制を整備することが必要です</u>。そのため、<u>今後も効率的な収集を行いつつ、安定的な運搬体制の整備に努めます</u>。</p> <p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>安定的な収集運搬体制の整備</u>

茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（2025（令和7）年度～2034（令和16）年度）

令和7年（2025年）3月発行

発行・編集 茅ヶ崎市 環境部資源循環課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7178（直通）

FAX 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

